

第1期
成田市こども計画
(原案)

令和7年3月
成田市

目次

第1章 計画策定の趣旨及び概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 法的位置づけ	2
(2) 他の計画との関係	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制と策定の経緯	6
6 SDGsの推進	7
第2章 成田市のこども・子育てを取り巻く現状と課題	8
1 統計データからみたこどもを取り巻く状況	8
(1) 人口の推移	8
(2) 世帯の状況	11
(3) 婚姻の動向	13
(4) 出生の動向	14
(5) 就労の動向	15
(6) ひとり親家庭等の状況	16
2 教育・保育サービスなどの実施状況	18
(1) 保育所等の状況	18
(2) 幼稚園等の状況	19
(3) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）の状況	20
(4) 子育て支援サービスの状況	21
3 今後の人口の見通し（人口推計）	24
(1) 総人口	24
(2) 未就学児童	24
4 アンケート調査・意見聴取の結果からみたこどもを取り巻く状況	25
(1) 調査の概要	25
(2) アンケート調査の種類と対象者	25
(3) アンケート調査回収結果	25
(4) 意見聴取の種類と対象者	26
(5) アンケート調査結果の概要	27
(6) 意見聴取結果の概要	80
5 「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	82
(1) 教育・保育	82
(2) 地域子ども・子育て支援事業	82

6	成田市のこども・子育て支援の課題とその解決に向けた方向性	83
	(1) こどもや子育て世帯の意見反映の推進	83
	(2) こどもの居場所の充実	83
	(3) 社会的な支援を必要とするこどもやその家庭への支援	84
	(4) こどもやその家庭への切れ目のない支援	84
	(5) 多様なニーズに対応した教育・保育環境の整備・充実	85
第3章	計画の基本的な考え方	86
1	基本理念	86
2	基本的な視点	87
3	基本目標	88
	基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり	88
	基本目標2 こどもが安心して育つための家庭への支援	88
	基本目標3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり	89
4	施策体系	90
5	進捗を計る指標	91
第4章	施策の展開	94
	基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり	94
	基本施策① こどもの意見表明・社会参画の推進	94
	基本施策② こどもの権利の保障	96
	基本施策③ 幼児教育・保育、学校教育の充実	98
	基本施策④ こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実	101
	基本施策⑤ 障がい児・医療的ケア児等への支援	104
	基本施策⑥ 困難に直面するこどもへの支援	106
	基本目標2 こどもが安心して育つための家庭への支援	109
	基本施策① 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	109
	基本施策② 子育て支援サービスの充実	113
	基本施策③ 子育て世帯への経済的支援	116
	基本施策④ 生活に困難等を抱える子育て家庭への支援	119
	基本目標3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり	122
	基本施策① 地域における子育て支援活動の推進	122
	基本施策② こどもや子育て世帯が安心して過ごせる環境の整備	124
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	126
1	提供区域の設定	126
2	教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容	126
3	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	127
4	教育・保育	128
	(1) 1号認定：3歳以上で教育を希望（認定こども園及び幼稚園）	128
	(2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認定こども園及び保育園）	128

(3) 3号認定：満3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育園・地域型保育事業）	129
5 地域子ども・子育て支援事業	130
(1) 延長保育事業	130
(2) 放課後児童健全育成事業	131
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）	132
(4) 病児保育事業	132
(5) 利用者支援事業	133
(6) 地域子育て支援拠点事業	134
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	134
(8) 一時預かり事業（幼稚園・保育園ほか）	135
(9) 妊婦健診事業	136
(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	136
(11) 養育支援訪問事業	137
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	137
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	138
(14) 子育て世帯訪問支援事業	138
(15) 児童育成支援拠点事業	138
(16) 親子関係形成支援事業	139
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	139
(18) 産後ケア事業	140
(19) 妊婦等包括相談支援事業	140
第6章 計画の推進に向けて	141
1 計画の周知	141
2 推進体制の整備	141
(1) 本市の推進体制の整備	141
(2) こどもの意見の尊重・社会参画の推進	141
(3) 地域や関係団体等との連携・協働	141
3 計画の点検・評価の実施	142
資料編	143
1 策定経過	143
2 用語解説	144
3 成田市保健福祉審議会設置条例	151
4 成田市保健福祉審議会委員名簿	153
5 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会委員名簿	154
6 成田市こども計画策定委員会設置要綱	155

第1章 計画策定の趣旨及び概要

1 計画策定の背景と目的

国では、平成6（1994）年に「エンゼルプラン*」を策定した後、約10年ごとに少子化対策に関する大綱を策定し、こどもを産み育てやすい環境づくりに向け、仕事と子育ての両立支援など、様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、こうした対策を講じる中、少子化は、予想を上回るスピードで進行しており、令和5（2023）年の合計特殊出生率*は1.20となり、また、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。この要因としては、未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感、子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

また、近年、こどもが抱える課題も社会状況の変化に応じて複雑化しています。児童虐待* やいじめ、不登校等といったこども自身が抱える課題に加え、貧困や地域のつながりの希薄化など、こどもが置かれる環境により生じる課題、さらには、若年無業者（ニート）やヤングケアラー*など新たな課題も生じており、重層的な支援が求められています。

令和5（2023）年4月には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約*の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

また、同年12月には、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを目的として、こども施策に関する基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定され、各自治体でこども計画を策定することの必要性が示されたところです。

成田市（以下「本市」という。）では、「成田市次世代育成支援行動計画」に続き、子ども・子育て支援法*に基づく「成田市子ども・子育て支援事業計画」を平成26（2014）年度に策定し、さらに、令和元（2019）年度に後継計画として「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育需要の拡大に伴う保育の受け皿や児童ホーム*の整備、こどもが健やかに成長できるための環境整備、子育てをする方の相談体制の充実等の取組を推進してきました。

また、本市が令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度に実施した各種アンケート調査やヒアリング等の結果によると、教育・保育のさらなる充実、こどもの居場所の充実など、多様なニーズへの対応が期待されているところです。

こうした経緯やこども基本法の理念等を踏まえ、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくため、本市の最上位計画である『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』などとの整合を図りながら、令和7（2025）年度を初年度とする「第1期成田市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に規定される、本市のこども分野の総合計画である「市町村こども計画」として位置づけられる計画です。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法*第8条に基づく「市町村行動計画」を内包する計画とします。

さらに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律*第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策計画」及び子ども・若者育成支援推進法*第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」についても一体的に策定するものです。

【「こども基本法」から抜粋】

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(都道府県こども計画等)

第十条

- 二 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

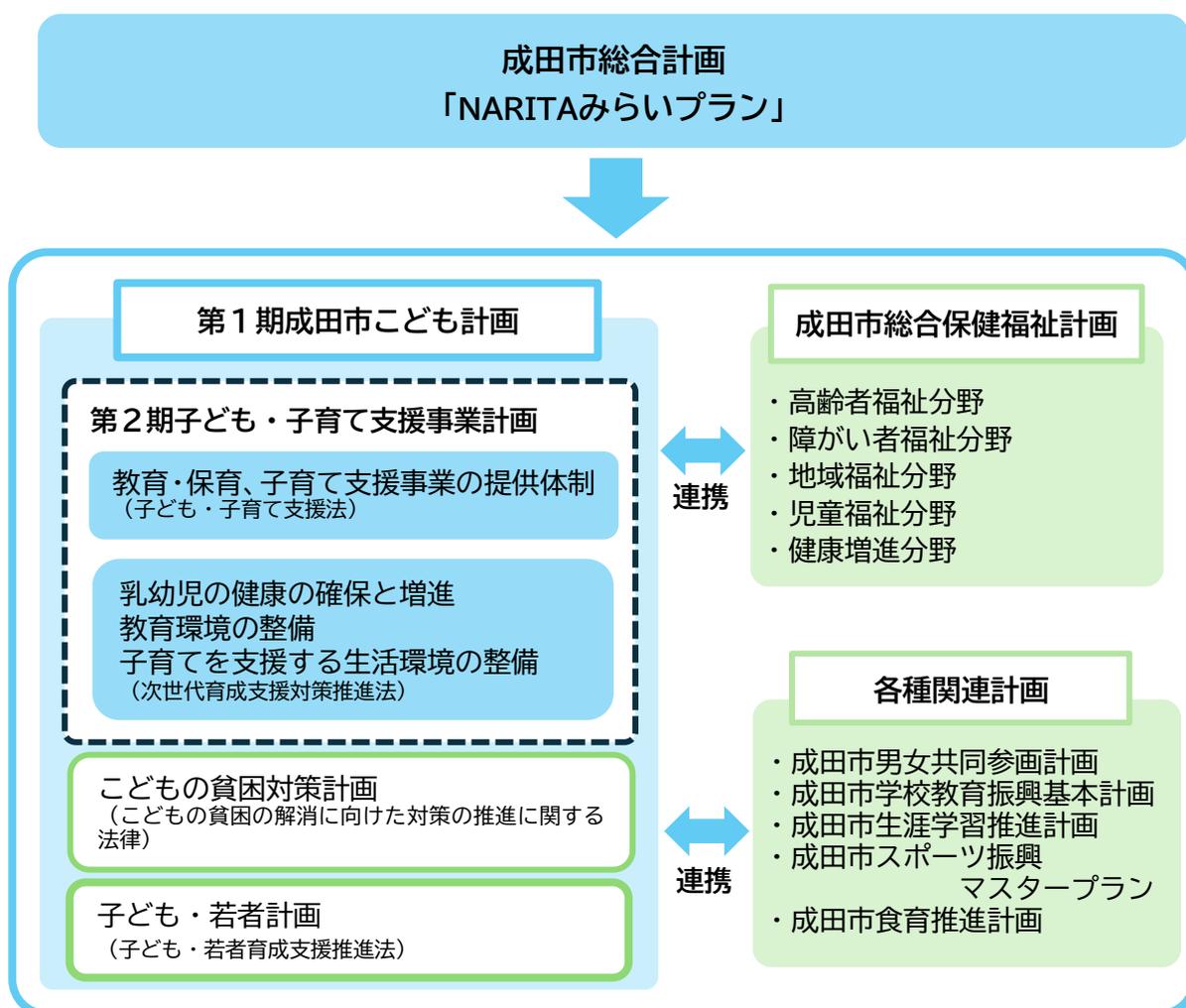
(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 他の計画との関係

本計画は、『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などのこども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけるものです。

また、「成田市総合保健福祉計画」を始めとする各種関連計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。



3 計画の対象

本計画は、「心身の発達の過程にあるすべての子ども」を対象とします。18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることなく、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものです。

また、「子育て当事者」も対象とするほか、子ども・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生から 概ね18歳まで	概ね18～30歳 ※施策によってはポスト青年期 (30～39歳)も含む

※ 本計画において、ひらがな表記の「子ども」とは、こども基本法をふまえて「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとします。

4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、また、こども大綱が今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針を示していることを鑑み、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間に計画期間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化、法改正など国の動向等を踏まえ、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

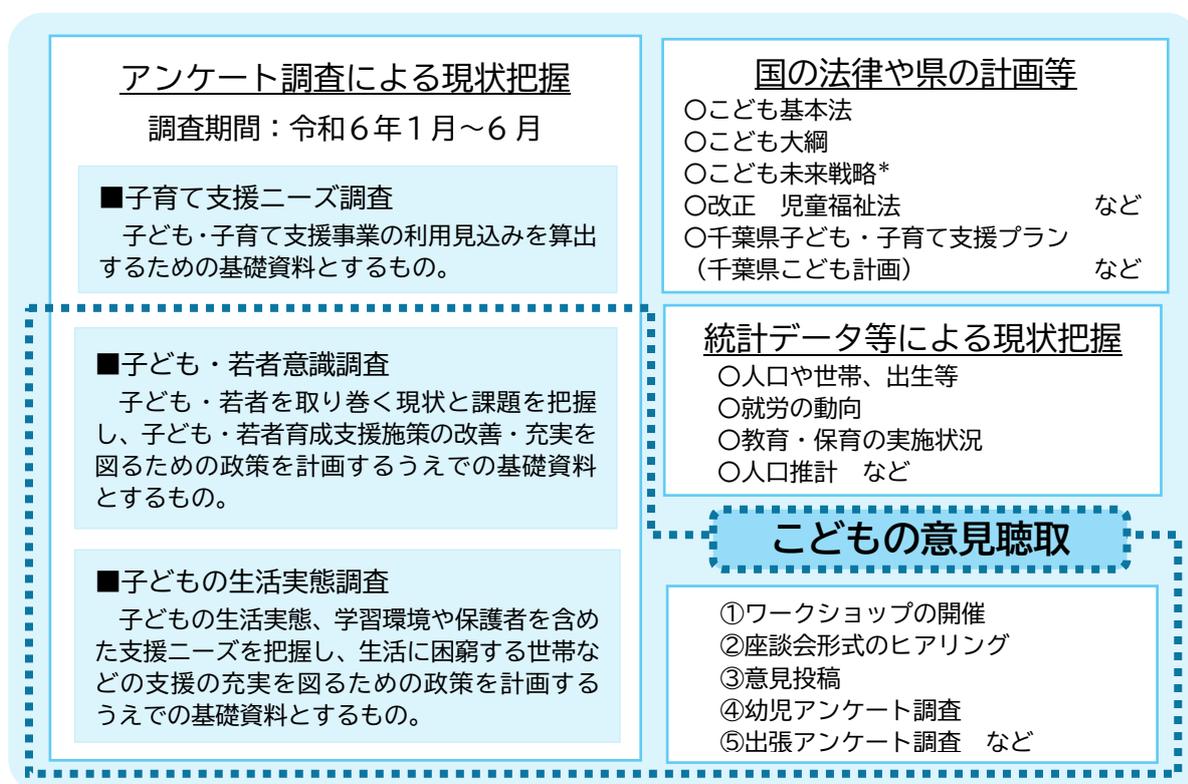
(年度)									
R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第2期成田市子ども・子育て支援事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画 ・市町村行動計画 </div>									
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1期成田市こども計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法) ・市町村行動計画 (次世代育成支援対策推進法) ・こどもの貧困対策計画 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律) ・市町村子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法) </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>こども施策を総合的に推進するため、 計画の位置づけを変更</p> </div>									

5 計画の策定体制と策定の経緯

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条に定める合議制の機関である、市民や関係団体の代表者、教育関係者等で組織する「成田市保健福祉審議会」及び「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会」において協議を行うとともに、「成田市こども計画策定委員会」を中心に、関係各課連携を図り全庁的な協議を行いました。

また、こども・若者や子育て当事者などの意見を反映させるため、各種アンケート調査やヒアリング、さらにはワークショップなどにより意見聴取を行いました。

さらに、本計画案を公表し、市民に広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。



成田市こども計画策定委員会・検討部会合同会議

成田市保健福祉審議会 子ども・子育て支援部会
アンケート調査などで明らかにされた現状・課題を把握しながら、こども・子育て支援施策の推進に向けた計画の個別の事項について、調査・審議を行う。

成田市保健福祉審議会
市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項の調査・審議を行う。

パブリックコメントによる意見募集

「第1期成田市こども計画」の策定

6 SDGsの推進

SDGs*（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、健康と福祉、気候変動など17のゴールを掲げ、令和12（2030）年の目標達成に向けて国際社会全体で取り組んでいるものです。本計画においても、SDGsの視点を踏まえて各施策に取り組んでいきます。



第2章 成田市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

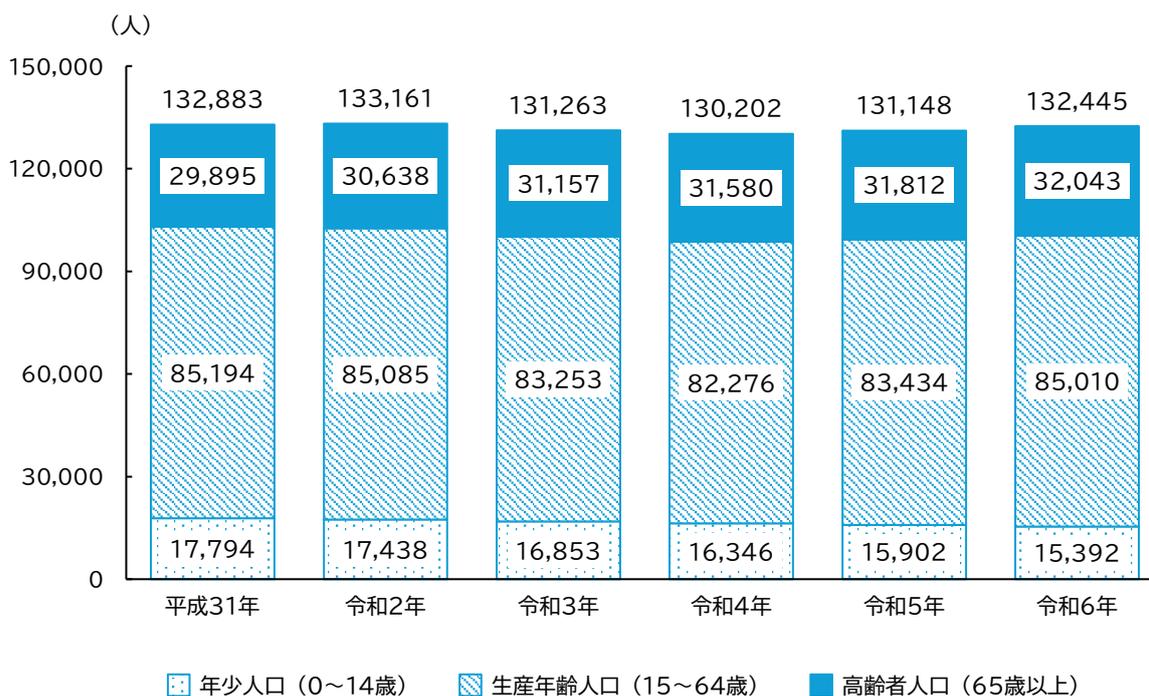
1 統計データからみたこどもを取り巻く状況

(1) 人口の推移

本市の人口の推移を見ると、総人口は令和4年まで減少していましたが、令和5年から増加に転じています。

年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）は減少している一方で、生産年齢人口（15～64歳）は一時的に減少したものの増加に転じており、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いています。

図表 人口の推移

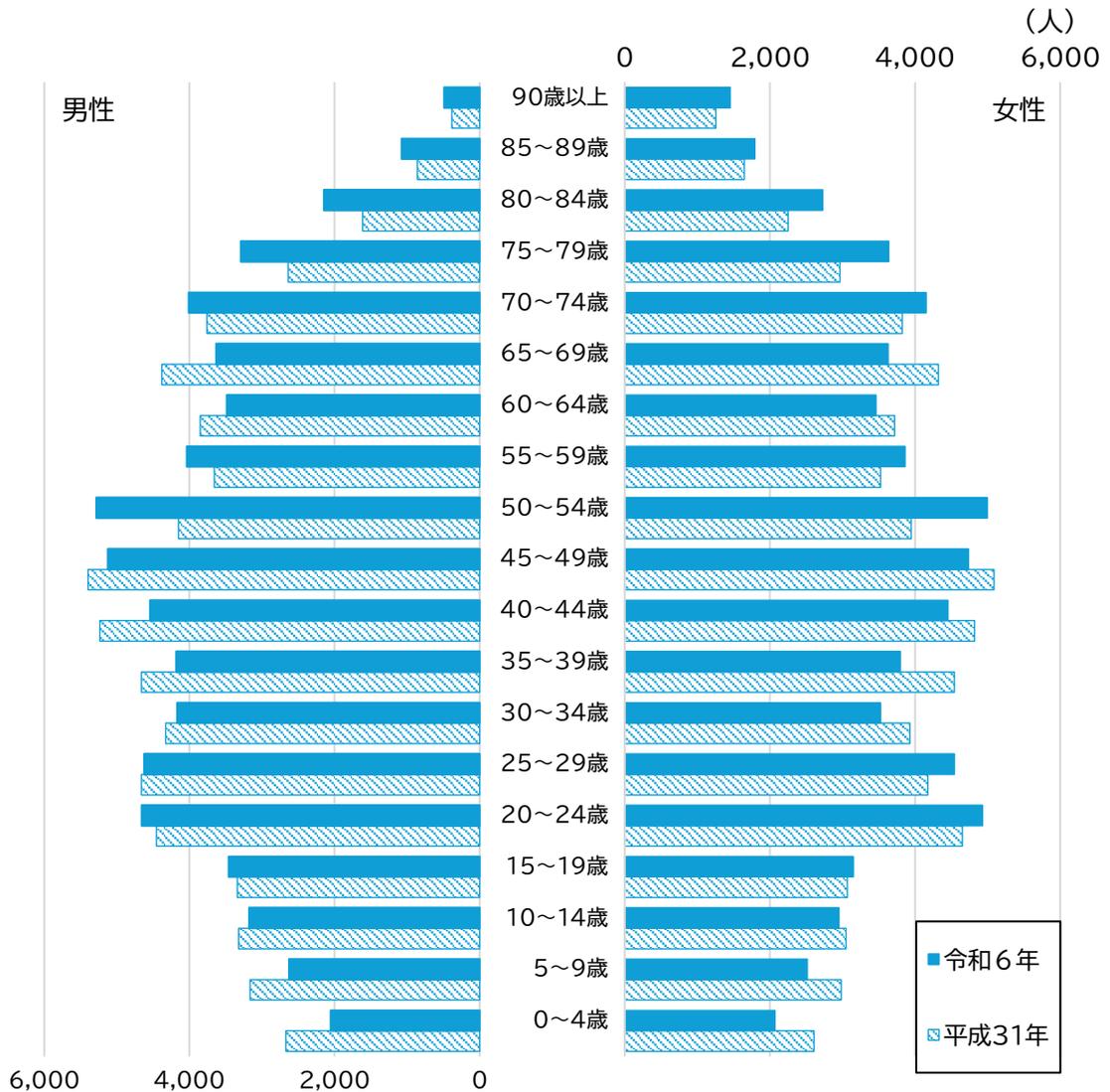


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

5歳階級別人口をみると、平成31年は、男性、女性ともに「45～49歳」が最も多くなっていましたが、令和6年では男性、女性ともに「50～54歳」が最も多くなっています。

また、令和6年と平成31年を比較すると、男性、女性ともに、0～14歳や30～49歳では人口が減少している一方、15～24歳や70歳以上では人口が増加しています。

図表 5歳階級別人口（令和6年と平成31年の比較）

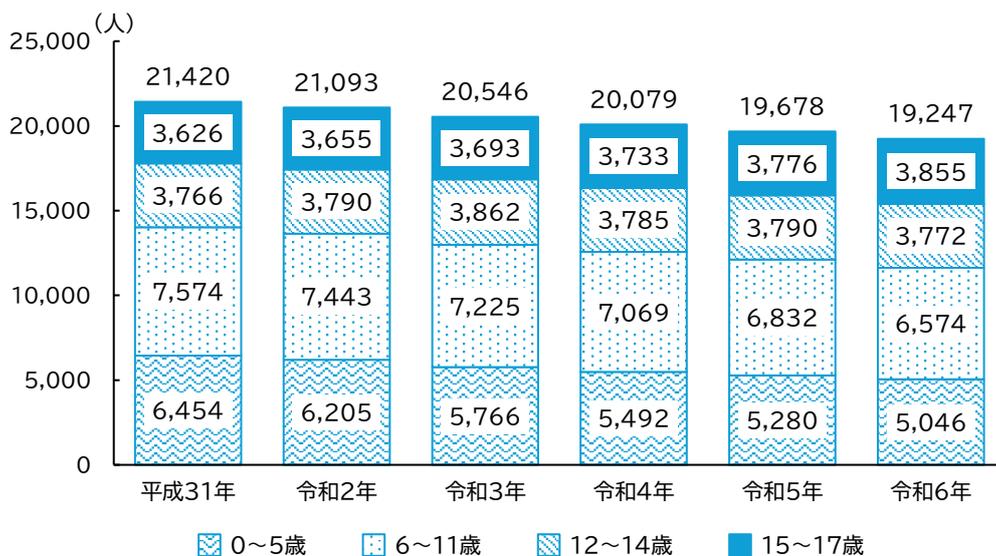


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本市の18歳未満の児童人口の推移をみると、平成31年以降、減少しており、児童人口の合計は、平成31年の21,420人から2,173人減少し、19,247人となっています。

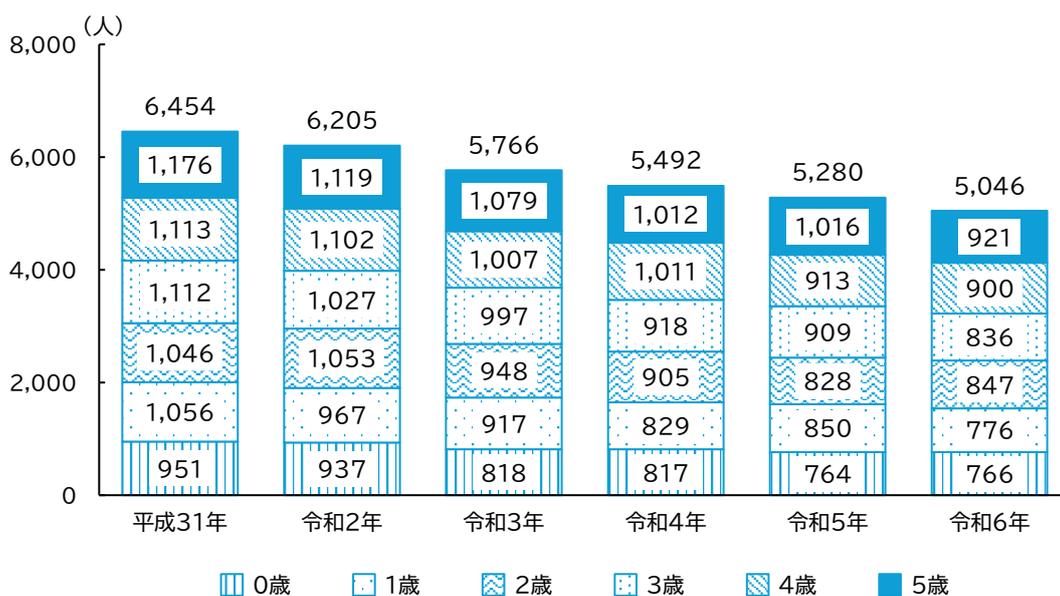
また、0～5歳の未就学児童数の1歳階級別人口の推移を見ると、いずれの年齢もおおむね減少傾向となっています。

図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

図表 未就学児童数の推移

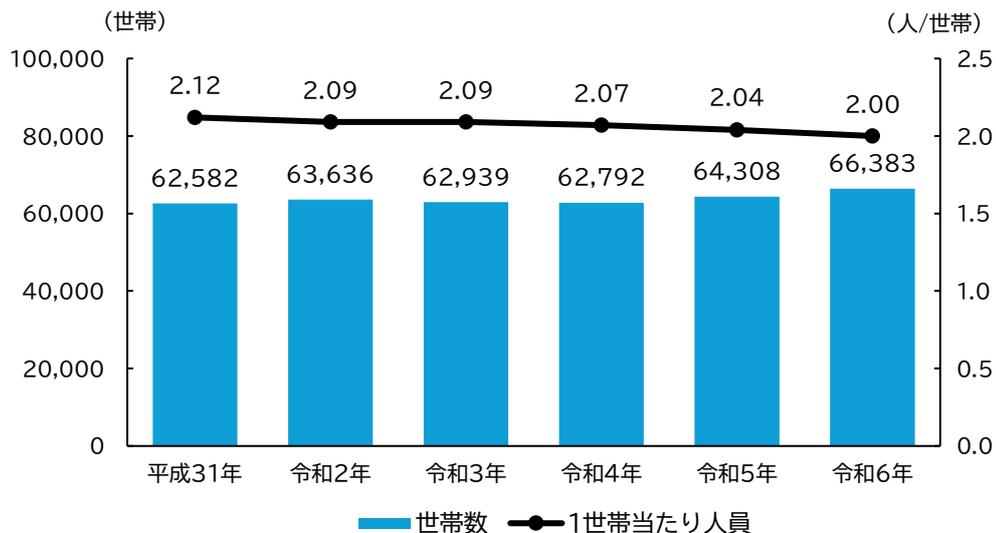


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 世帯の状況

本市の世帯数の推移をみると、64,000 世帯前後を推移し、平成 31 年と比較すると 3,801 世帯増加しています。一方、1 世帯当たり人員の推移を見ると、減少が続いており、平成 31 年は 2.12 人でしたが、令和 6 年では 2.00 人となっています。

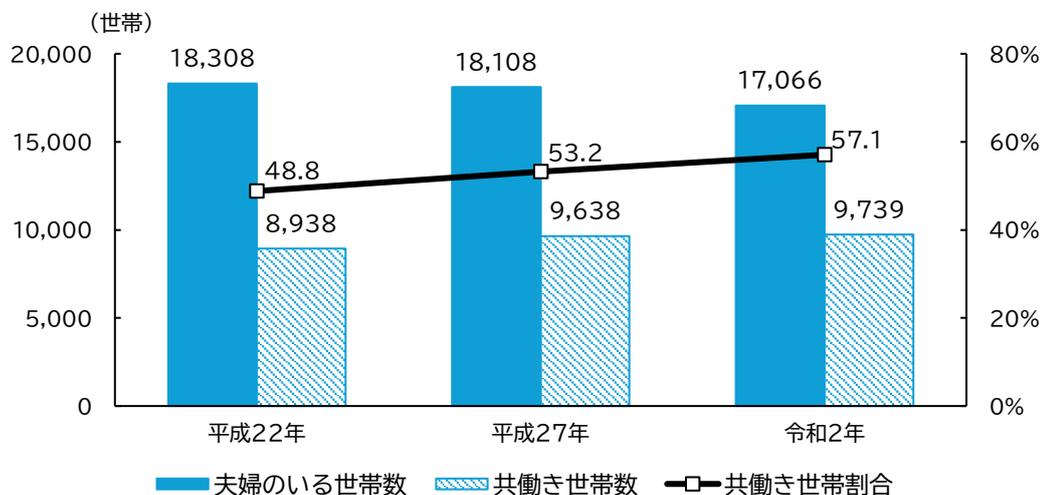
図表 世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本市のこどもがいる共働き世帯は増加傾向にあり、令和 2 年には 9,739 世帯となっています。

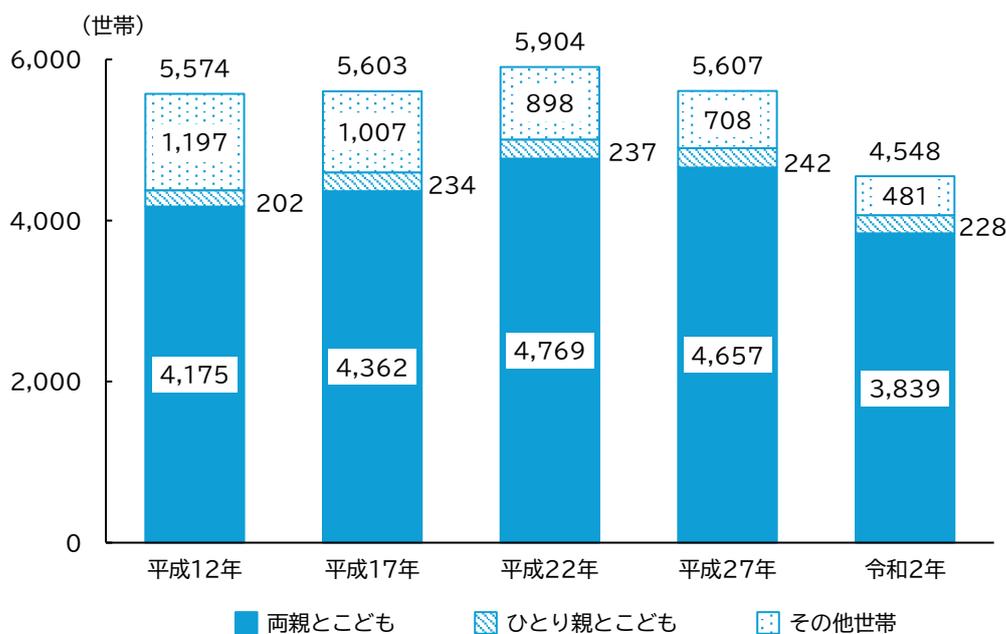
図表 こどもがいる共働き世帯数の推移



資料：国勢調査

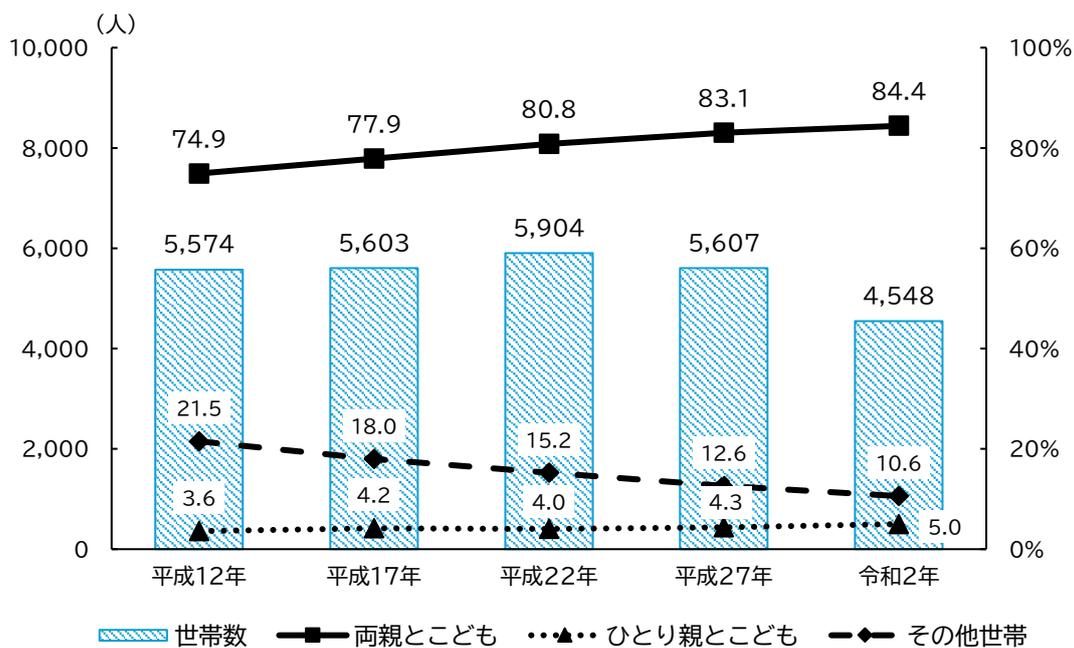
本市の6歳未満のこどものいる世帯についてみると、世帯数は平成22年まで増加していましたが、以降は減少し4,548世帯となっています。世帯構成については、両親とこどもの世帯の割合が84.4%と最も多く、増加傾向にあります。

図表 6歳未満のこどものいる世帯構成の推移



資料：国勢調査

図表 6歳未満のこどものいる世帯構成の割合



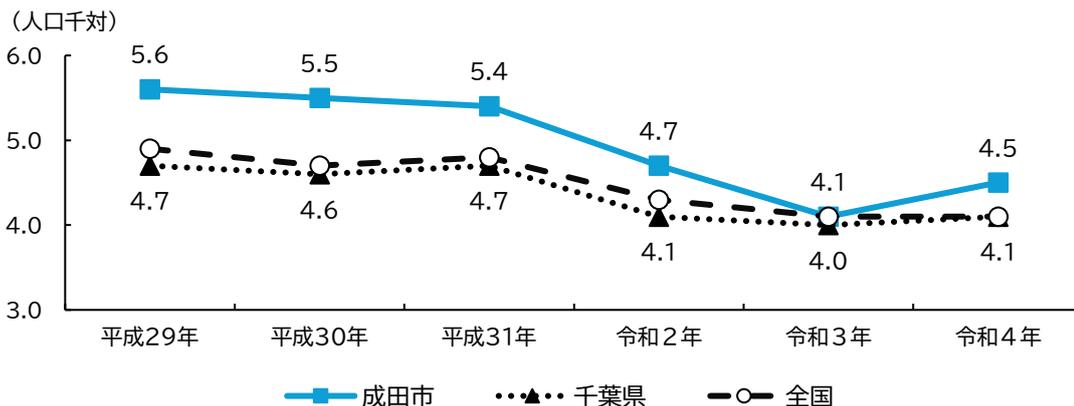
資料：国勢調査

(3) 婚姻の動向

本市の婚姻率の推移をみると、全国や千葉県よりも高く、令和3年まで減少傾向にありましたが、令和4年では増加に転じています。

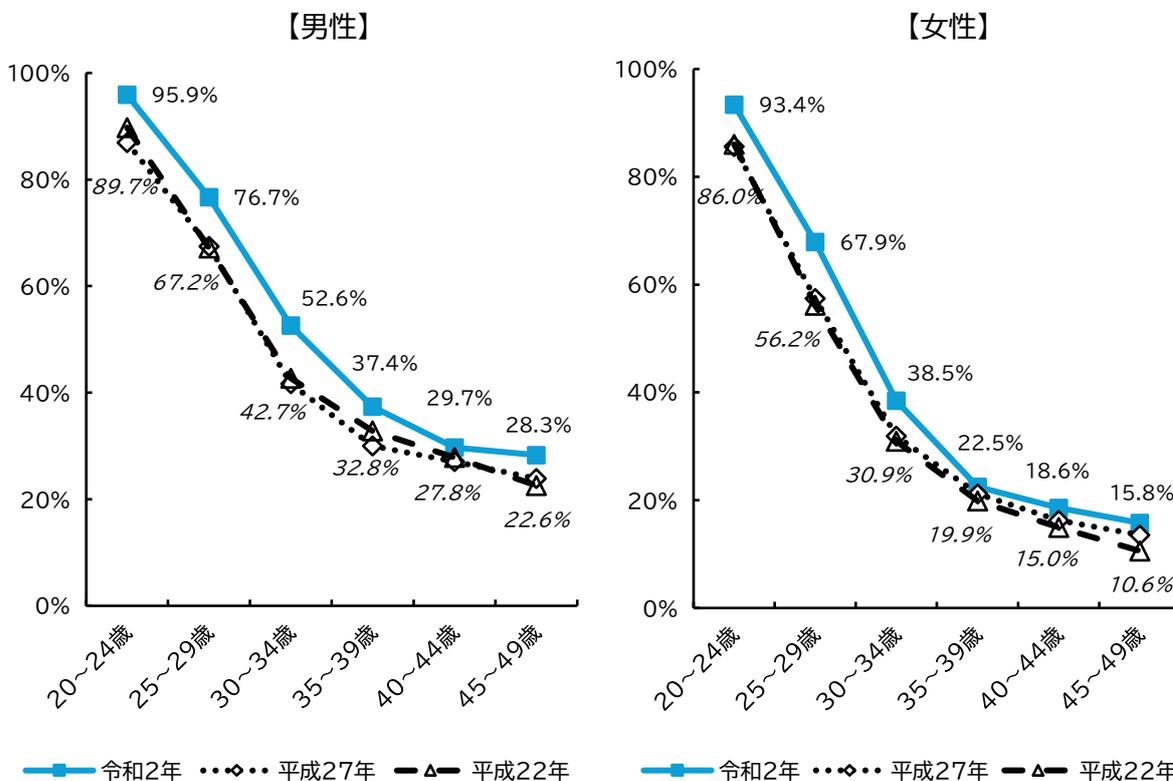
また、本市の未婚率の推移をみると、どの年代においても未婚率は上昇しています。

図表 婚姻率の推移



資料：千葉県衛生統計年報

図表 未婚率の推移



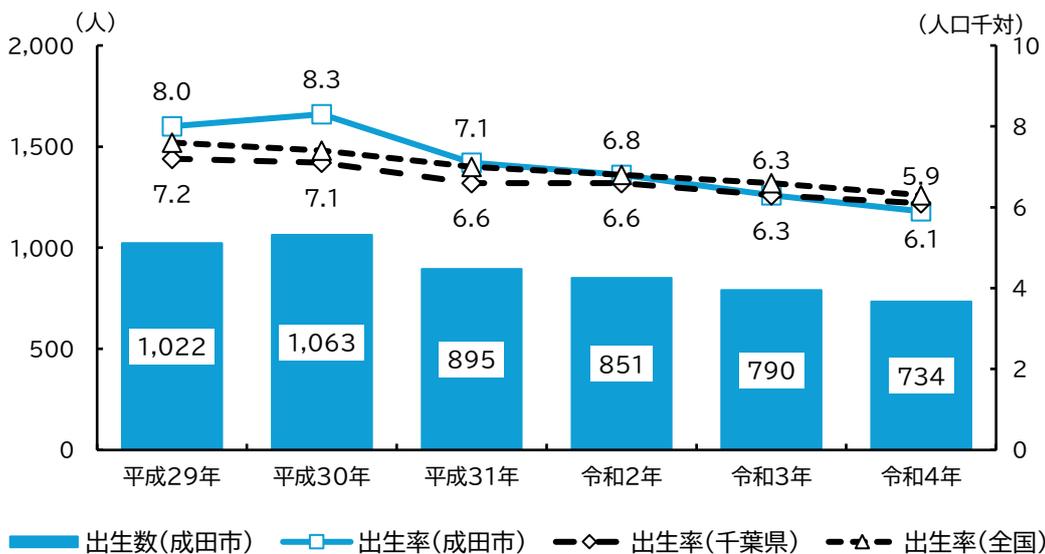
※「斜字」は平成22年の数値

資料：国勢調査

(4) 出生の動向

本市の出生数をみると、平成30年をピークに減少しています。また、出生率*についても、同様の傾向を示しており、令和4年では、全国や千葉県よりも低くなっています。

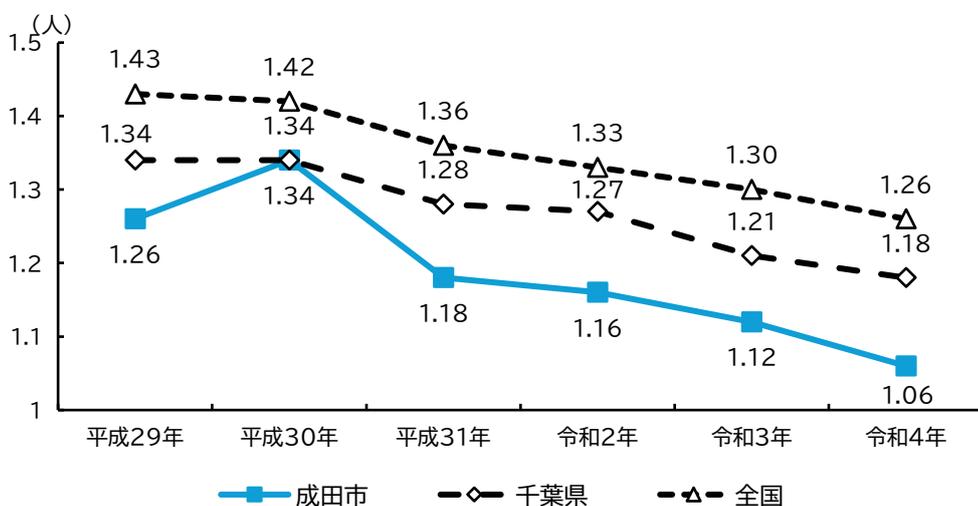
図表 出生数及び出生率の推移



資料：千葉県衛生統計年報

女性が一生の間に産むと推定されるこどもの数を示した合計特殊出生率の推移をみると、平成30年をピークに減少に転じ、以降は全国や県を下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移

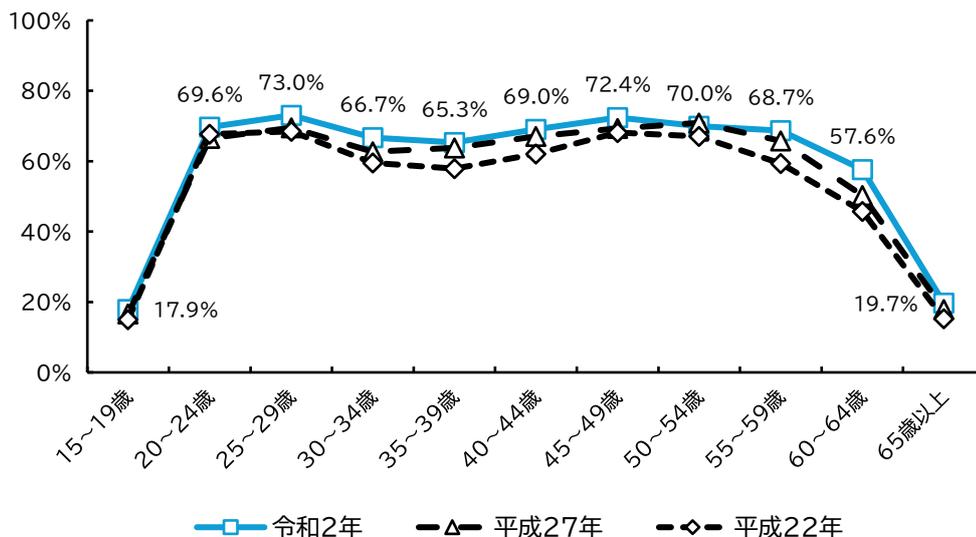


資料：千葉県衛生統計年報

(5) 就労の動向

女性の就業率の推移をみると、平成22年と比べて、20代前半から40代後半にかけ、就業率は上昇しており、特に結婚・出産期に相当する30代の就業率の低下が緩やかになっています。

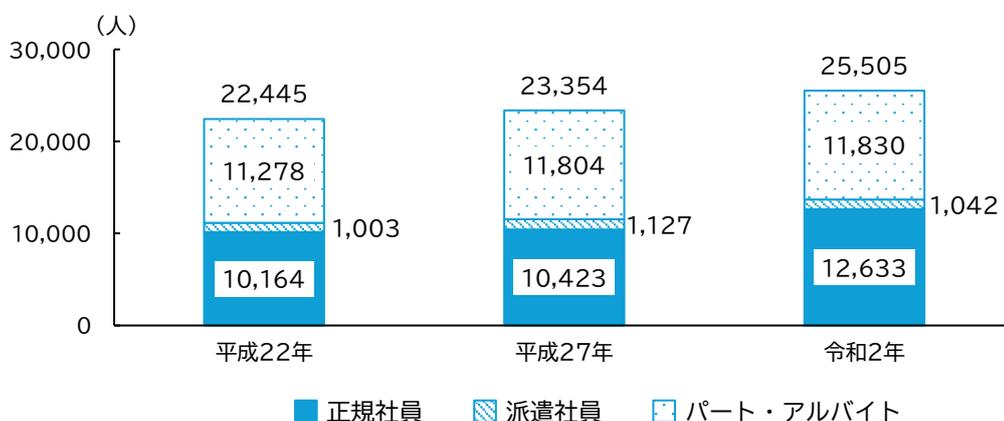
図表 女性の5歳階級別 就業率の推移



資料：国勢調査

雇用形態別に「正規社員」「派遣社員」「パート・アルバイト」の女性の就業者数の推移を見ると、「正規社員」が大きく増加しています。

図表 雇用形態別 女性の就業者数の推移



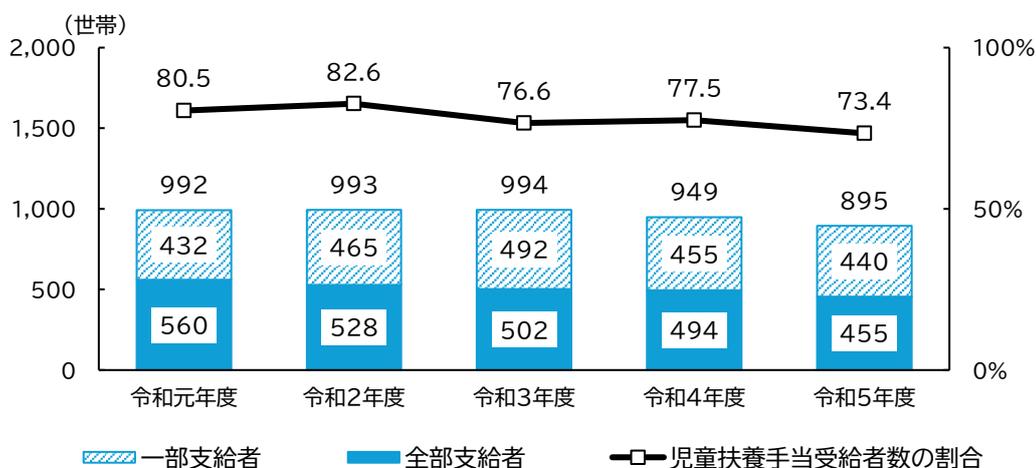
資料：国勢調査

(6) ひとり親家庭等の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数をみると、令和3年度以降、全部支給者、一部支給者ともに減少傾向となっています。また、ひとり親世帯数に対する児童扶養手当受給者数の割合についても、減少傾向となっています。

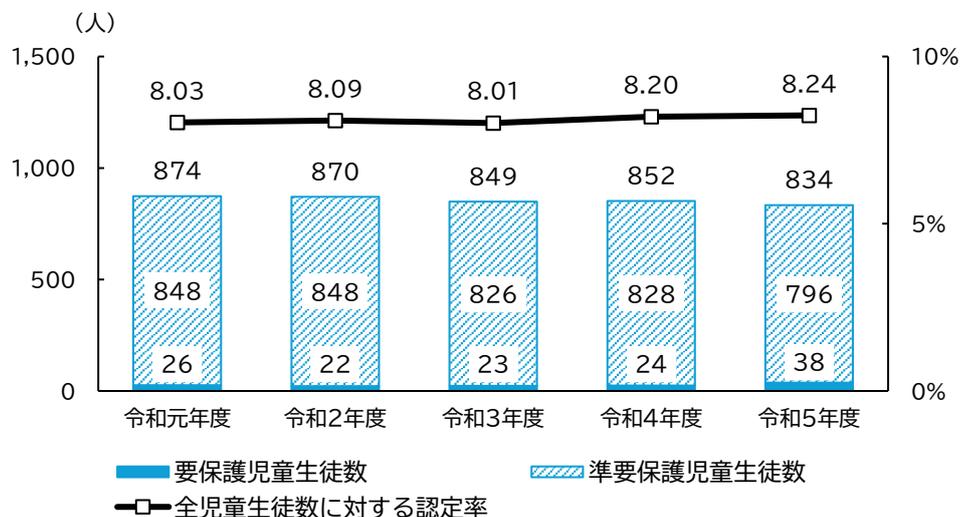
図表 児童扶養手当受給者数の推移



② 就学援助の推移

就学援助の推移をみると、要保護児童生徒*の人数と準要保護児童生徒*の人数の合計は、減少傾向となっています。

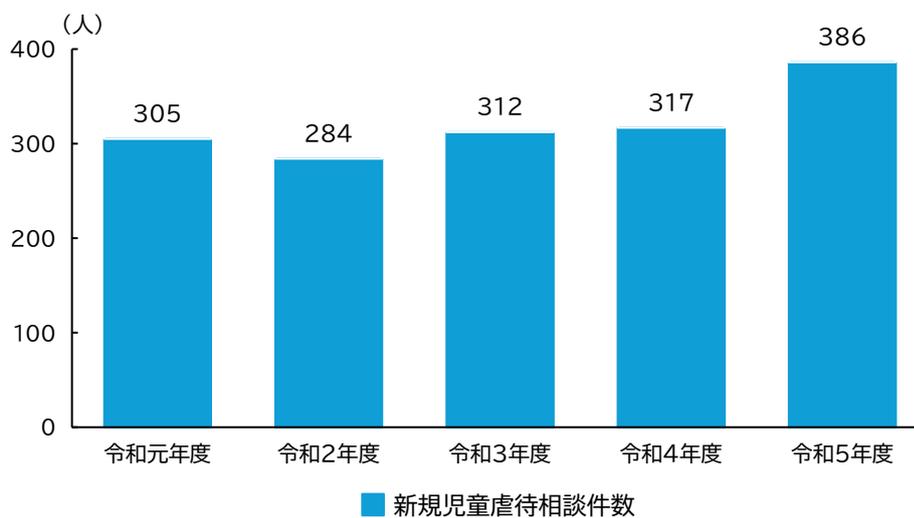
図表 就学援助の推移



③新規児童虐待相談対応件数の推移

新規児童虐待相談対応件数（身体的・性的・心理的虐待、ネグレクトの総数）は、増加傾向にあり、令和5年度には386件となっています。

図表 新規児童虐待相談対応件数の推移



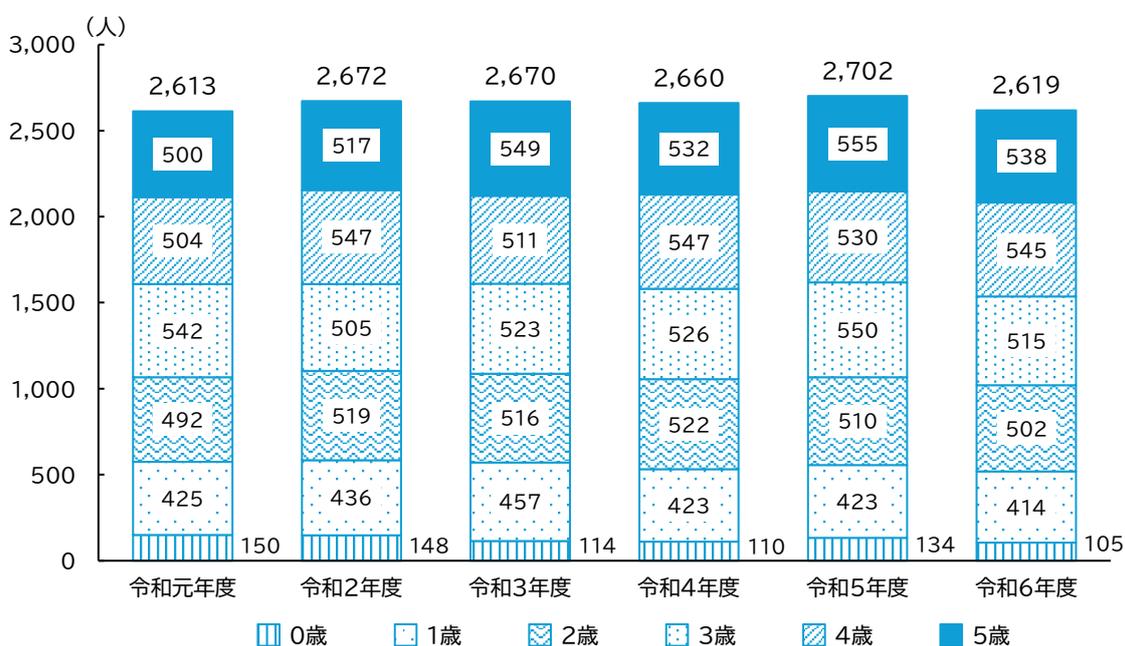
2 教育・保育サービスなどの実施状況

(1) 保育所等の状況

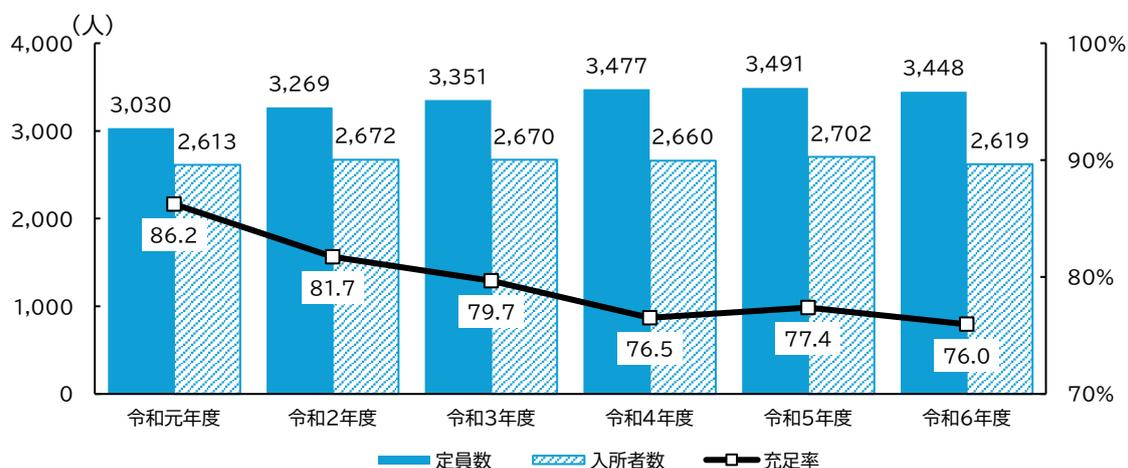
① 保育所等の入所者数の状況

年齢別保育所等入所者数の推移をみると、保育所等の入所者数は、緩やかな増加傾向にあります。また、保育所等の定員数の推移についても、緩やかな増加傾向にあります。

図表 年齢別保育所等入所者数の推移



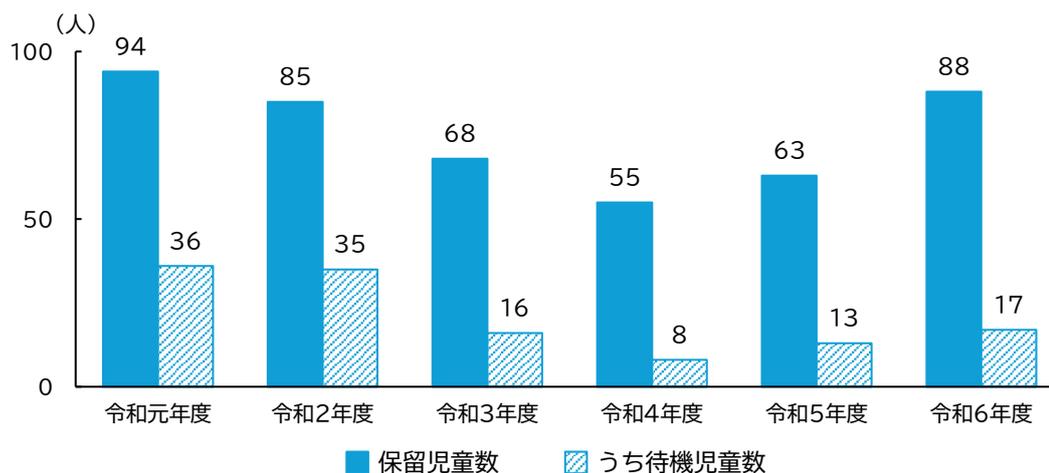
図表 保育所等の定員数及び入所者数の推移



②保育所等の待機児童及び保留児童の状況

保育所等の待機児童*の人数は、施設整備に伴う定員増などにより令和4年度の8人まで一時減少した後、増加に転じています。また、保留児童*の人数についても、令和4年度まで減少傾向にありましたが、その後増加傾向に転じています。

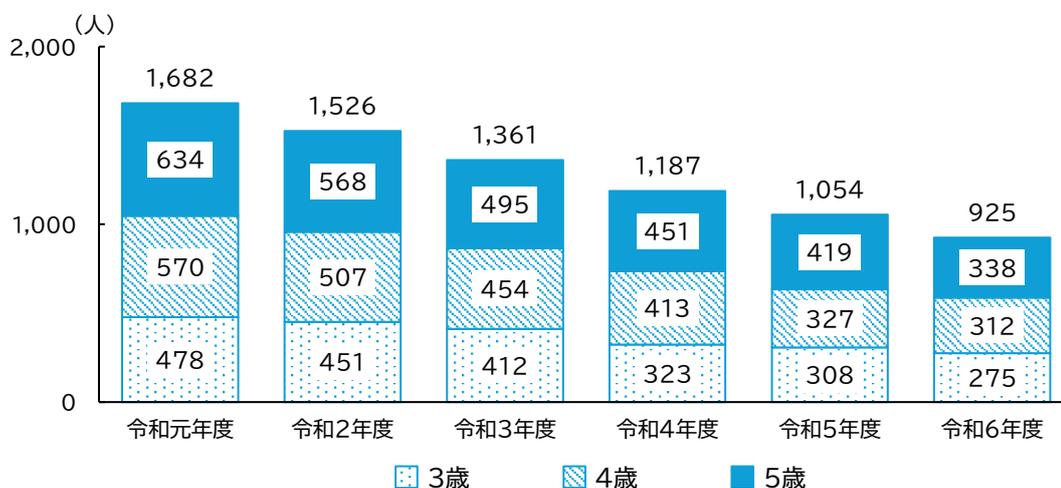
図表 保育所等の待機児童数及び保留児童数の推移



(2) 幼稚園等の状況

幼稚園等の入園者数は、どの年齢においても年々減少しており、令和6年度では925人となっています。

図表 年齢別幼稚園等入園者数の推移

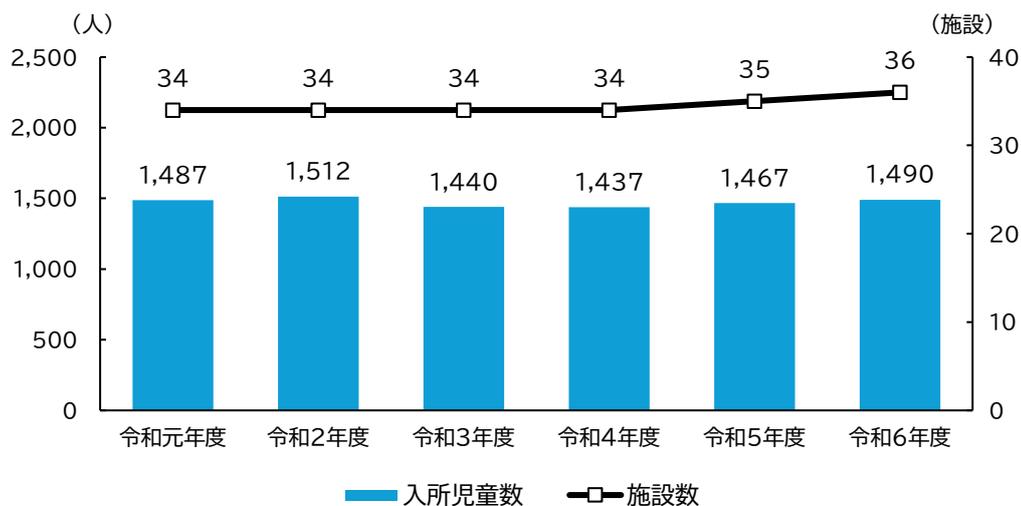


(3) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）の状況

①児童ホームの利用児童数の状況

児童ホームの利用児童数は、令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度以降、増加に転じています。また、施設数については令和5年度に1施設、令和6年度に1施設開設し、36施設となっています。

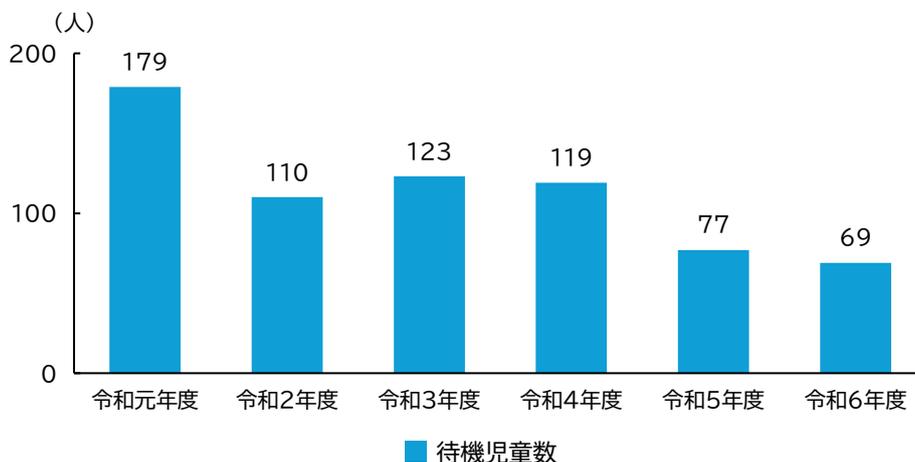
図表 児童ホームの施設数及び利用児童数の推移



②児童ホームの待機児童の状況

児童ホームの待機児童数は、令和2年度は一時的に大きく減少し、その後増加したものの、減少傾向となっています。

図表 児童ホームの待機児童数の推移

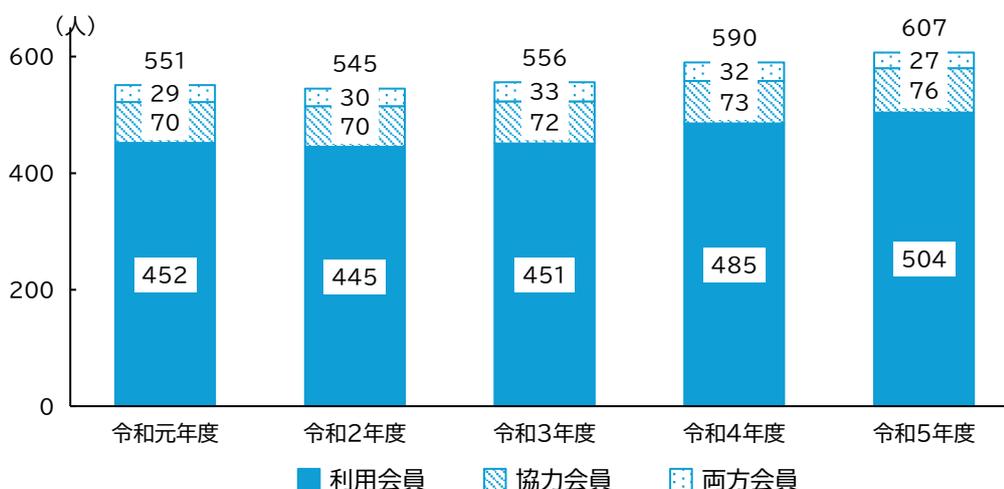


(4) 子育て支援サービスの状況

①ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域の中で子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育てを援助したい方(協力会員)の、会員による相互援助を支援する組織です。会員の総数及び利用会員・協力会員については増加傾向にあります。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数の推移

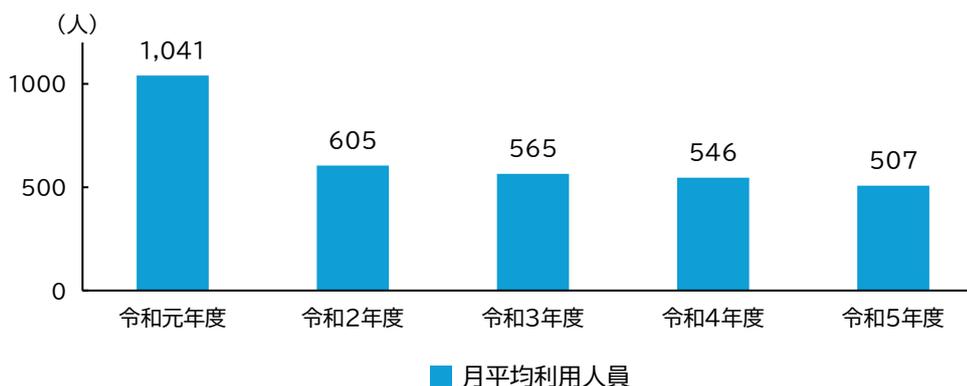


②一時保育

一時保育は、保護者の就労や傷病、災害、出産その他育児疲れによるリフレッシュなどの理由により、一時的に家庭における保育が困難な場合に、保育園で児童を預かる制度です。

月平均利用人員は令和元年度をピークに年々減少しており、令和5年度は令和元年度と比べおおよそ半数となっています。

図表 一時保育の利用状況



③地域子育て支援センター

「なかよしひろば」は、こどもが安心して遊び、保護者が育児相談や子育て中の保護者との交流ができる場です。また、保育園に併設している地域子育て支援センター*でも、保護者の子育て相談などを行っています。

これらの施設の利用人数の合計は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度に一時減少しましたが、その後は増加傾向となっています。

図表 地域子育て支援センターの利用人数

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども館 なかよしひろば	17,302	6,820	9,564	10,622	13,051
三里塚 なかよしひろば	18,001	8,656	11,466	16,517	17,311
公津の杜 なかよしひろば	35,565	17,080	20,127	24,288	26,061
青空ゆめひろば	1,388	1,030	1,120	967	571
ひだまり	558	194	182	164	170
つくしんぼ CLUB	4	4	4	8	29
かるがも CLUB	108	30	28	88	50
りんごクラブ	—	—	523	480	1,172
合計	72,926	33,814	43,014	53,134	58,415

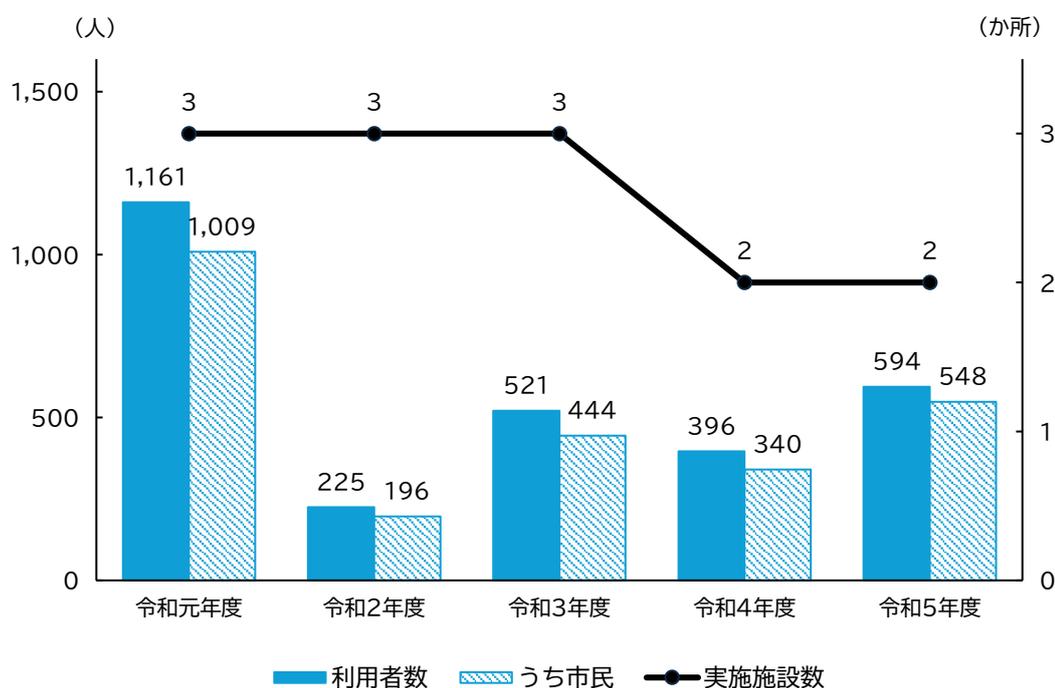
④病児・病後児保育

病児・病後児保育は、こどもが病気又は病気の回復期に、保護者が就労などにより家庭での保育が困難な場合に、病院や保育所などにおいて、一時的に保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。

実施施設数は、令和3年度まで3か所でしたが、令和4年度から2か所となっています。

利用者数は、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度に一時減少し、その後は増減が続いています。

図表 病児・病後児保育の利用状況



3 今後の人口の見通し（人口推計）

(1) 総人口

「成田市人口ビジョン[令和6(2024)年度改訂版]」に基づく本市の今後の総人口の見通しは以下のとおりです。今後も緩やかに増加していくことが見込まれます。

図表 総人口の見通し

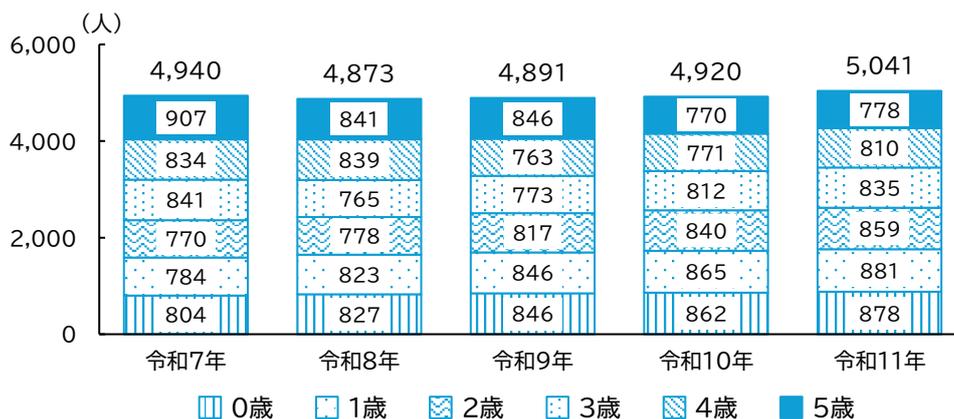


※人口ビジョンでは、5年ごとの総人口の見通しを掲載しているため、均等に増加するものとして1年ごとの総人口の見通しを算出しています。

(2) 未就学児童

本市の今後の未就学児童人口の見通しは以下のとおりです。計画期間中は緩やかな増加傾向が見込まれています。

図表 未就学児童人口の見通し



4 アンケート調査・意見聴取の結果からみたこどもを取り巻く状況

(1) 調査の概要

こども基本法において、こども・若者に関する幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を反映させるため必要な措置を講ずることが求められていることから、本計画の策定に当たり、下記の各種アンケート調査等を実施しました。

(2) アンケート調査の種類と対象者

	調査種別	対象者	調査人数	抽出方法	実施方法
①	子育て支援ニーズ調査	未就学児童の保護者	1,497人	住民基本台帳より無作為抽出	配布：郵送にて配布 回収：郵送・Web
		就学児童の保護者	892人		
②	子ども・若者意識調査	(当初実施分) 小・義務教育学校4・6年生、 中学1年生、義務教育学校7 年生の児童	3,528人	在学児童全員	配布：学校経由にて 案内文を配布 回収：Web
		(追加実施分)※ 小・義務教育学校4・6年生 の児童	2,230人		
		(当初実施分) 15～29歳	500人	住民基本台帳より 無作為抽出	配布：郵送にて配布 回収：郵送・Web
③	子どもの生活実態調査	小・義務教育学校5年生、中 学2年生、義務教育学校8年 生の児童とその保護者	2,295人	在学児童全員	配布：学校経由にて 案内文を配布 回収：Web
		高校2年生相当年齢の児童	500人	住民基本台帳より 無作為抽出	配布：郵送にて配布 回収：郵送・Web

■アンケート調査期間：令和6年1月中旬～3月上旬

※子ども・若者意識調査（追加実施分）については、令和6年5月上旬～6月上旬

(3) アンケート調査回収結果

	調査種別	対象者	調査人数	有効回答数			有効回収率
				合計	郵送	Web	
①	子育て支援ニーズ調査	(2)参照	2,389人	1,182	701	481	49.5%
②	子ども・若者意識調査 (内訳)	(2)参照(当初実施分)	(4,028人)	(960)	—	(960)	(23.8%)
		(2)参照(追加実施分)	(2,230人)	(1,500)	—	(1,500)	(67.3%)
③	子どもの生活実態調査	(2)参照(児童)	2,795人	693	84	609	24.8%
		(2)参照(保護者)	2,295人	344	—	344	15.0%

■意見聴取期間：令和6年5月上旬～7月上旬

(4) 意見聴取の種類と対象者

調査種別		調査人数	抽出方法	実施方法
こども・若者の意見聴取	(1)こどもワークショップ ①中学生・高校生対象 ②小学生対象	45人 (26人) (19人)	チラシを配布し、参加者を募集 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・小学校	ワークショップを実施
	(2)大学生からの意見聴取	150人	国際医療福祉大学の在生	配布：大学構内にて配布 回収：大学構内にて回収・Web
	(3)こどもアンケート ①子ども館 ②こども食堂* ③こども向けイベント	151人 (45人) (50人) (56人)	・子ども館利用者 ・こども食堂の利用者 ・こども向けイベントの参加者	配布：会場にて配布 回収：会場にて回収
	(4)シールアンケート ①子ども館 ②こども向けイベント ③市内公立保育所・幼稚園	1,233人 (328人) (412人) (493人)	・子ども館利用者 ・こども向けイベントの参加者 ・市内公立保育園及び幼稚園の在籍児童全員	配布：シールアンケート台紙を掲示 回収：シールアンケート台紙にシールを貼付
子育て当事者の意見聴取	(1)子育て当事者アンケート ①なかよしひろば利用者 ②こども向けイベント ③母子手帳申請者 ④健診対象者	370人 (135人) (152人) (12人) (71人)	・なかよしひろばの利用者 ・こども向けイベントの参加者 ・母子健康手帳の申請者 ・健診対象児童の保護者	配布：なかよしひろば利用時、こども向けイベント会場、母子健康手帳の申請時及び健診時に調査票を配布 回収：Web
	(2)子育て当事者ヒアリング ・なかよしひろばに来所の保護者	66組	なかよしひろばに来所の保護者	各なかよしひろばで座談会を2回開催
	(3)子育て当事者ワークショップ	11組	チラシ配布やホームページ等で募集	ワークショップを実施
子育て支援関係団体等からの意見聴取	(1)市内子育て支援関係団体ヒアリング	9団体	市内子育て支援団体	各団体にヒアリング
	(2)児童福祉施設ヒアリング	2施設	市内児童福祉施設	各施設にヒアリング
	(3)こども食堂運営団体ヒアリング	4団体	市内こども食堂運営団体	各団体にヒアリング
全市民を対象とした意見聴取	WEB 意見投稿	12件	市内在住・在学・在勤の方	配布：市ホームページに掲載 回収：Web

■意見聴取期間：令和6年5月上旬～7月上旬

(5) アンケート調査結果の概要

アンケート調査の主な結果については次のとおりです。なお、各アンケート調査の結果については、市ホームページに掲載しています。

(URL : https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0166_00011.html)



(ア) 子育て支援ニーズ調査

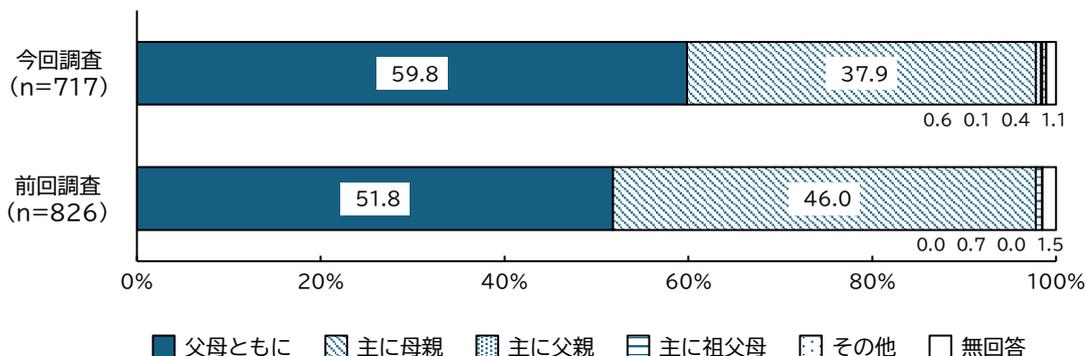
① 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方をみると、未就学児童の保護者については、「父母ともに」が59.8%と最も多く、次いで「主に母親」が37.9%となっています。就学児童の保護者についても、「父母ともに」が55.3%と最も多く、次いで「主に母親」が41.5%となっています。前回調査と比較すると、いずれも「父母ともに」が上昇しています。

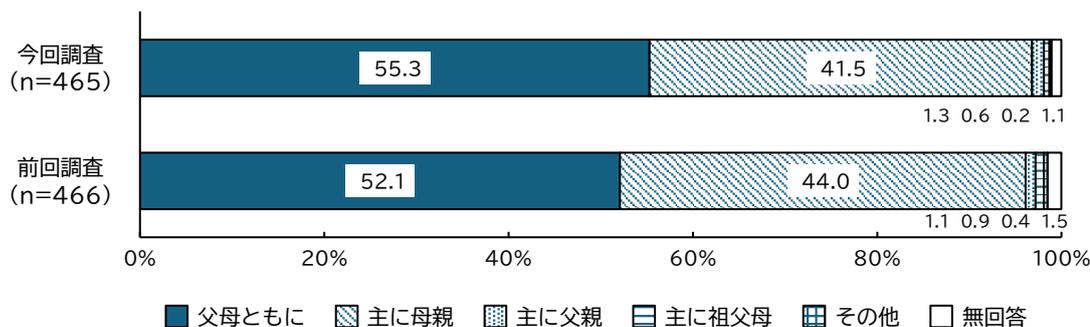
【未就学児童/問5・就学児童/問5】

図表 子育てを主に行っている方【単数回答】

【未就学児童の保護者】



【就学児童の保護者】



②保護者の就労状況

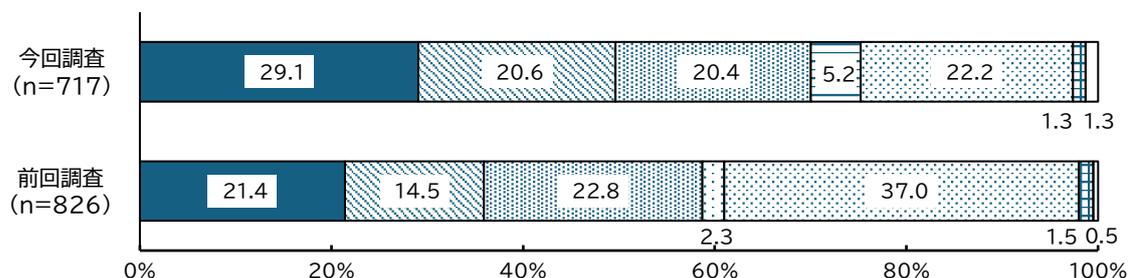
未就学児童の母親の就労状況についてみると、「フルタイムで働いている」が29.1%と最も高く、次いで「(お子さんが生まれる前を含め)以前は働いていたが、今は働いていない」が22.2%、「フルタイムで働いているが、今は休んでいる(産前・産後休暇、育児休業*・介護休業中)」が20.6%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで働いている」の割合が7.7%、「フルタイムで働いているが、今は休んでいる」の割合が6.1%上昇し、「(お子さんが生まれる前を含め)以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が大きく減少しています。

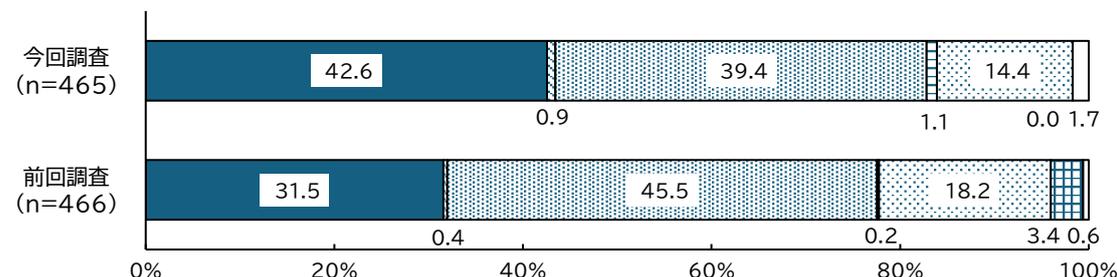
就学児童の母親の就労状況についてみると「フルタイムで働いている」が42.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」が39.4%となっています。前回調査と比較すると、「フルタイムで働いている」が11.1%上昇していることから、こどもの居場所の需要が高まっていると考えられます。

図表 母親の就労状況【単数回答】

【未就学児童の母親】



【就学児童の母親】



- フルタイムで働いている
- ▨ フルタイムで働いているが、今は休んでいる(産前・産後休暇、育児休業・介護休業中)
- ▤ パート・アルバイト等で働いている
- ▥ パート・アルバイト等で働いているが、今は休んでいる(産前・産後休暇、育児休業・介護休業中)
- ▧ (お子さんが生まれる前を含め)以前は働いていたが、今は働いていない
- ▩ (お子さんが生まれる前を含め)これまで働いたことがない
- 無回答

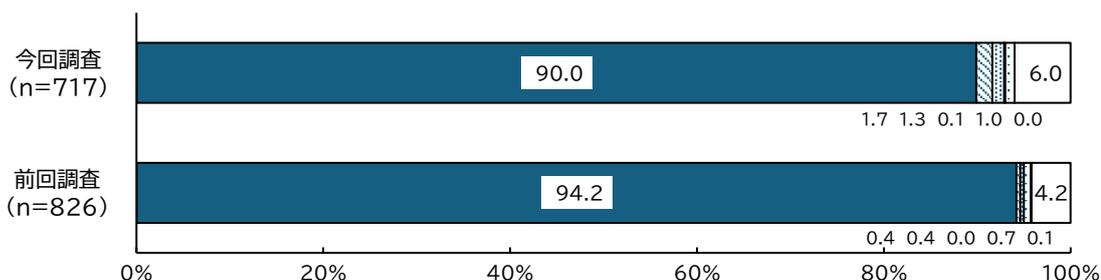
未就学児童の父親の就労状況についてみると、「フルタイムで働いている」が90.0%と最も高く、次いで「フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産前・産後休暇、育児休業・介護休業中）」が1.7%、「パート・アルバイト等で働いている」が1.3%となっています。

就学児童の父親の就労状況についてみると「フルタイムで働いている」が86.9%と最も高く、次いで「（お子さんが生まれる前を含め）これまで働いたことがない」が0.6%となっています。

未就学児童の父親の前回調査と比較すると「フルタイムで働いている」の割合が4.2%減少していますが、これは育児休業の取得者及び無回答の増加によるものと考えられます。また、就学児童の父親も「フルタイムで働いている」の割合が3.2%減少していますが、理由は同様と考えられます。【未就学児童/問7・就学児童/問7】

図表 父親の就労状況【単数回答】

【未就学児童の父親】



【就学児童の父親】

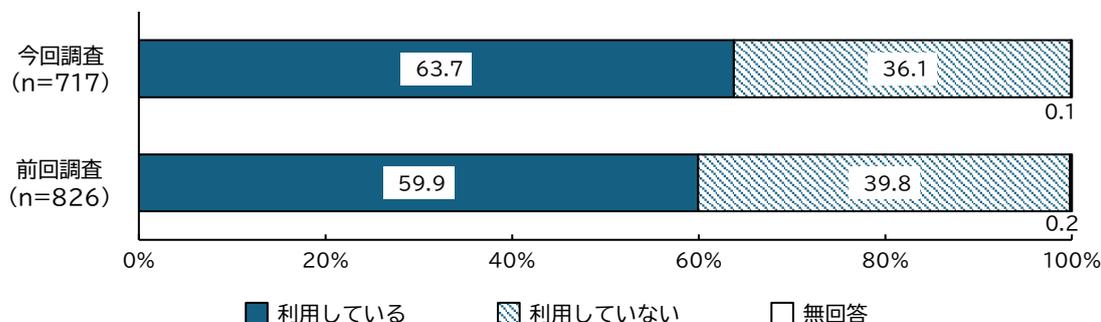


- フルタイムで働いている
- ▨ フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産前・産後休暇、育児休業・介護休業中）
- ▤ パート・アルバイト等で働いている
- ▥ パート・アルバイト等で働いているが、今は休んでいる（産前・産後休暇、育児休業・介護休業中）
- ▧ （お子さんが生まれる前を含め）以前は働いていたが、今は働いていない
- ▩ （お子さんが生まれる前を含め）これまで働いたことがない
- 無回答

③定期的な教育・保育サービスの利用

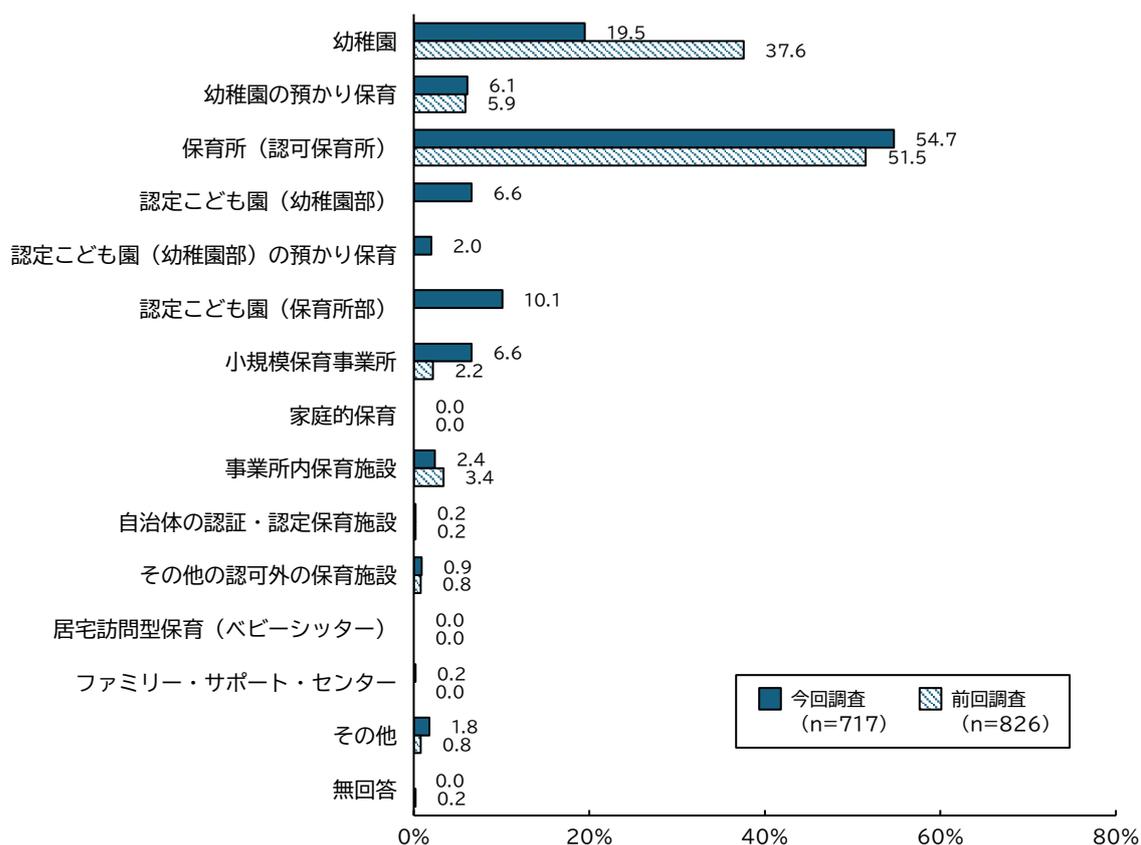
定期的な教育・保育サービスの利用の有無についてみると、「利用している」が63.7%となっており、前回調査から3.8%上昇しています。【未就学児童/問10】

図表 定期的な教育・保育サービスの利用の有無（未就学児童の保護者）【単数回答】



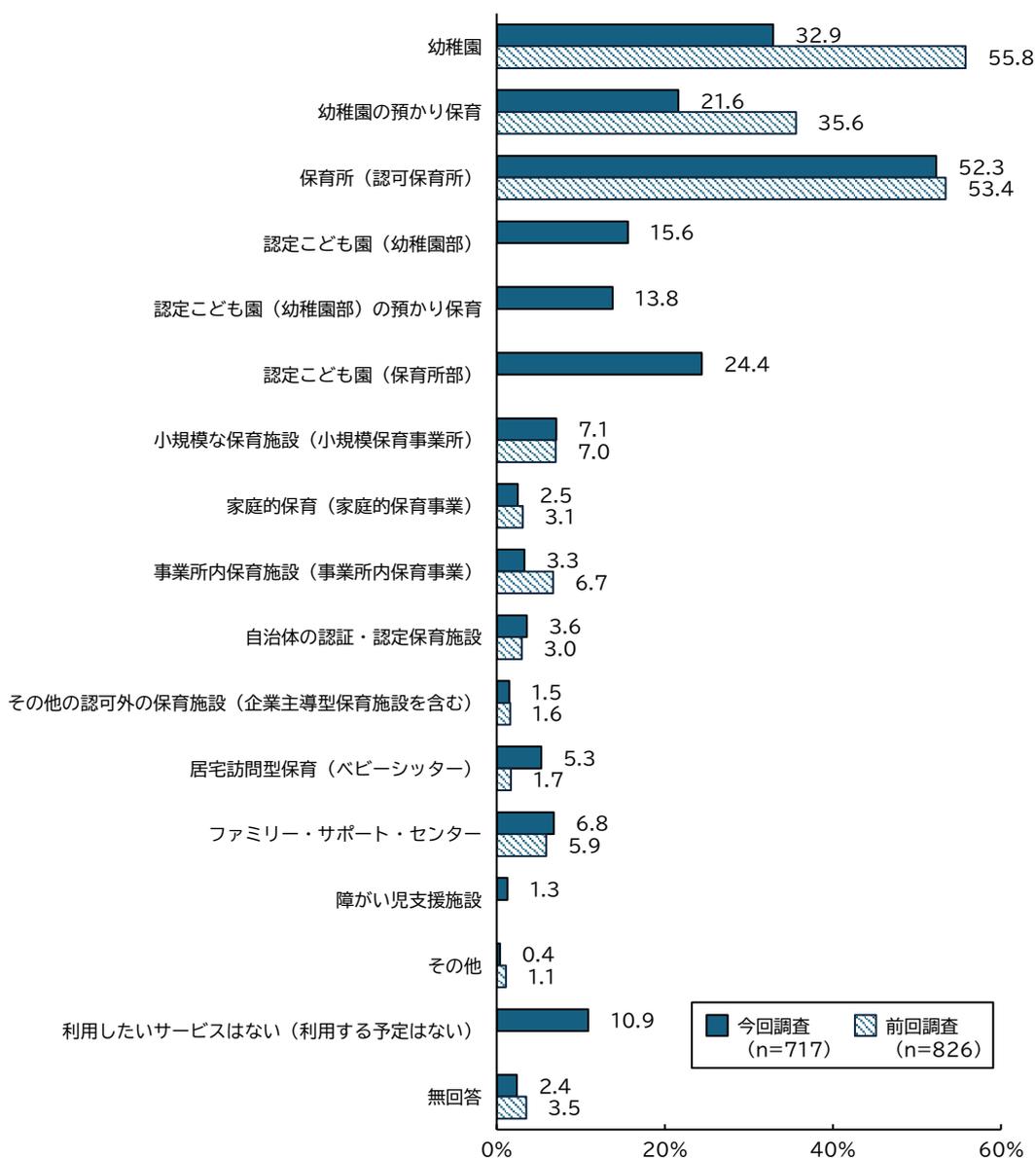
利用している定期的な教育・保育サービスについてみると、「保育所（認可保育所）」が54.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が19.5%、「認定こども園*（保育所部）」が10.1%となっています。前回調査と比較すると、「保育所（認可保育所）」「小規模保育事業所*」が上昇し、「幼稚園」は低下しています。【未就学児童/問11】

図表 利用している定期的な教育・保育サービス（未就学児童の保護者）【複数回答】



利用の有無にかかわらず、今後利用したいと考える教育・保育サービスは、「保育所（認可保育所）」が最も多く、次いで「幼稚園」、「認定こども園（保育所部）」となっています。前回調査時で最も多かった「幼稚園」と、「保育所（認可保育所）」が入れ替わっており、「認定こども園（保育所部）」と「認定こども園（幼稚園部）」を合わせると、今回の「幼稚園」の利用希望を上回っています。【未就学児童/問 15】

図表 現在の利用の有無にかかわらず、定期的に利用したい教育・保育サービス
(未就学児童の保護者)【複数回答】

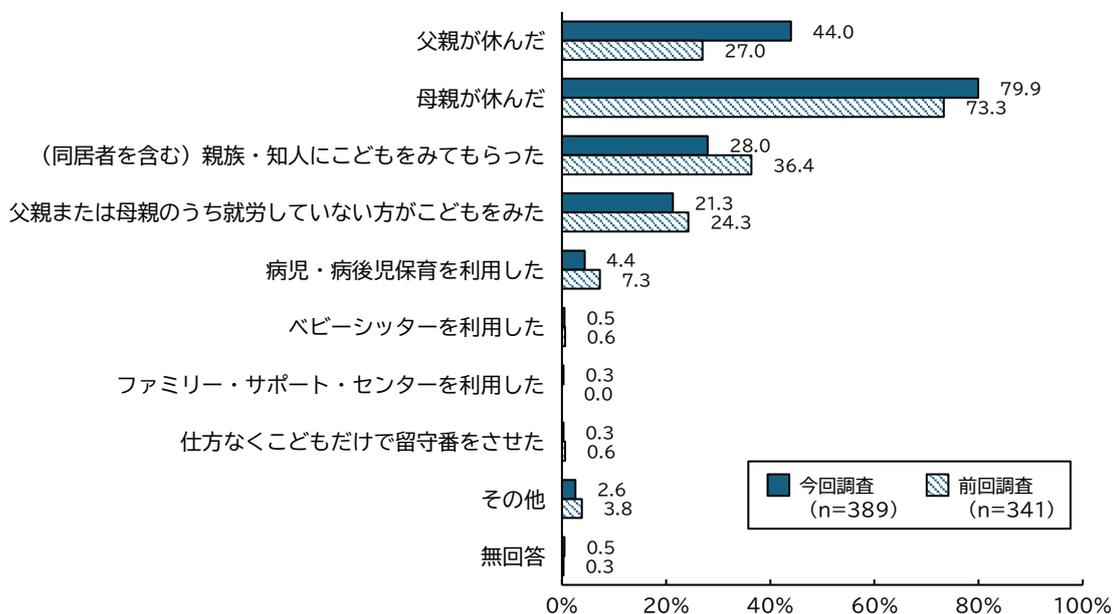


④病気やケガの際の対応

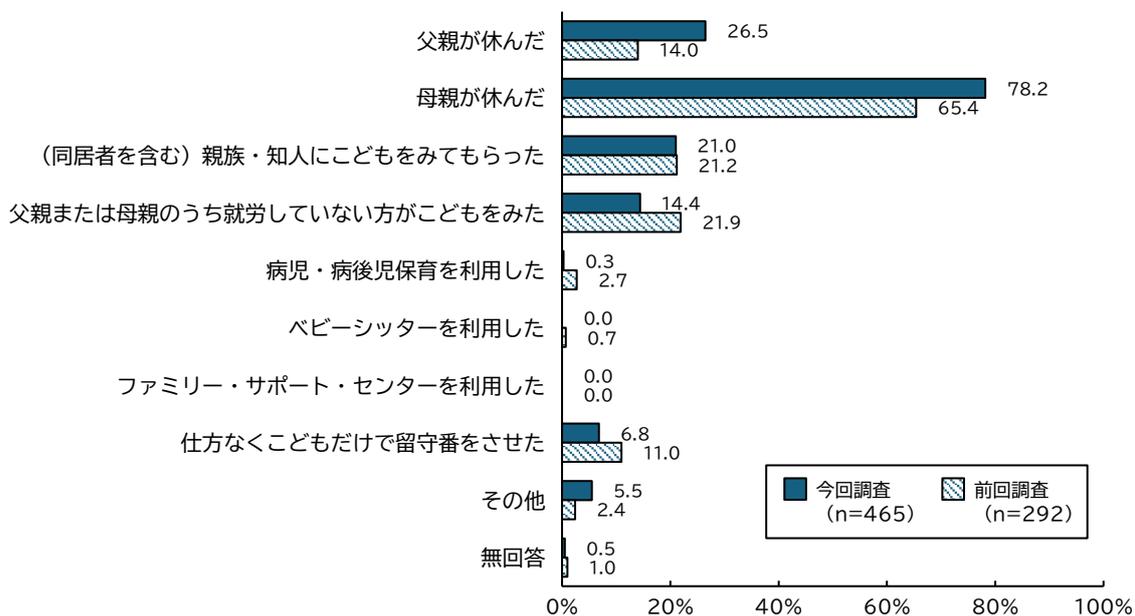
こどもが病気やケガで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった場合の対応についてみると、未就学児童の保護者・就学児童の保護者ともに「母親が休んだ」が約8割と最も多く、次いで未就学児童の保護者は前回調査時の「(同居者を含む)親族・知人にこどもをみてもらった」から「父親が休んだ」に順位が変わっています。就学児童の保護者においても「父親が休んだ」の割合が上昇してます。【未就学児童/問27・就学児童/問11】

図表 普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった場合の対応
【複数回答】

【未就学児童の保護者】



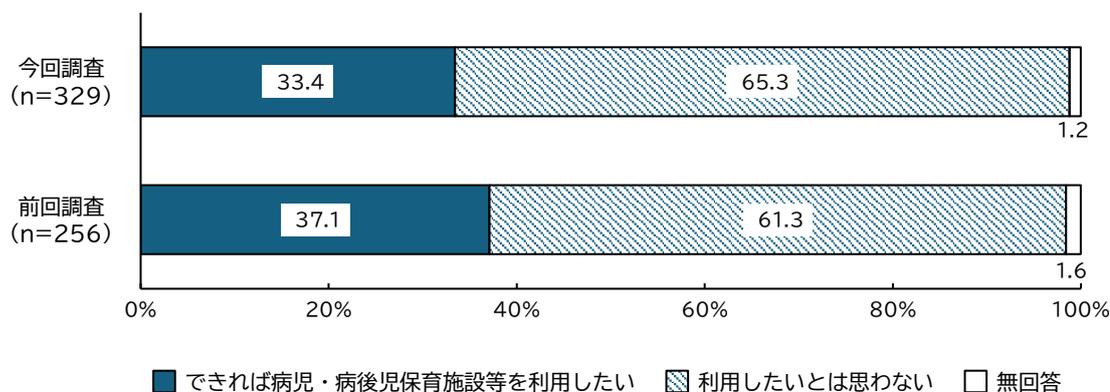
【就学児童の保護者】



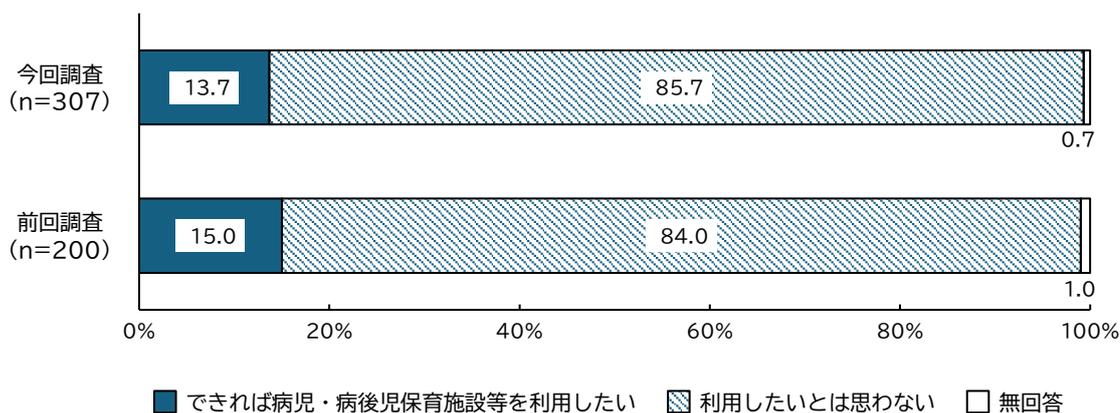
病児・病後児のための保育施設等に対する利用意向についてみると、「利用したいとは思わない」とする割合は、未就学児童の保護者で65.3%、就学児童の保護者で85.7%となっています。教育・保育サービスが利用できなかった割合が増加している一方、病児・病後児のための保育施設等の利用意向率が前回から低下していますが、父母が休んで対応した人が多くなったことも要因の1つであると推察されます。【未就学児童/問 28・就学児童/問 12】

図表 病児・病後児のための保育施設等の利用意向【単数回答】

【未就学児童の保護者】



【就学児童の保護者】



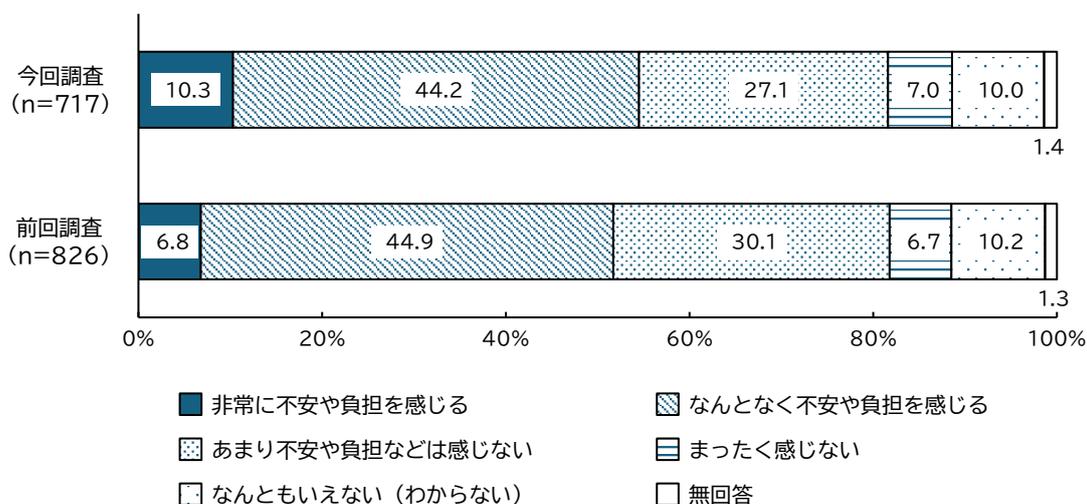
⑤子育てに関する不安や負担感

子育てに関する不安感や負担感についてみると、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合計した割合が、未就学児童の保護者で 54.5%、就学児童の保護者で 54.7%となっており、いずれも前回調査から上昇しています。

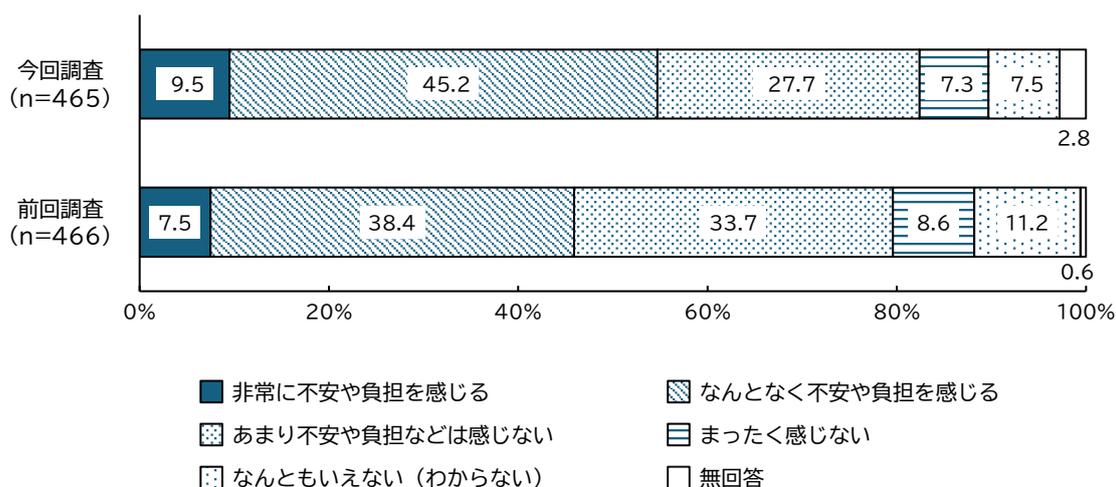
【未就学児童/問 47・就学児童/問 32】

図表 子育てに関する不安感や負担感【単数回答】

【未就学児童の保護者】



【就学児童の保護者】



子育てで困ったことや悩んでいることについてみると、未就学児童の保護者は、「こどもの教育資金」が53.3%と最も多く、次いで「食事や栄養」が40.6%、「病気や発育・発達」が38.4%となっています。

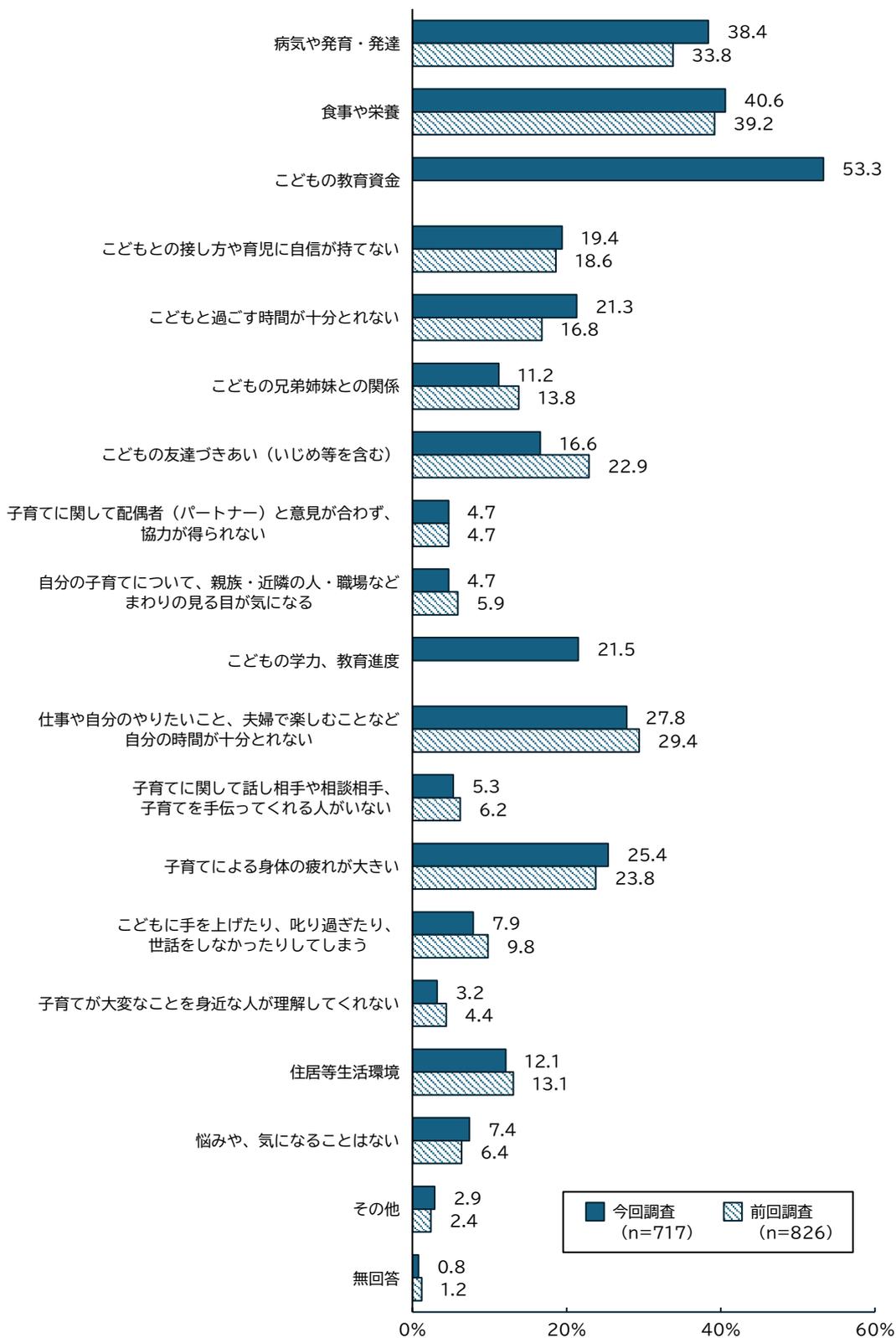
前回調査と比較すると、上位3項目のほか、「こどもとの接し方や育児に自信が持てない」「こどもと過ごす時間が十分とれない」「子育てによる身体の疲れが大きい」が上昇し、「こどもの兄弟姉妹との関係」「こどもの友達づきあい（いじめ等を含む）」「仕事や自分のやりたいこと、夫婦で楽しむことなど自分の時間が十分とれない」などがやや低下しています。【未就学児童/問48】

就学児童の保護者については、「こどもの教育資金」が51.0%と最も多く、次いで「こどもの学力、教育進度」が39.8%、「こどもの友達づきあい（いじめ等を含む）」が27.5%となっています。

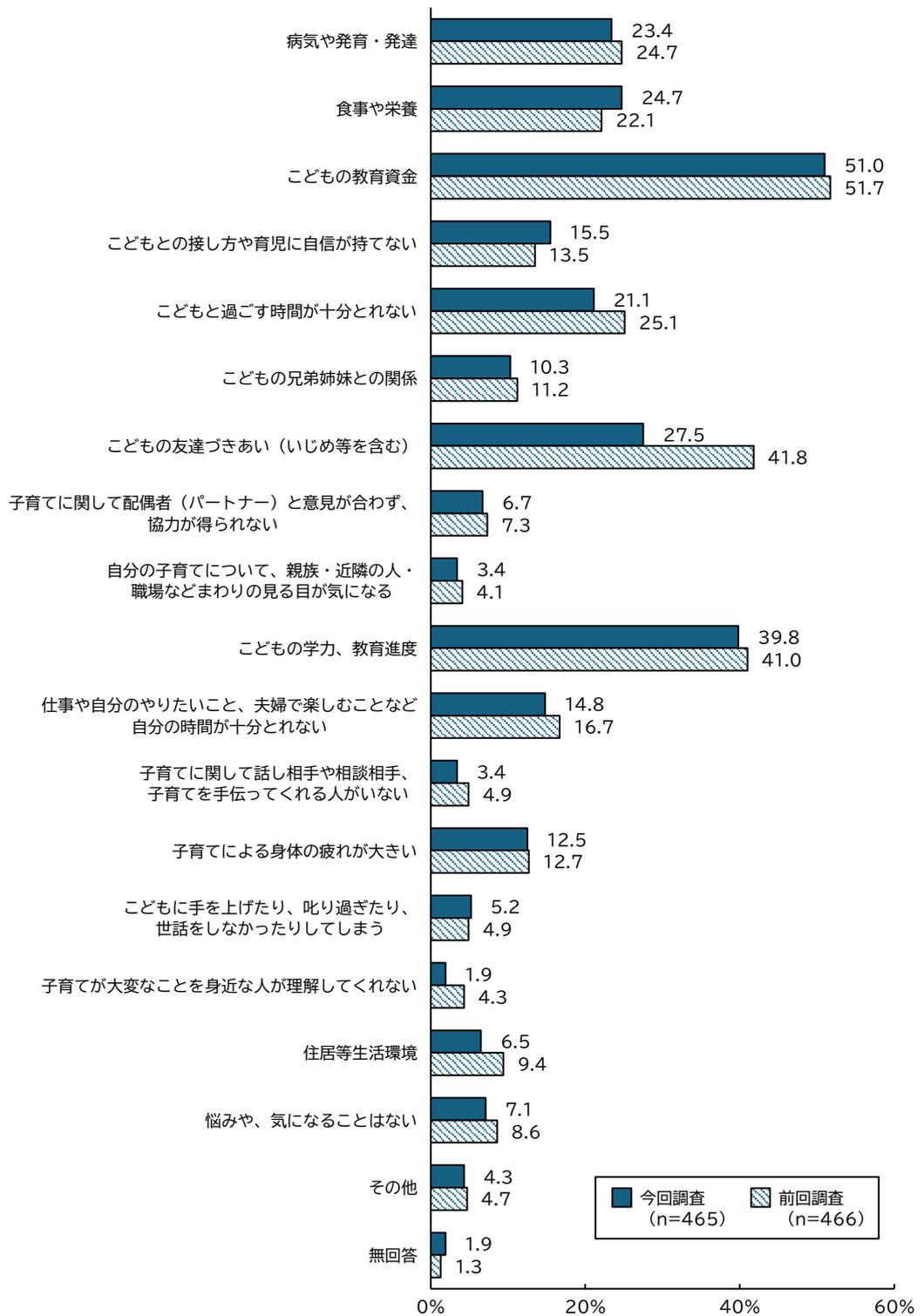
前回調査と比較すると、「食事や栄養」「こどもとの接し方や育児に自信が持てない」などがやや上昇し、「こどもと過ごす時間が十分とれない」「こどもの友達づきあい（いじめ等を含む）」などが低下しています。【就学児童/問33】

図表 子育てに関する悩み・気になること【複数回答】

【未就学児童の保護者】



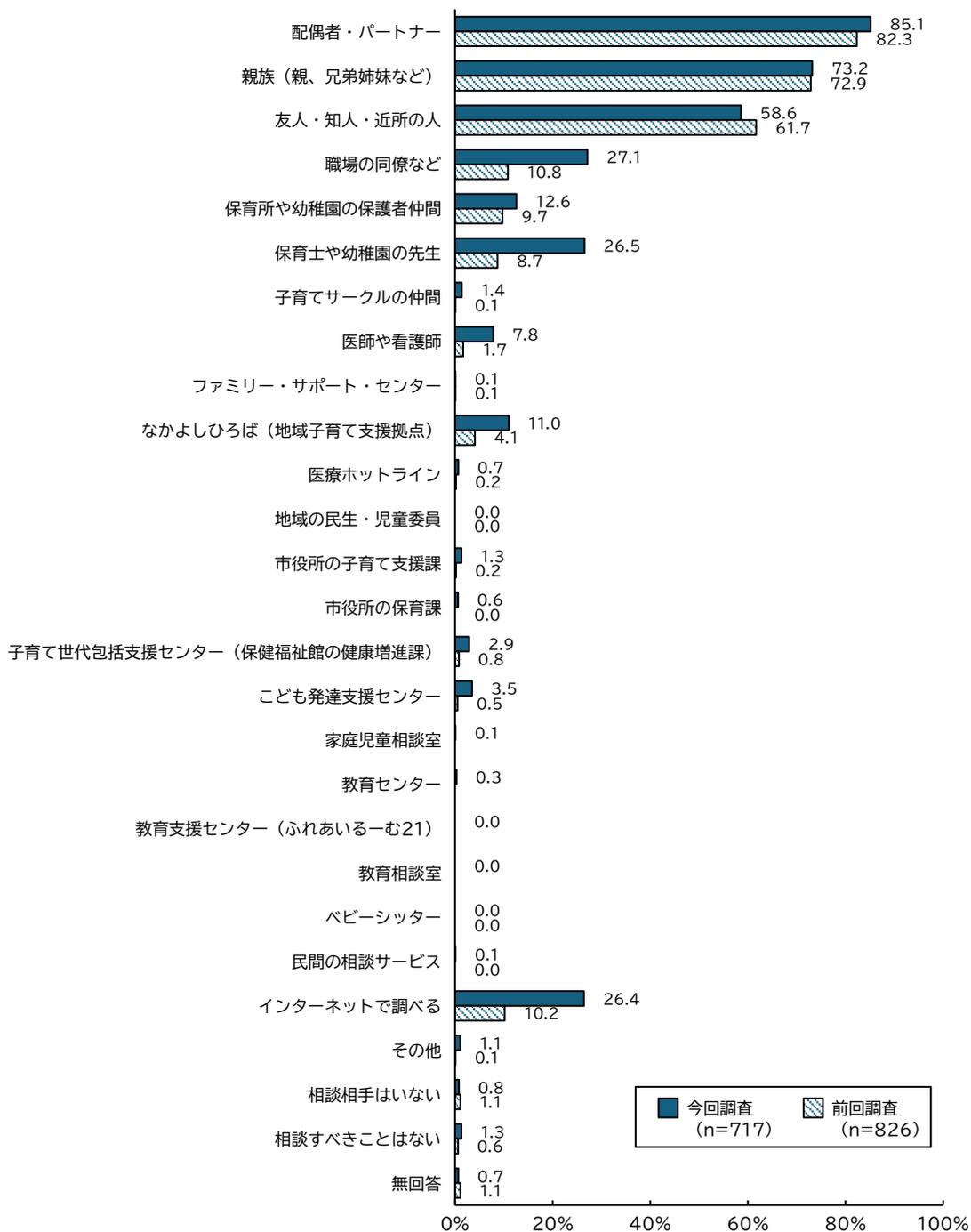
【就学児童の保護者】



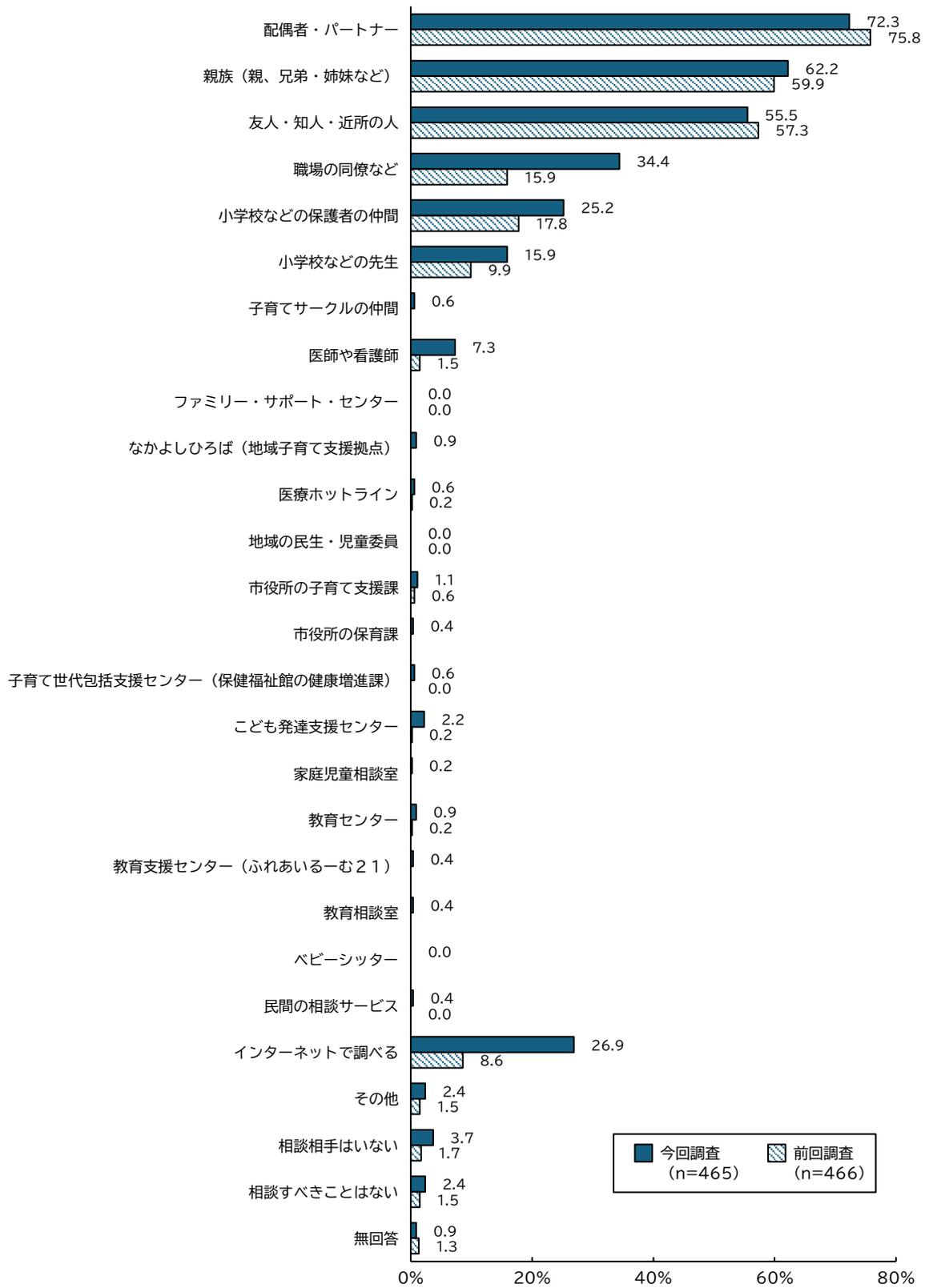
子育てに関する悩みや不安がある場合の相談相手についてみると、未就学児童の保護者・就学児童の保護者ともに「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「親族（親、兄弟姉妹など）」、「友人・知人・近所の人」となっているが、これら上位3項目の回答割合は、前回調査から大きな変化はありません。なお、その他の項目では、「職場の同僚など」や「保育士や幼稚園の先生」、「インターネットで調べる」の回答率が前回調査よりも上昇しています。【未就学児童/問49・就学児童/問34】

図表 子育てに関する悩みや不安がある場合の相談相手【複数回答】

【未就学児童の保護者】



【就学児童の保護者】

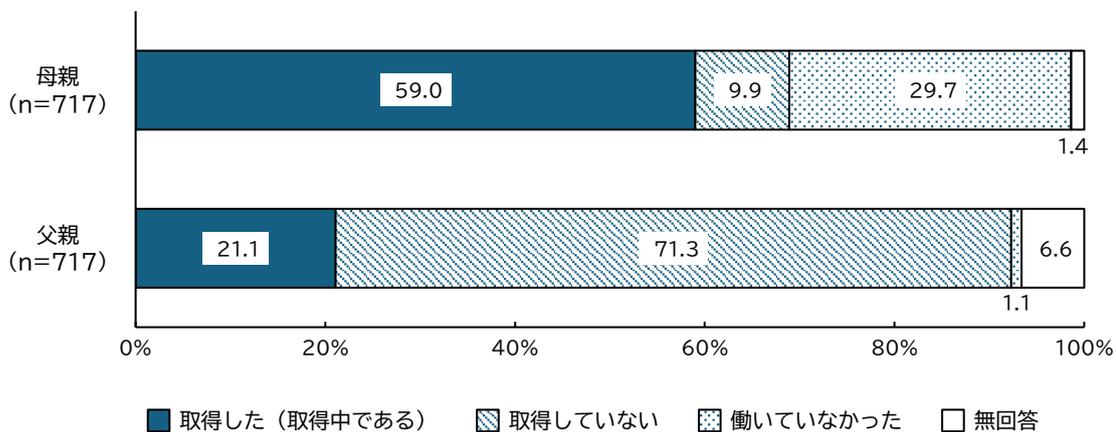


⑥育児休業

育児休業の取得状況についてみると、母親は「取得した（取得中である）」が59.0%と最も多く、父親は「取得していない」が71.3%と最も多くなっています。

【未就学児童/問37】

図表 育児休業の取得状況（未就学児童の保護者）【単数回答】

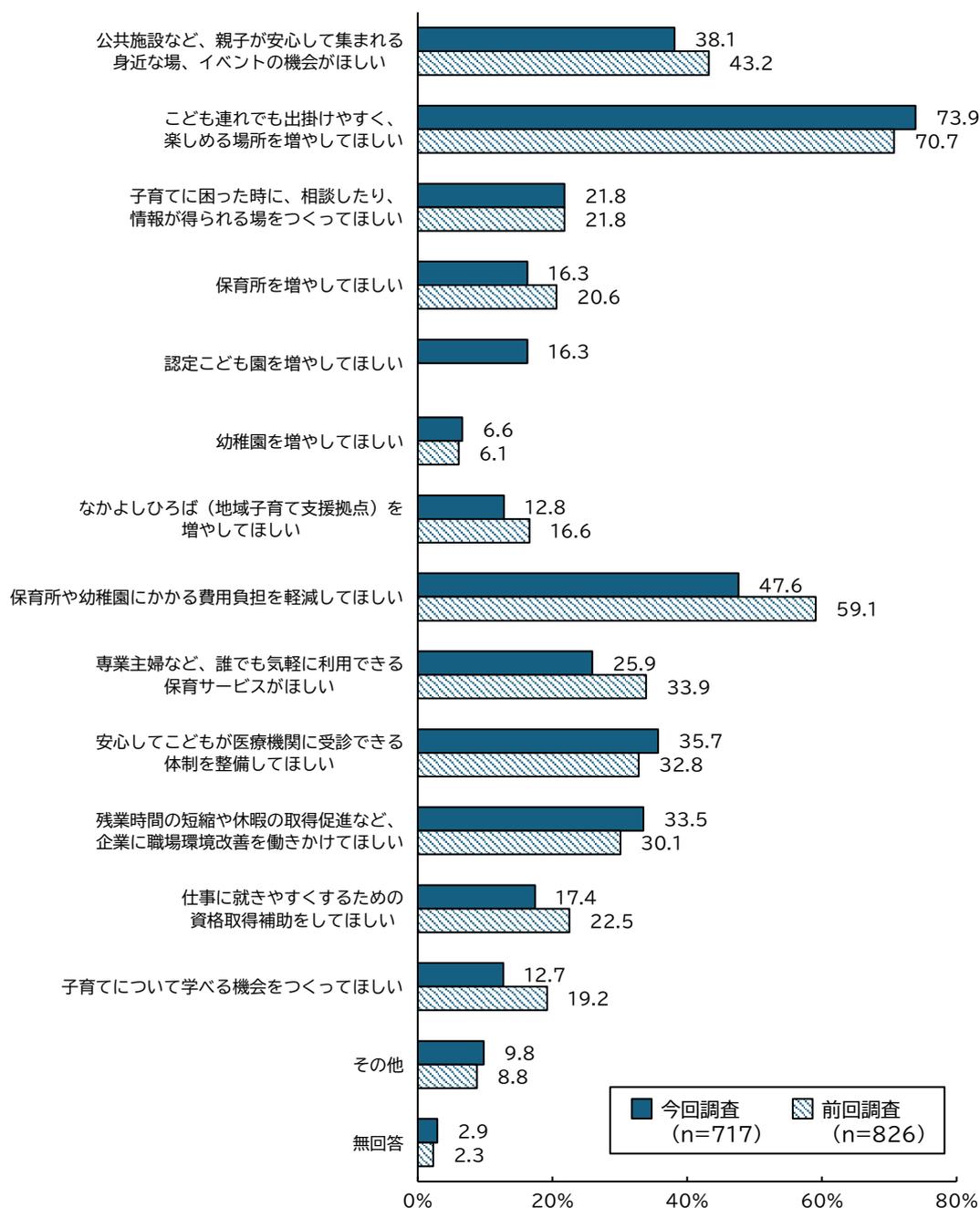


⑦充実してほしい子育て支援

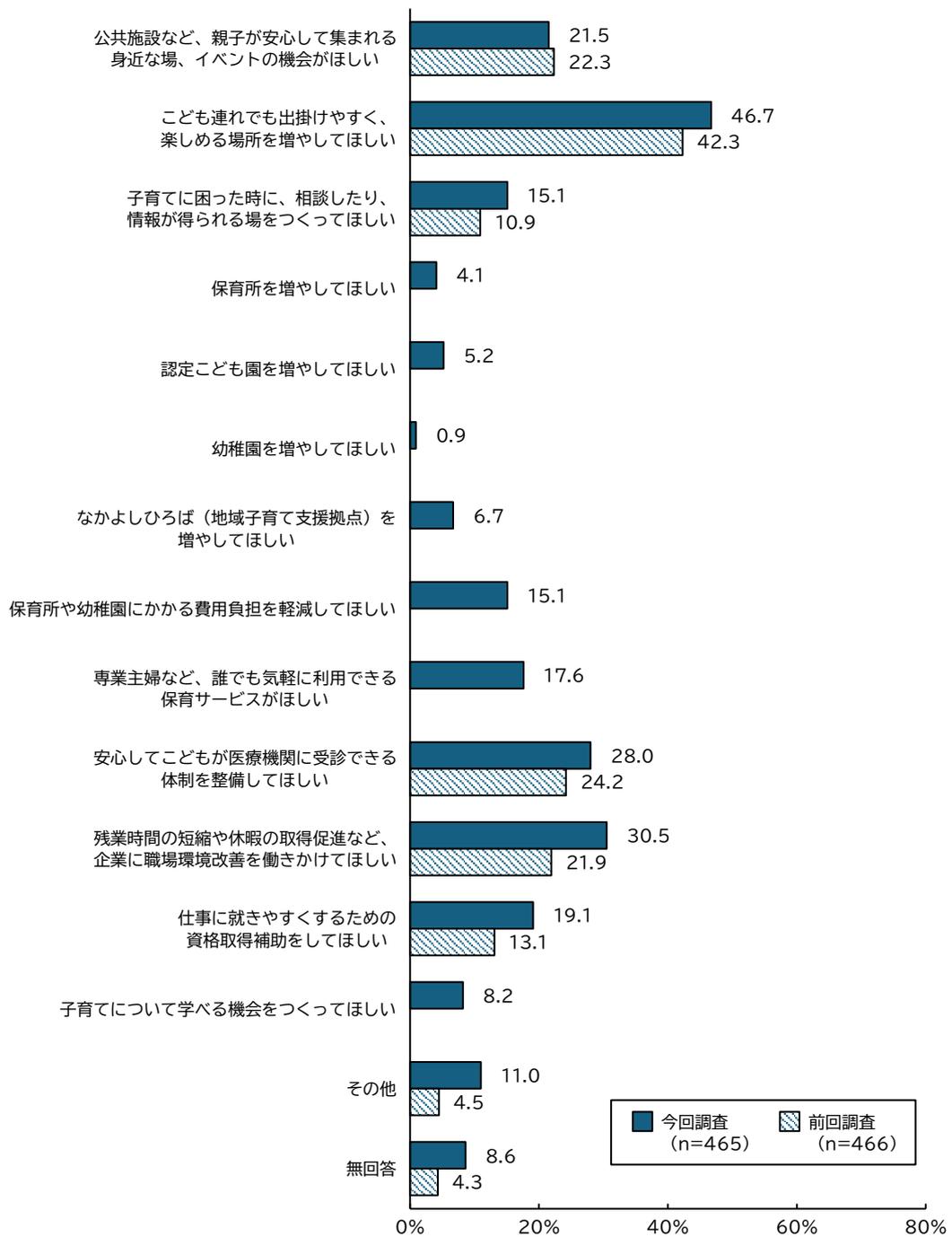
子育て支援の充実を図ってほしいと期待することについて、未就学児童の保護者・就学児童の保護者ともに「こども連れでも出掛けやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多くなっています。【未就学児童/問53・就学児童/問37】

図表 子育て支援の充実を図ってほしいと期待すること【複数回答】

【未就学児童の保護者】



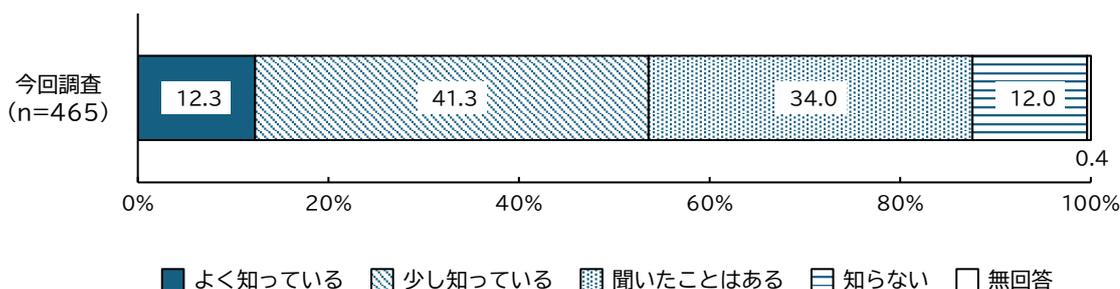
【就学児童の保護者】



⑧こどもの権利の認知度について

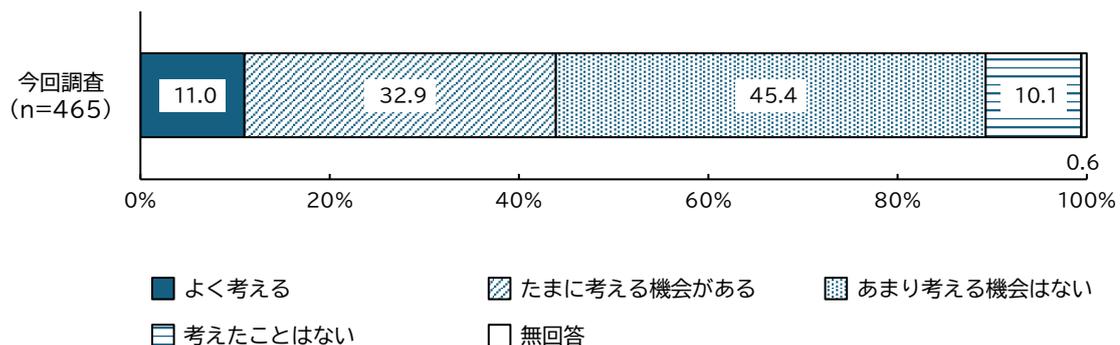
就学児童の保護者のこどもの権利の認知度についてみると、「よく知っている」が12.3%、「少し知っている」が41.3%、「聞いたことはある」が34.0%、「知らない」が12.0%となっています。【就学児童/問25】

図表 こどもの権利の認知度（就学児童の保護者）【単数回答】



就学児童の保護者がこどもの権利について考えることの有無についてみると、「よく考える」「たまに考える機会がある」と回答した割合の合計は、43.9%となっています。【就学児童/問26】

図表 こどもの権利について考えることの有無（就学児童の保護者）【単数回答】



(イ) 子ども・若者意識調査

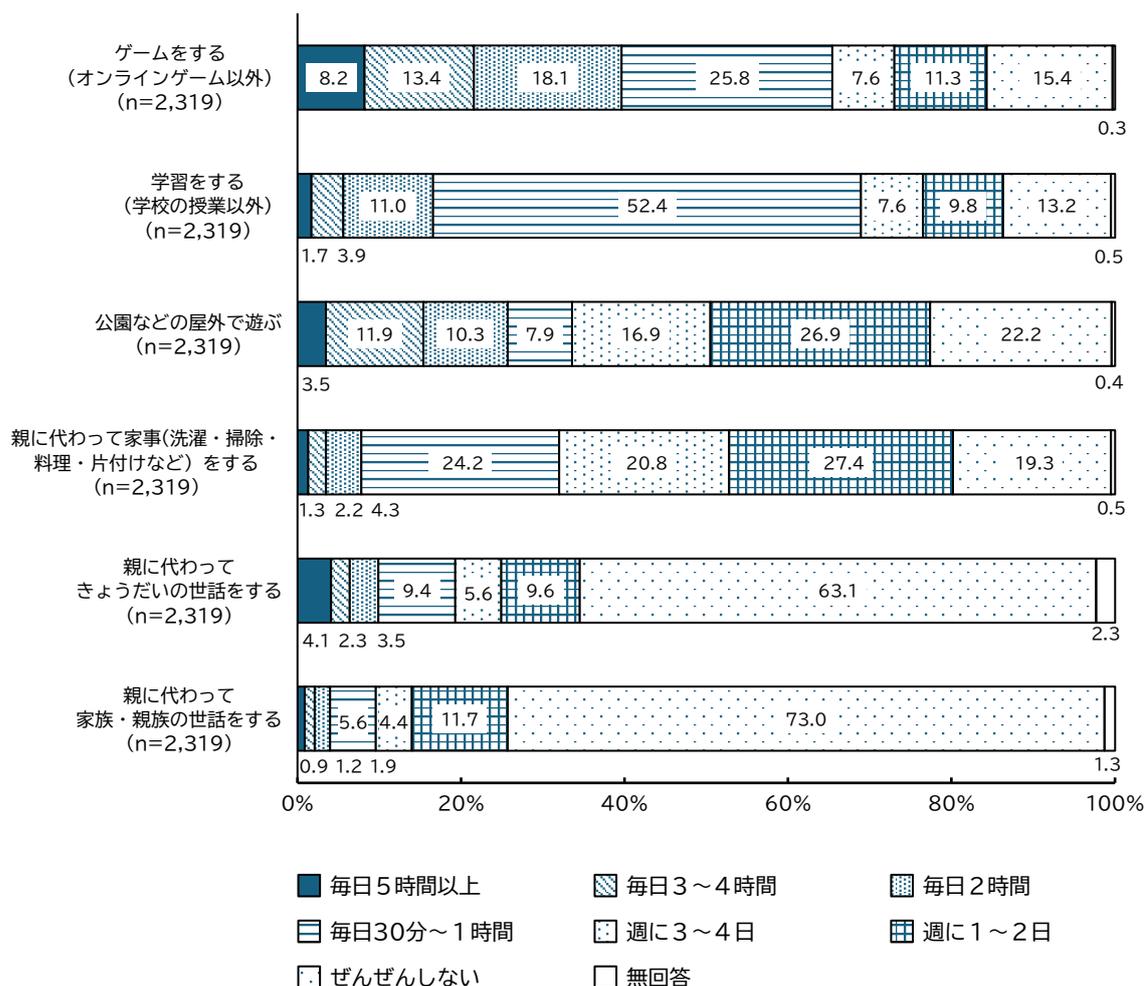
①学校以外の過ごし方

学校以外の過ごし方についてみると、「ゲームをする」と「学習をする」については「毎日30分～1時間」の回答が、「公園などの屋外で遊ぶ」は「週に1～2日」の回答が最も多くなっています。なお、1週間のうち、「ぜんぜんしない」と回答した割合については、「ゲームをする」が15.4%、「学習をする」が13.2%、「公園などの屋外で遊ぶ」が22.2%となっています。

また、「親に代わって行うもの」のうち、「家事（洗濯・掃除・料理・片付けなど）をする」については「週に1～2日」の回答が27.4%と最も多くなっています。「きょうだいの世話をする」、「家族・親族の世話をする」については、「ぜんぜんしない」が最も多くなっていますが、「きょうだいの世話」では「週に1～2日」が2番目に多い回答で9.6%、「家族・親族の世話をする」では「週に1～2日」が2番目に多い回答で11.7%となっています。【小中学生/問6】

図表 学校以外の過ごし方

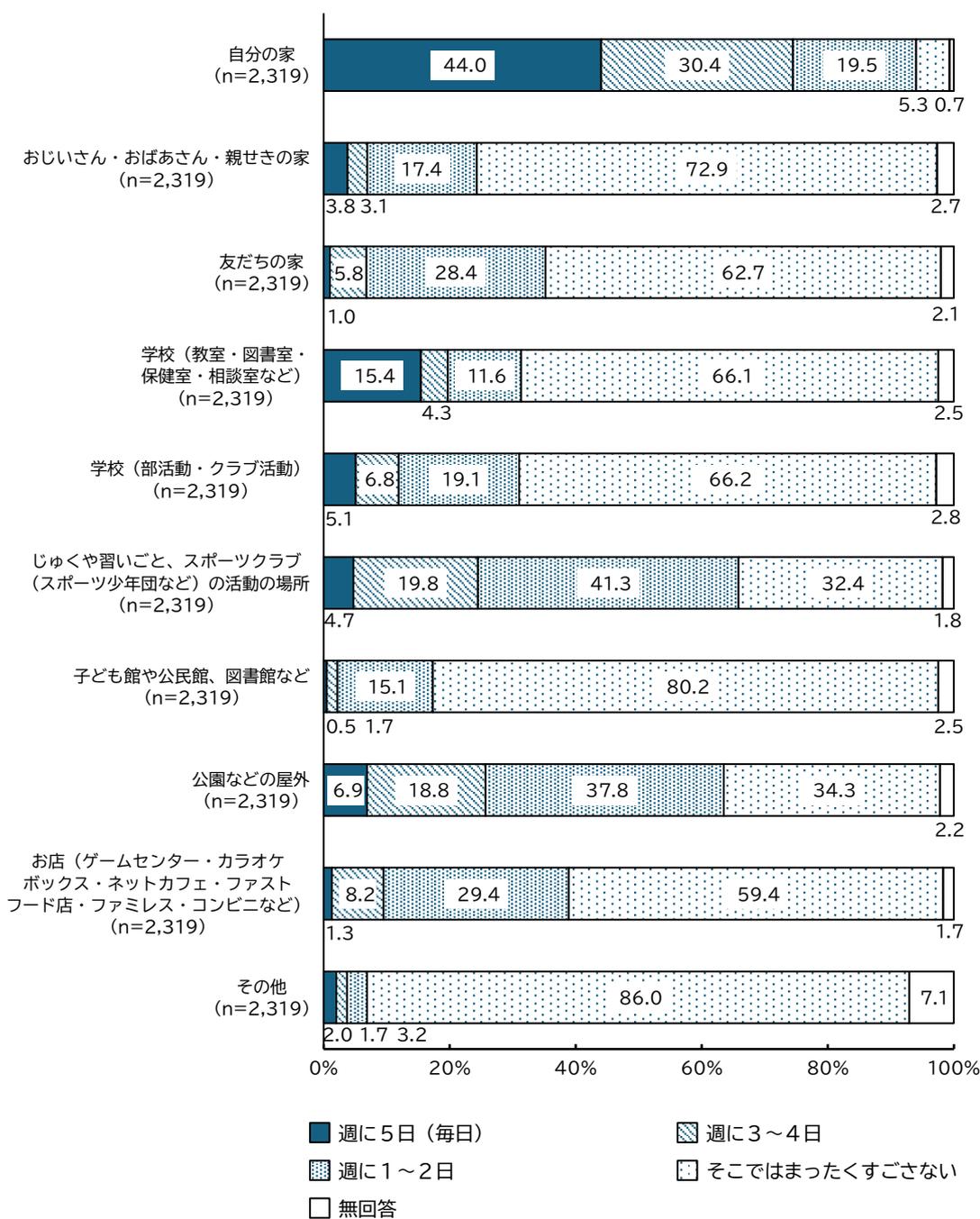
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【単数回答】



②平日の放課後に過ごす場所

「平日の放課後などに、自由に過ごす場所」についてみると、回答者の半数以上が、過ごすことがある場所と回答したものの各回答率は、「自分の家」が93.9%、次いで「じゅくや習いごと、スポーツクラブの活動の場所」が65.8%、「公園などの屋外」が63.5%となっています。【小中学生/問12】

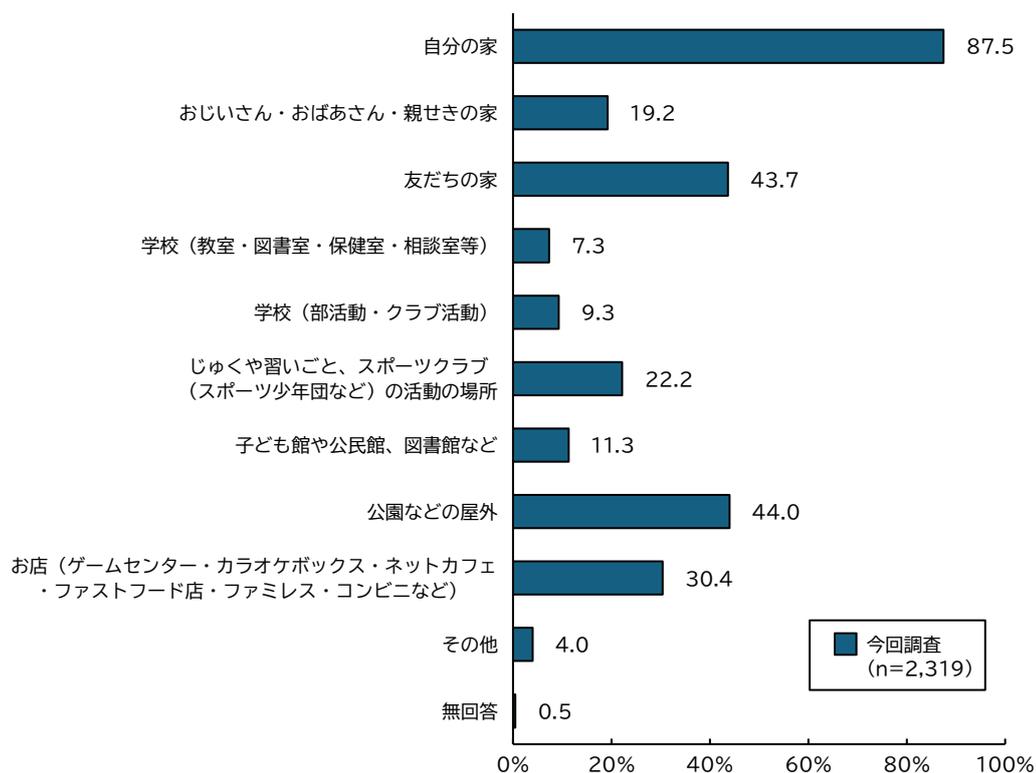
図表 放課後に過ごす場所
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【単数回答】



③平日の放課後に過ごしたい場所

平日の放課後に自由に過ごしたい場所についてみると、回答の多いものから、「自分の家」、「公園などの屋外」、「友だちの家」、「お店（ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・ファストフード店・ファミレス・コンビニなど）」の順となっており、実際に過ごしている場所と順位が異なっています。【小中学生/問13】

図表 放課後に過ごしたい場所
 (小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【複数回答】

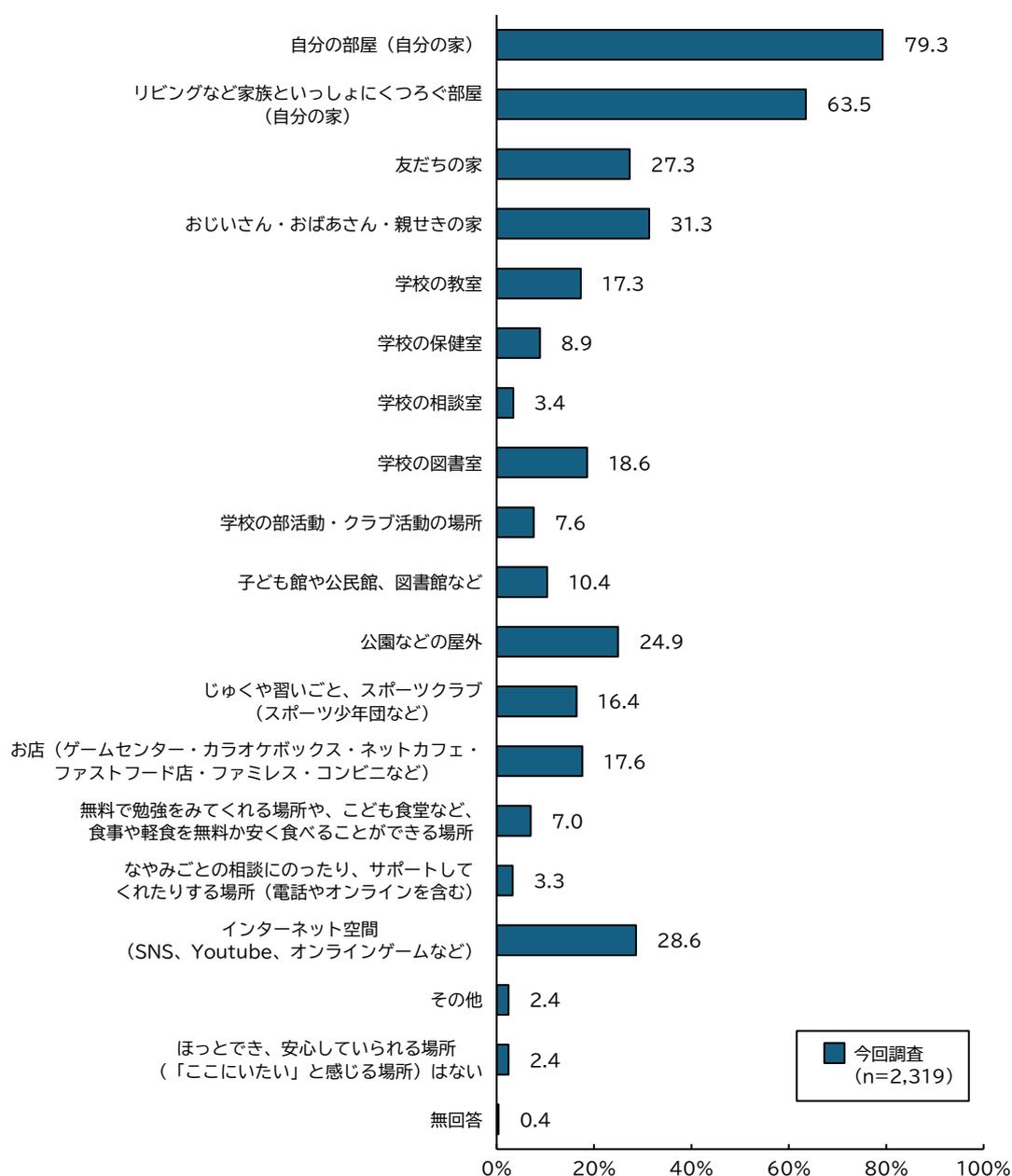


④居場所について

小中学生のうち、ほっとできる場所があると回答した人が97.2%いる一方、「ほっとでき、安心していられる場所はない」と回答した人が2.4%いました。

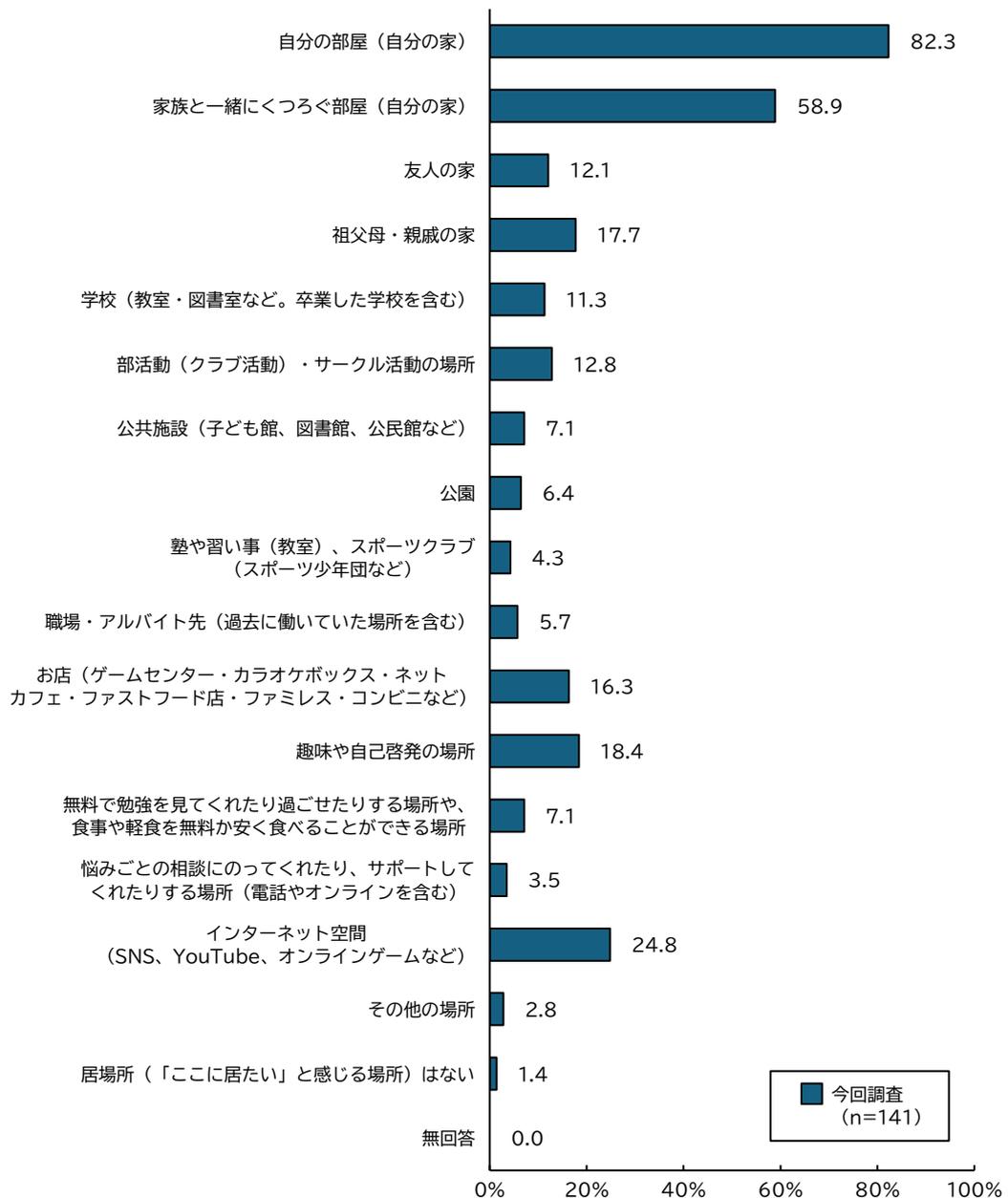
一番ほっとできる場所についてみると、「自分の部屋（自分の家）」が79.3%と最も多く、次いで「リビングなど家族といっしょにくつろぐ部屋（自分の家）」が63.5%、「おじいさん・おばあさん・親せきの家」が31.3%、「インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）」が28.6%となっています。【小中学生/問14】

図表 ほっとできる場所
（小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生）【複数回答】



15～29歳の若者にとっての居場所（ここにいたいと感じる場所）についてみると、「自分の部屋（自分の家）」が82.3%と最も多く、次いで「家族と一緒にくつろぐ部屋（自分の家）」が58.9%、「インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲームなど）」が24.8%となっています。【15～29歳/問13】

図表 回答者にとっての居場所（15～29歳の若者）【複数回答】

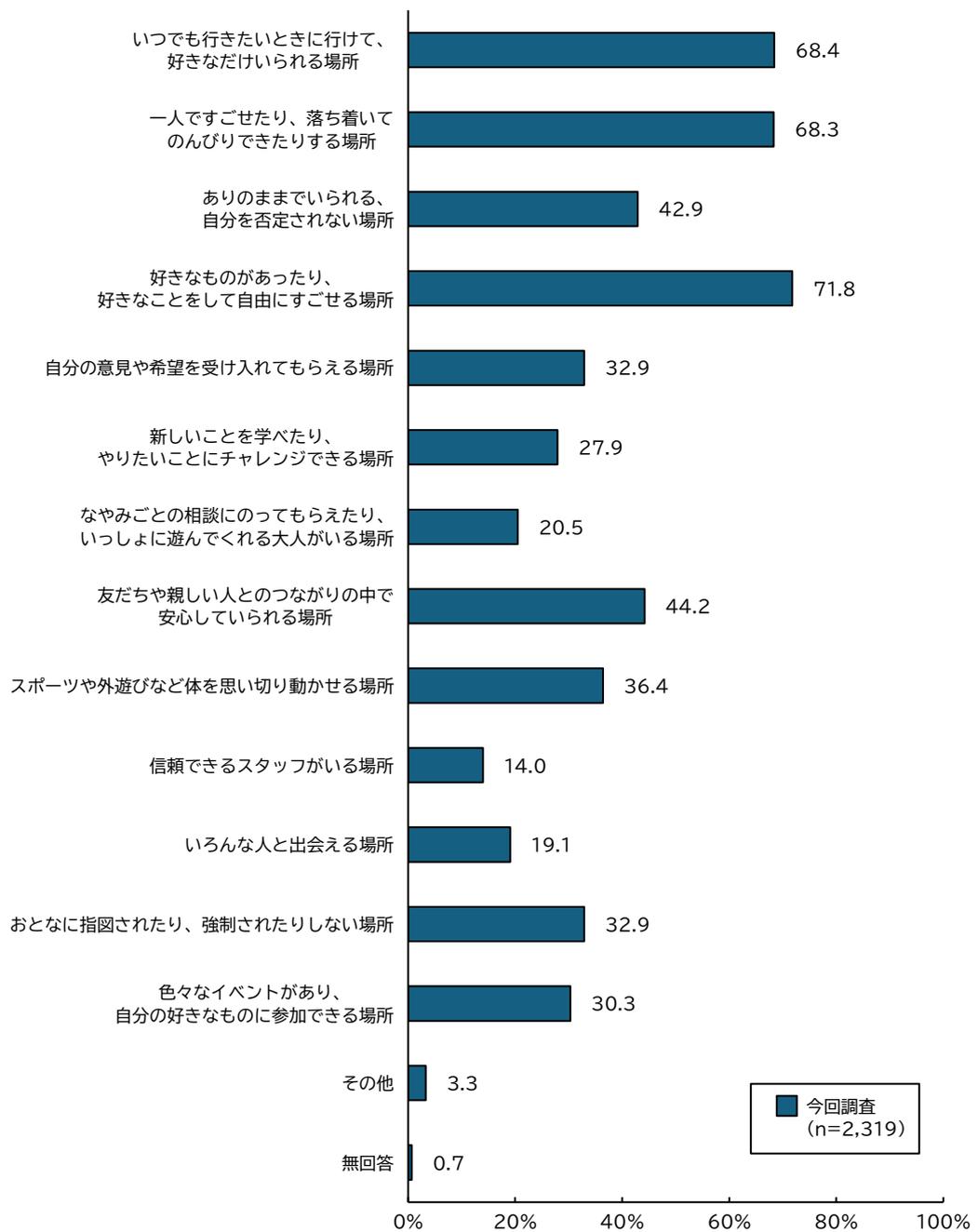


⑤居場所のイメージ

小中学生のイメージするほっとできる場所についてみると、「好きなものがあったり、好きなことをして自由にすごせる場所」が71.8%と最も多く、次いで「いつでも行きたいときに行けて、好きなだけいられる場所」が68.4%、「一人ですごせたり、落ち着いてのんびりできたりする場所」が68.3%、「一人ですごせたり、落ち着いてのんびりできたりする場所」が68.3%となっています。【小中学生/問15】

図表 ほっとできる場所のイメージ

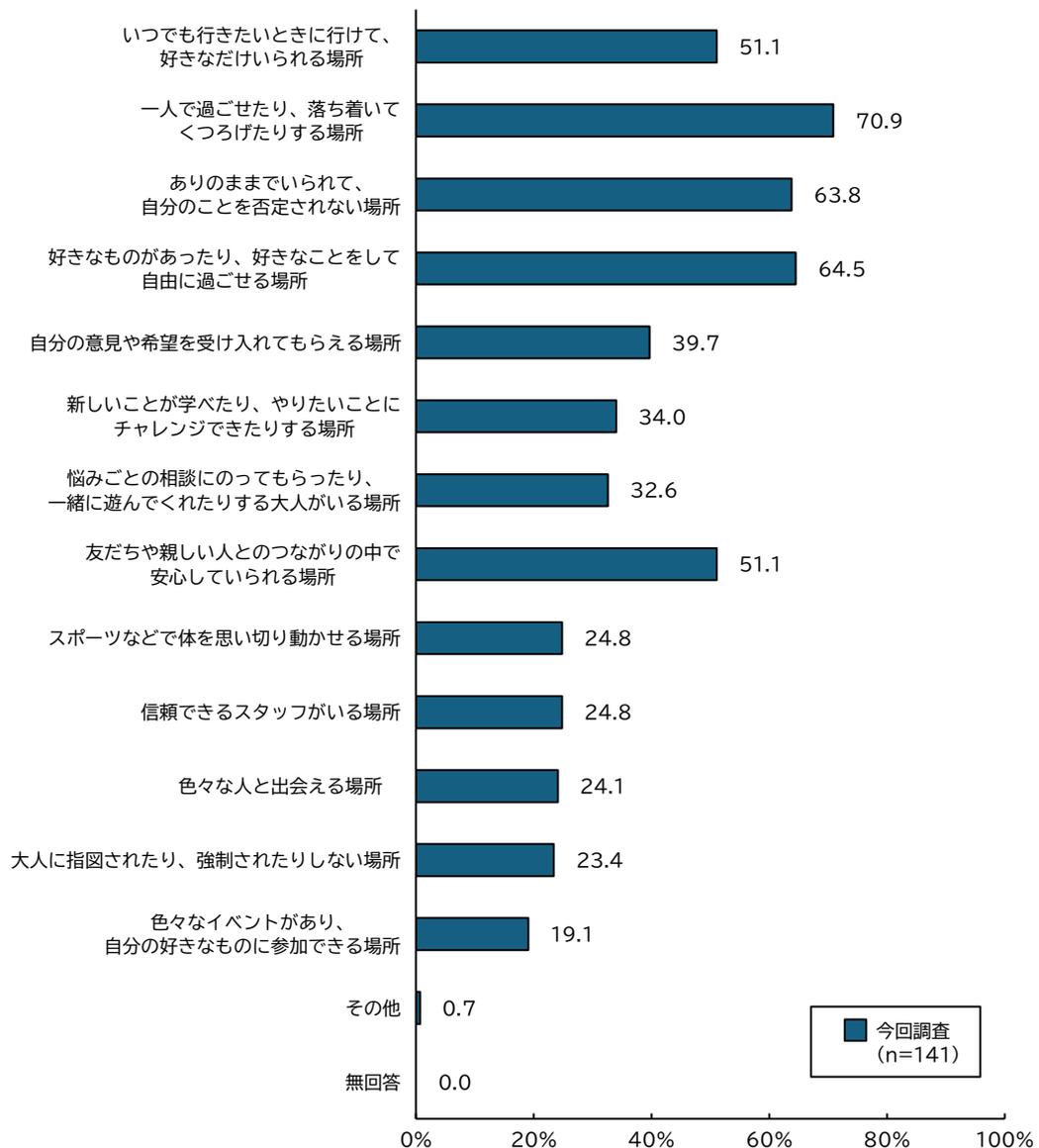
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【複数回答】



15～29歳の若者がイメージする居場所（ここにいたいと感じる場所）については、「一人で過ごせたり、落ち着いてくつろげたりする場所」が70.9%と最も多く、次いで「好きなものがあったり、好きなことをして自由に過ごせる場所」が64.5%、「ありのままでもいられて、自分のことを否定されない場所」が63.8%となっています。

【15～29歳/問12】

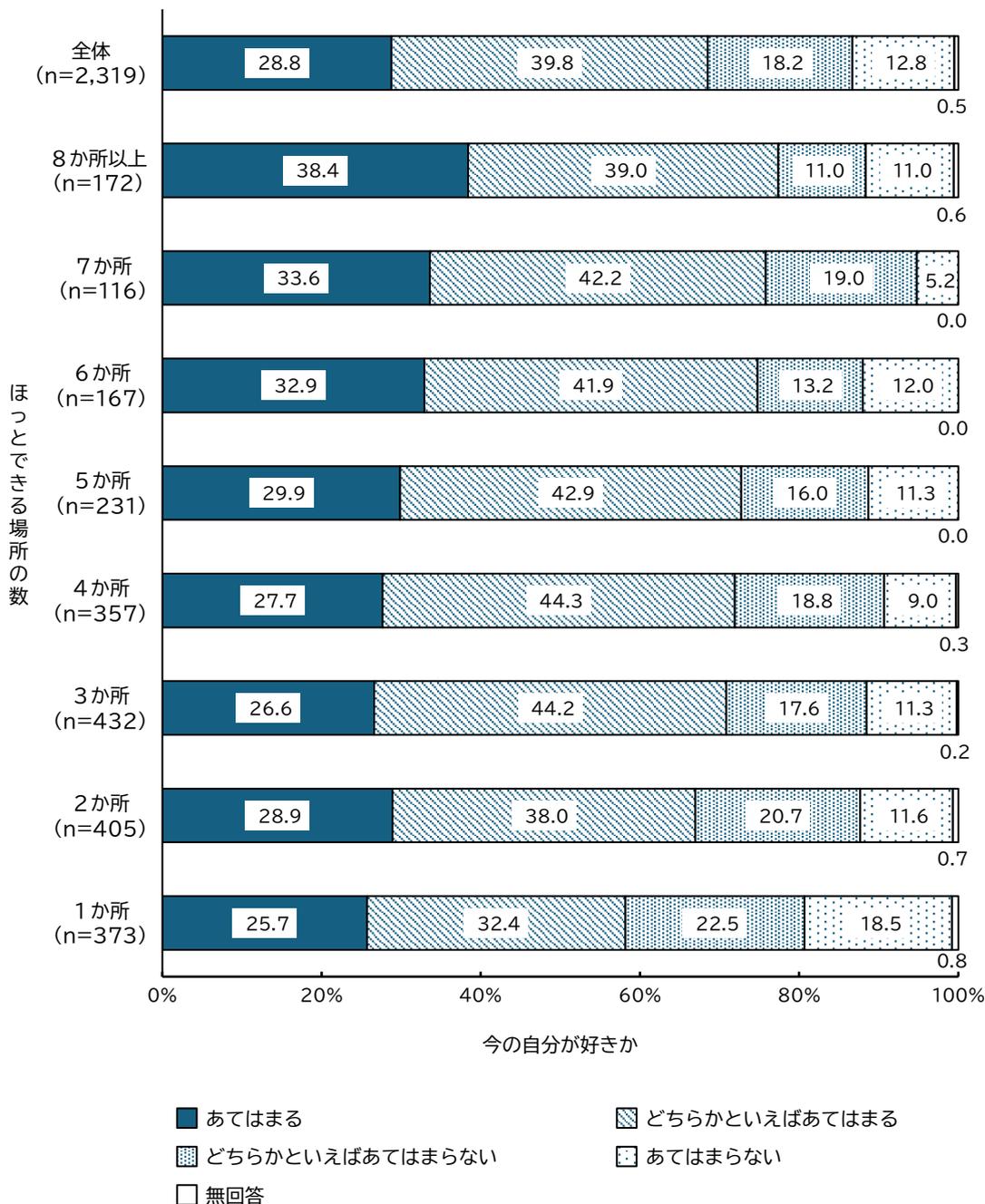
図表 居場所のイメージ（15～29歳の若者）【複数回答】



⑥居場所の数と自己肯定感の相関関係

「ほっとできる場所」の数と「今の自分が好きか」という問いをクロス集計したところ、「ほっとできる場所」が多くある児童・生徒ほど、「自分を好きだ」と思う傾向が見受けられました。【小中学生/問 14×問 26 (1)】

図表 ほっとできる場所の数×今の自分が好きか
(小・義務教育学校 4・6 年生、中学 1 年生、義務教育学校 7 年生)

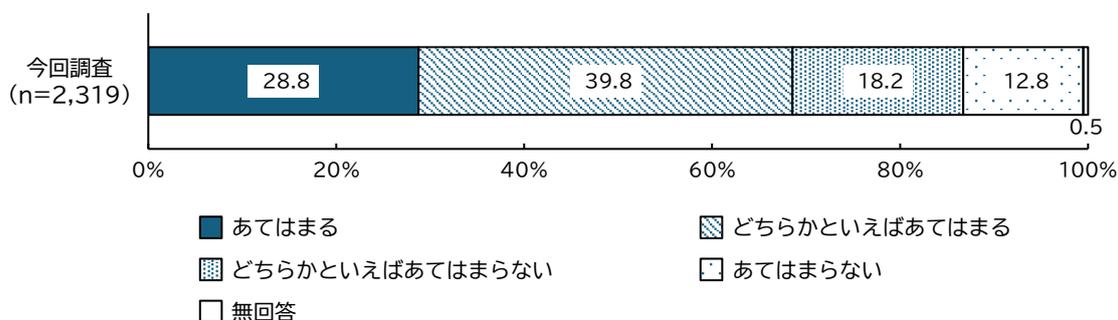


⑦幸福感・自己評価について

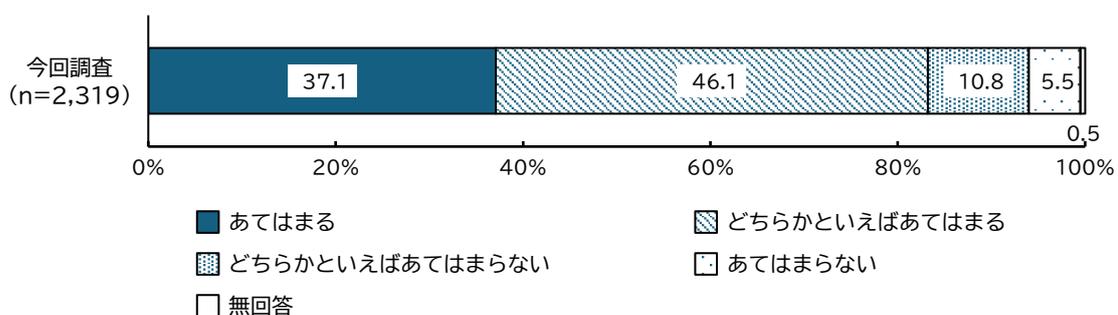
小中学生が「自分が好きだ」と思う割合は、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせて68.6%、「自分は周りから愛されている」と思う割合は、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせて83.2%となっています。【小中学生/問26(1)・(2)】

また、15～29歳の若者が「自分が幸せだと思う」割合は、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合が83.7%、「どちらかといえば、そう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が14.8%となっています。【15～29歳/問34】

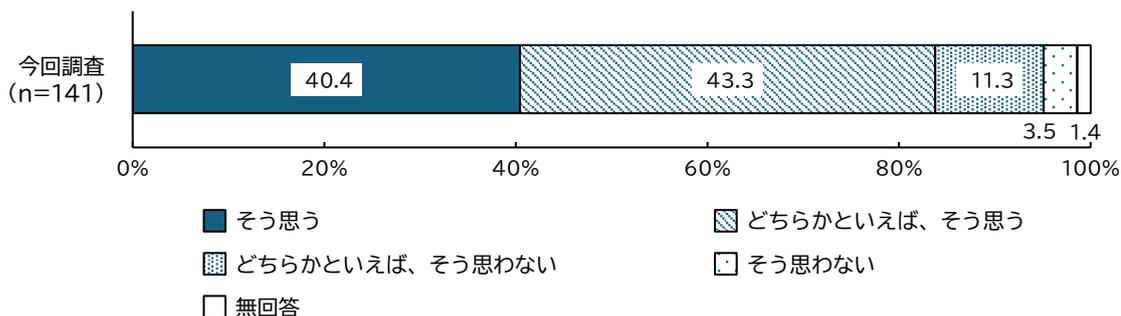
図表 今の自分が好きか
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【単数回答】



図表 自分は周りから愛されていると思うか
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【単数回答】



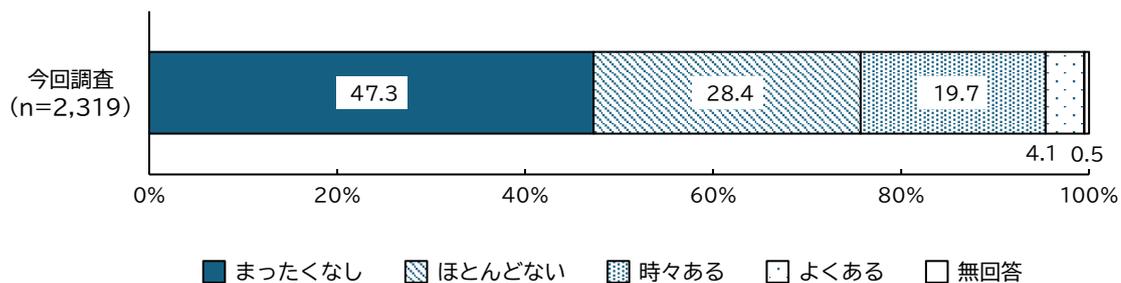
図表 現在の幸福度 (15～29歳の若者)【単数回答】



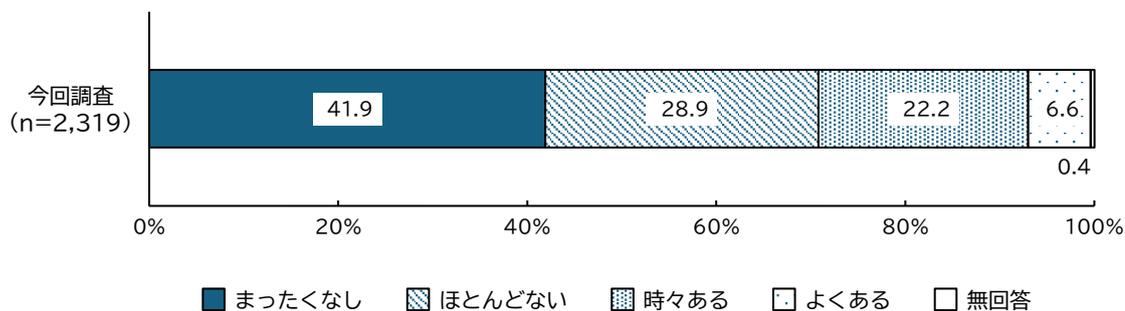
一方、小中学生が「自分には話せる人がいないと感じることがある」と思う割合は、「時々ある」と「よくある」を合わせて23.8%、「自分はまわりから取り残されていると感じることがある」割合は、「時々ある」と「よくある」を合わせて28.8%となっています。

【小中学生/問 27 (1)・(2)】

図表 自分には話せる人がいないと感じることがあるか
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【単数回答】



図表 自分はまわりから取り残されていると感じることがあるか
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【単数回答】



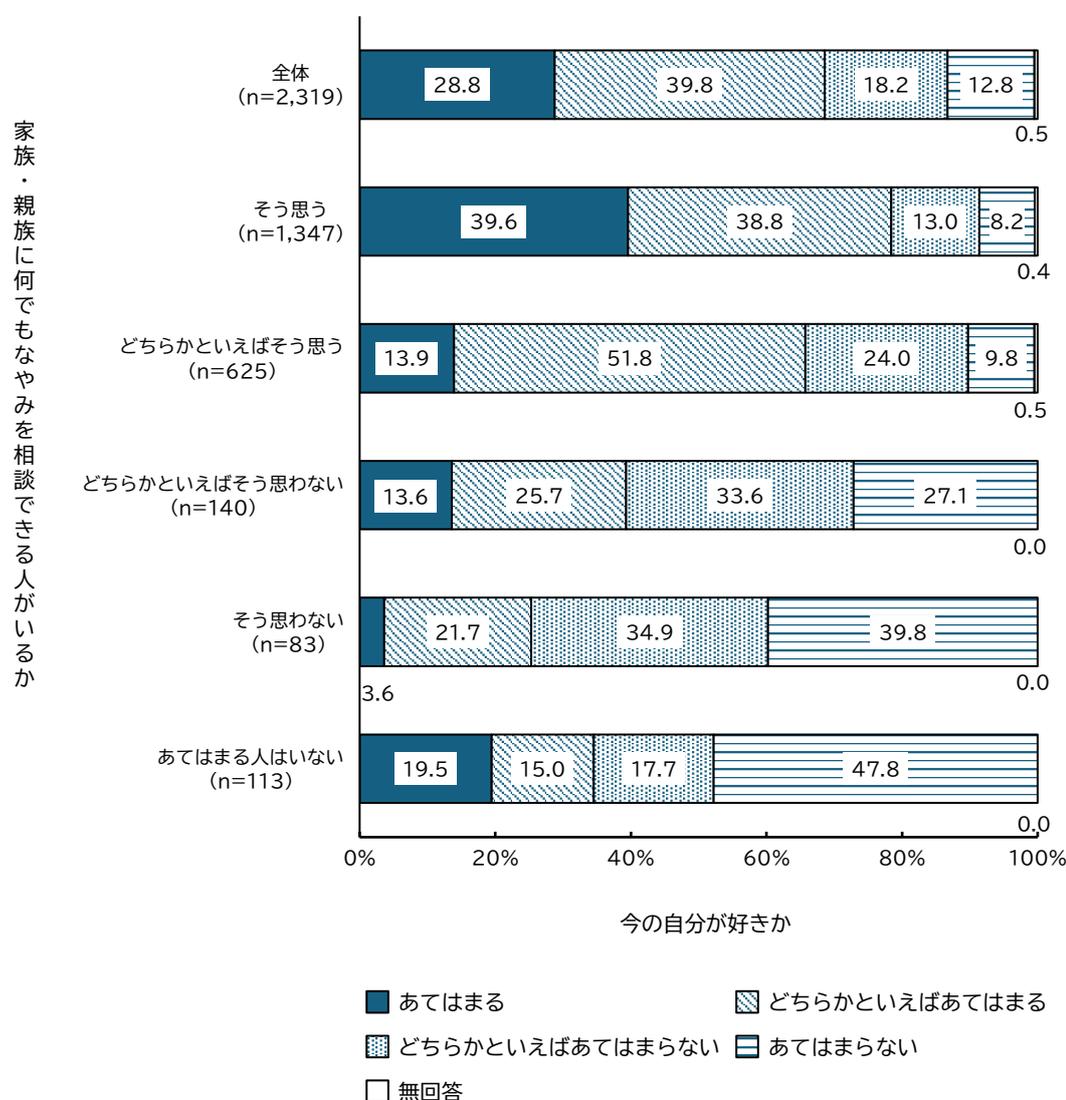
⑧自己肯定感とその他の相関関係

「今の自分が好きか」という問いと、「家族や親族に何でもなやみを相談できる人がいるか」、「友だちや親（保護者）など、周りの人から愛されていると思うか」、「学校が楽しいと思うか」など、様々な問いをクロス集計したところ、それぞれの問いに対し「あてはまる」と回答した人の方が、「今の自分が好きである」結果が示されました。

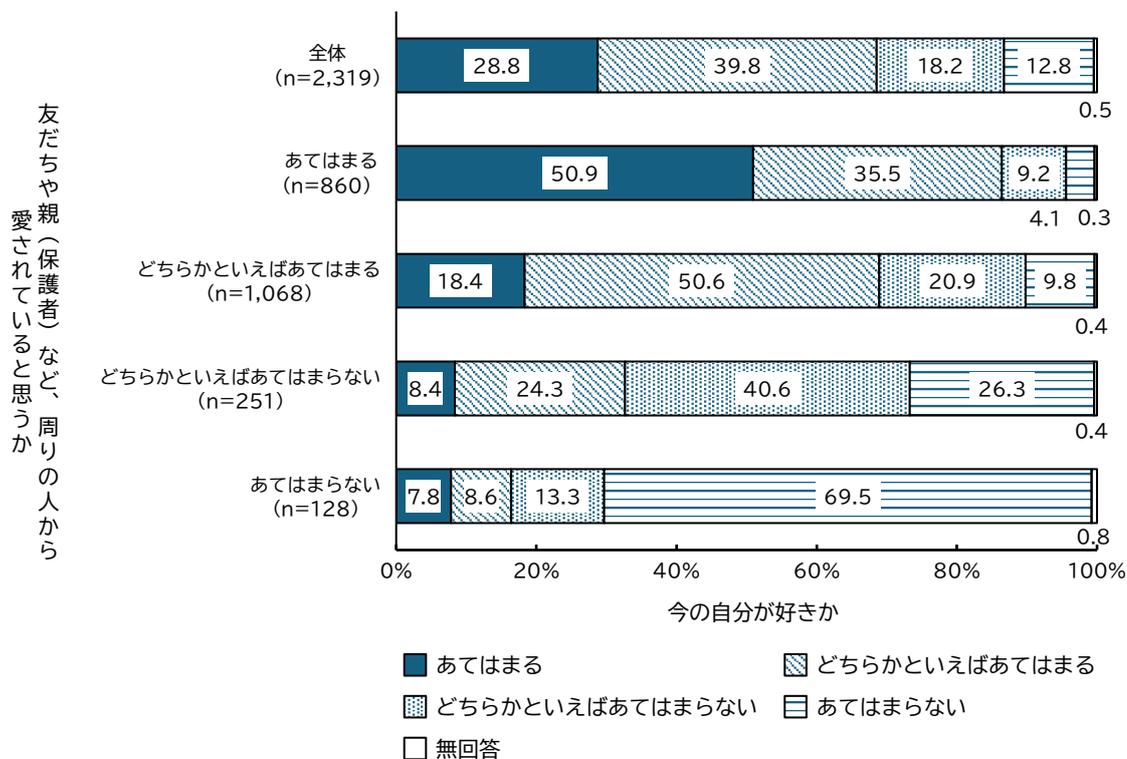
ア. 今の自分が好きか×家族や親族に何でもなやみを相談できる人がいるか

【小中学生/問 26 (1) ×問 20 (1)】

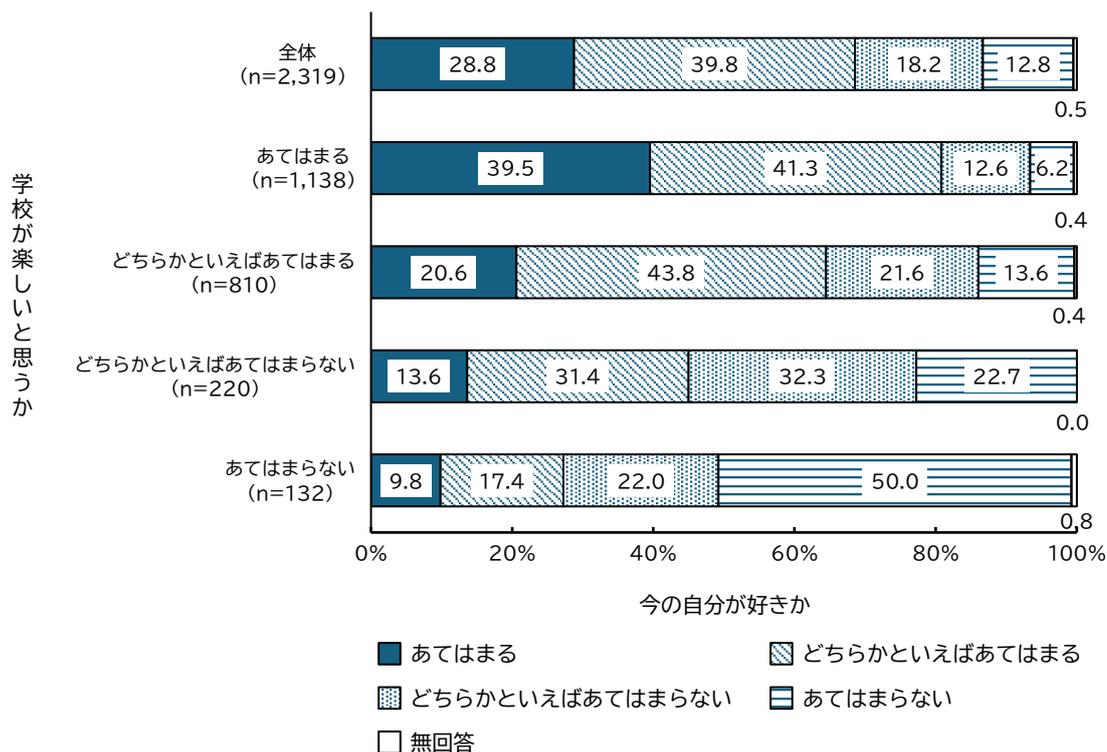
(小・義務教育学校 4・6 年生、中学 1 年生、義務教育学校 7 年生)



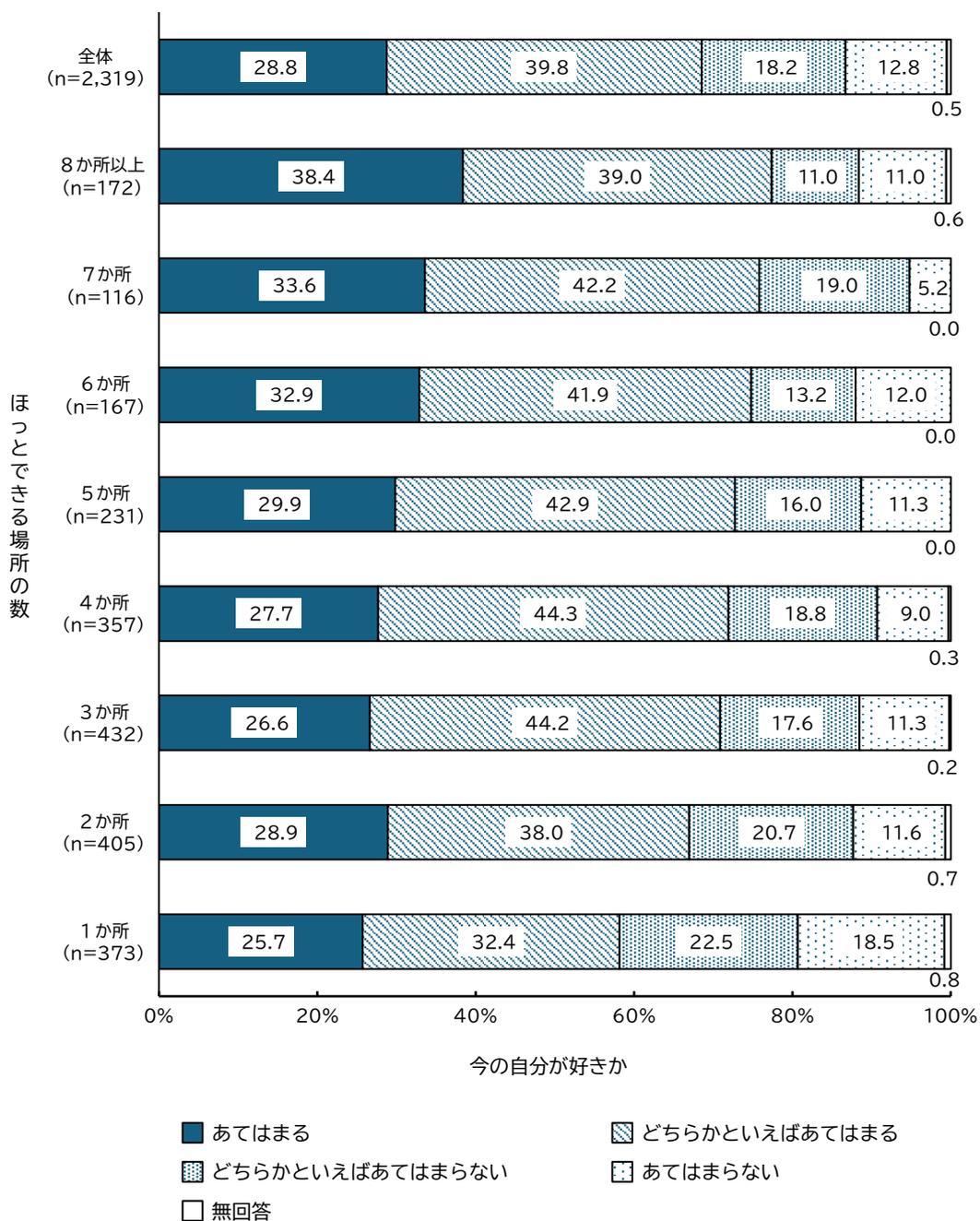
イ. 今の自分が好きか×友だちや親（保護者）など、周りの人から愛されていると思うか
 【小中学生/問 26 (1) ×問 26 (2)】
 (小・義務教育学校 4・6 年生、中学 1 年生、義務教育学校 7 年生)



ウ. 今の自分が好きか×学校が楽しいと思うか 【小中学生/問 26 (1) ×問 26 (8)】
 (小・義務教育学校 4・6 年生、中学 1 年生、義務教育学校 7 年生)



工. 今の自分が好きか×ほっとできる場所の数 【小中学生/問 26 (1) ×問 14】
 (小・義務教育学校 4・6 年生、中学 1 年生、義務教育学校 7 年生) ※再掲 P51

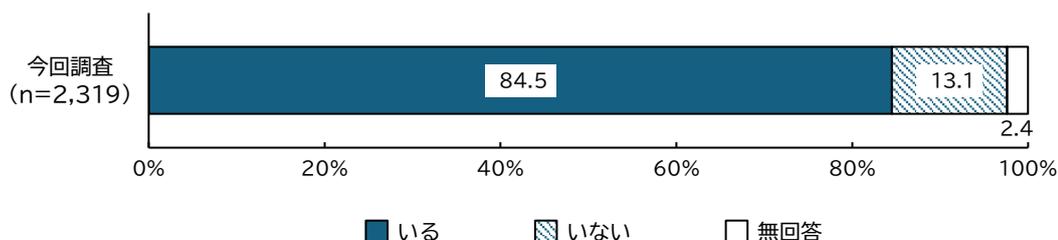


⑨困ったときやつらいと思ったときについて

小中学生の「困った時に相談したり、悩みを話せる人がいるか」については、「いる」が84.5%、「いない」が13.1%となっています。【小中学生/問32】

図表 相談相手の有無

(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【単数回答】

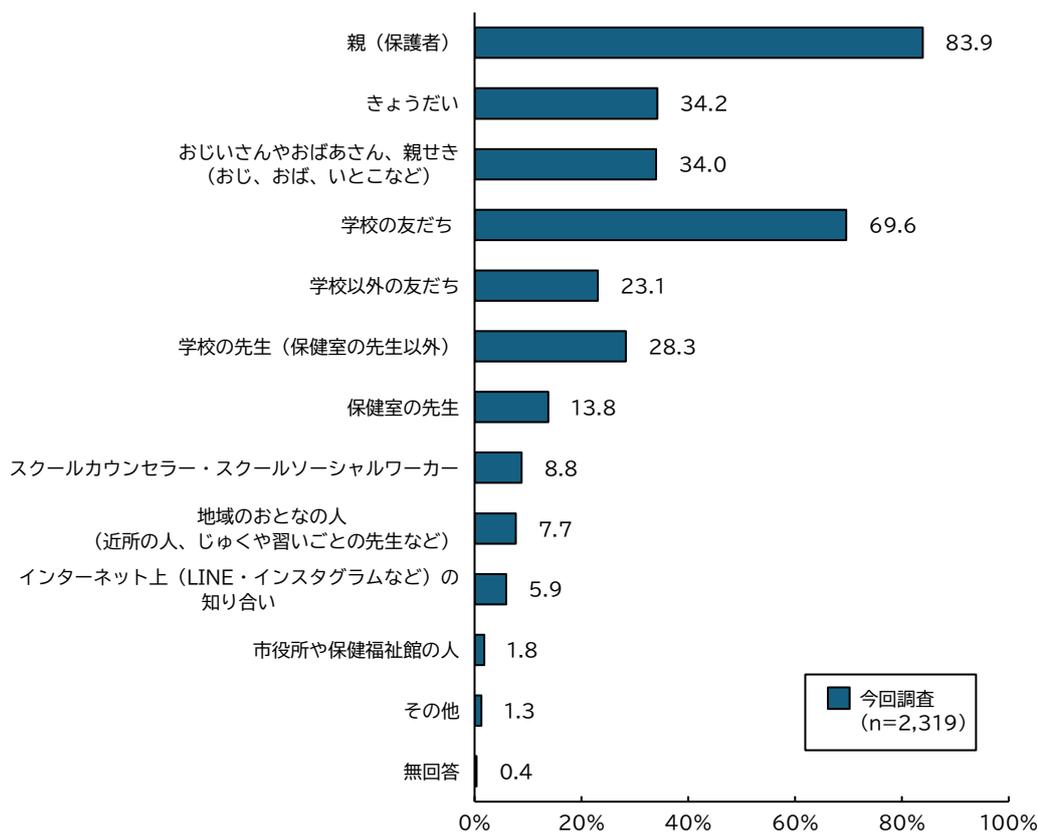


困った時や悩んだ時の相談相手は、「親（保護者）」が83.9%と最も多く、次いで「学校の友だち」が69.6%、「きょうだい」が34.2%となっています。なお、「学校の先生（保健室の先生以外）」は28.3%、「保健室の先生」が13.8%となっています。

【小中学生/問33】

図表 相談相手

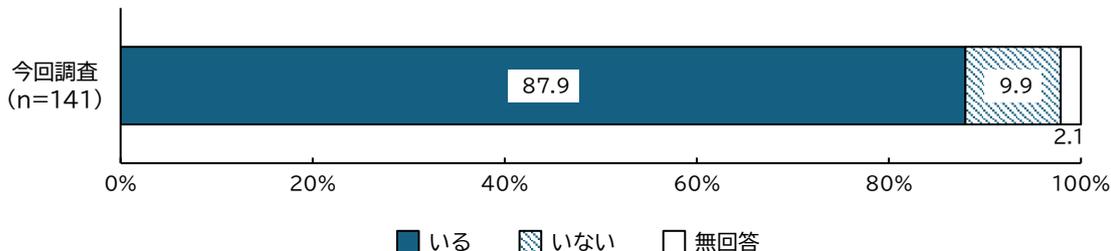
(小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生)【複数回答】



15～29歳の若者の困った時や悩んだ時の相談相手の有無については、「いる」と回答した人が87.9%いる一方、「いない」と回答した人が9.9%となっています。

【15～29歳/問47】

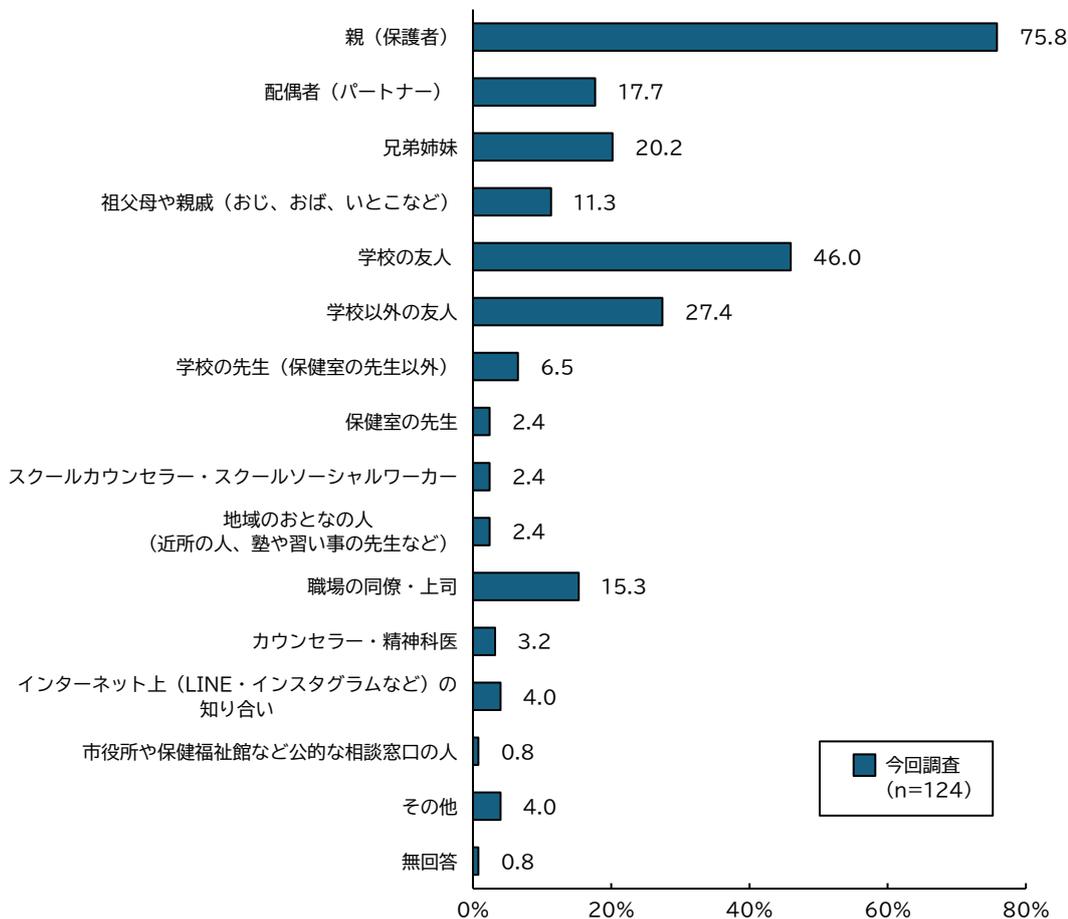
図表 困った時や悩んだ時の相談相手の有無（15～29歳の若者）【単数回答】



困った時や悩んだ時の相談相手については、「親（保護者）」が75.8%と最も多く、次いで「学校の友人」が46.0%、「学校以外の友人」が27.4%となっています。

【15～29歳/問48】

図表 困った時や悩んだ時の相談相手（15～29歳の若者）【複数回答】



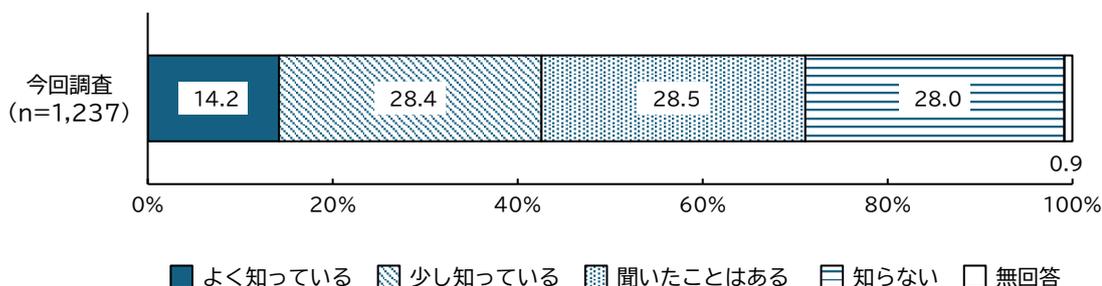
⑩子どもの権利について

小中学生の子どもの権利の認知度についてみると、「よく知っている」が14.2%、「少し知っている」が28.4%、「聞いたことはある」が28.5%、「知らない」が28.0%となっています。【小中学生/問38】

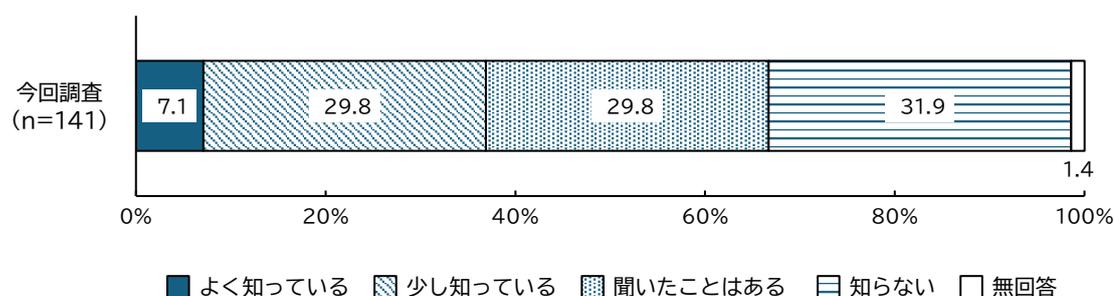
また、15～29歳の若者の子どもの権利の認知度についてみると、「よく知っている」が7.1%、「少し知っている」が29.8%、「聞いたことはある」が29.8%、「知らない」が31.9%となっています。【15～29歳/問53】

図表 子どもの権利の認知度【単数回答】

【小・義務教育学校4・6年生、中学1年生、義務教育学校7年生】



【15～29歳の若者】

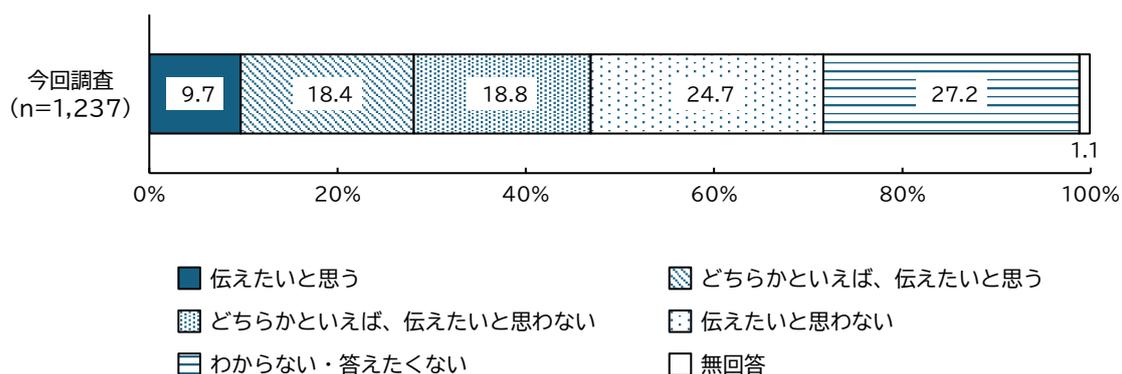


こどもに関する制度や政策について、思っていることや意見を、成田市（市役所）に伝えたいと思うかについてみると、「伝えたいと思う」「どちらかといえば、伝えたいと思う」を合わせた割合は、小中学生が 28.1%、15～29 歳の若者が 41.2%となっています。

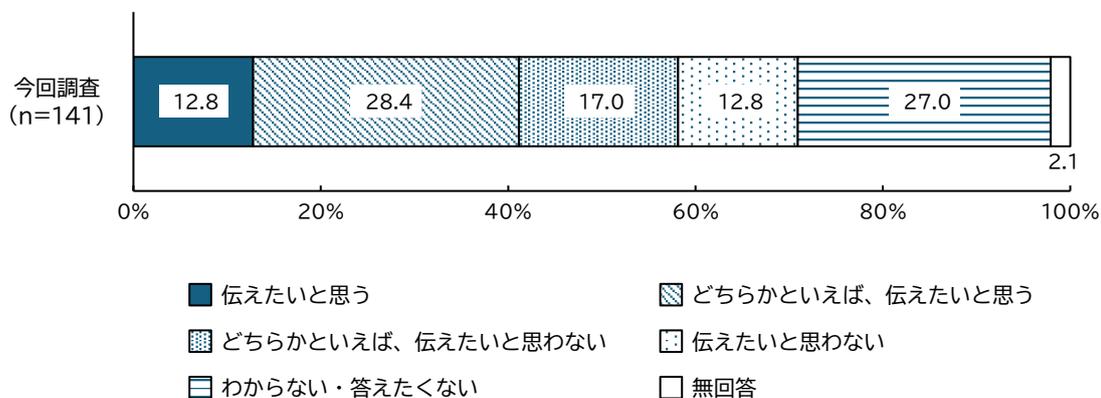
【小中学生/問 39・15～29 歳/問 54】

図表 こども施策に関する意見を市に伝えたいと思うか【単数回答】

【小・義務教育学校 4・6 年生、中学 1 年生、義務教育学校 7 年生】



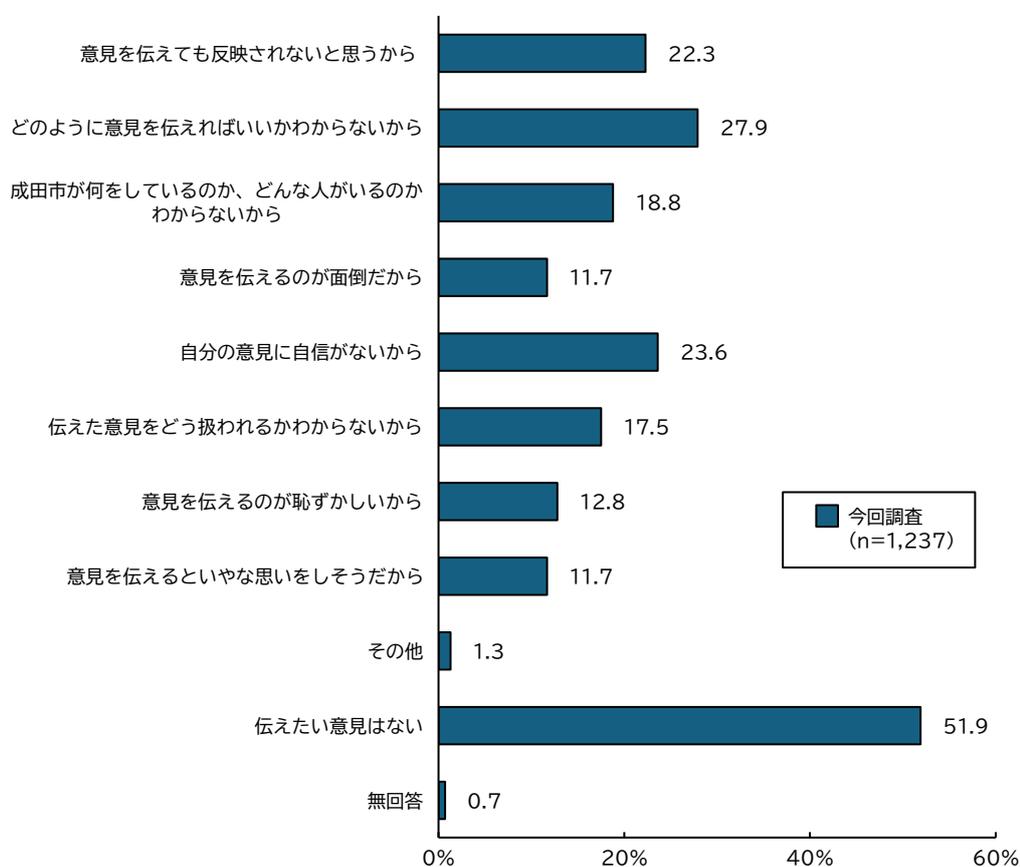
【15～29 歳の若者】



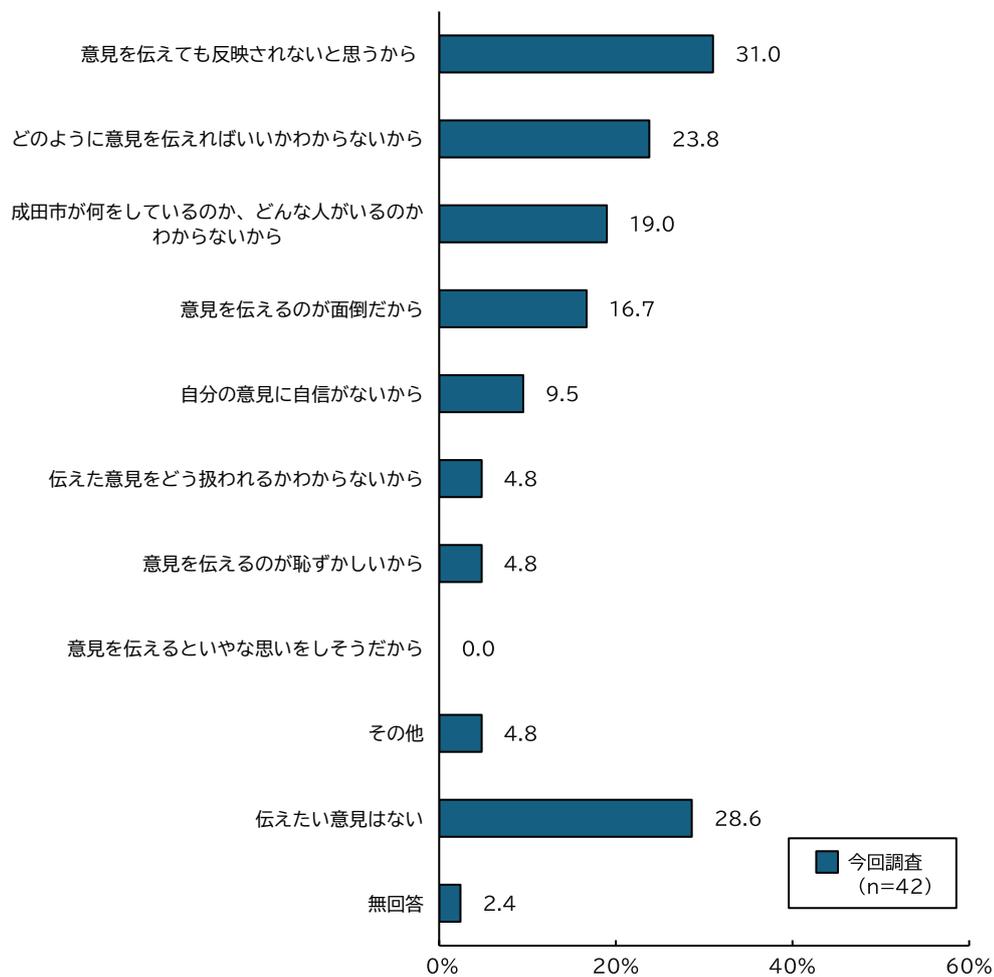
市に対して意見を伝えたくないと思う理由についてみると、小中学生では、「どのように意見を伝えればいいのかわからないから」が 27.9%と最も多く、次いで「自分の意見に自信がないから」が 23.6%、「意見を伝えても反映されないと思うから」が 22.3%となっています。また、15～29 歳の若者では、「意見を伝えても反映されないと思うから」が 31.0%と最も多く、次いで「どのように意見を伝えればいいのかわからないから」が 23.8%、「成田市が何をしているのか、どんな人がいるのかわからないから」が 19.0%となっています。 【小中学生/問 40・15～29 歳/問 55】

図表 市に対して意見を伝えたくないと思う理由【複数回答】

【小・義務教育学校 4・6 年生、中学 1 年生、義務教育学校 7 年生】



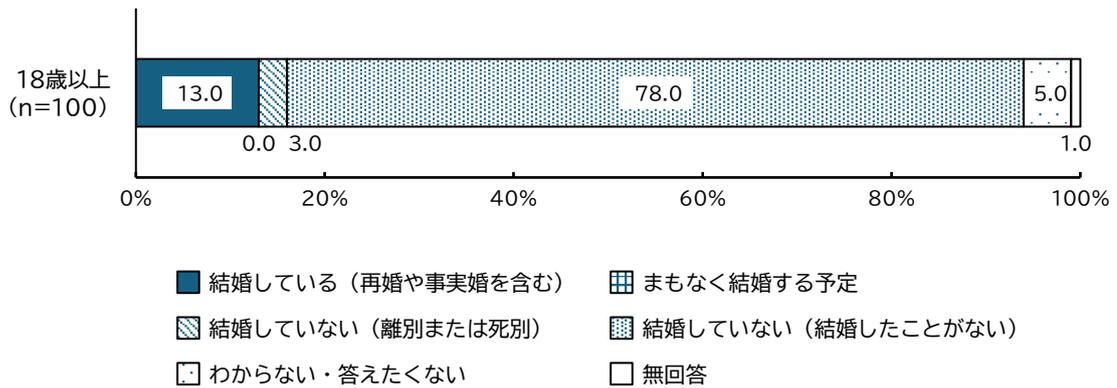
【15～29歳の若者】



①結婚について（18歳以上の回答者）

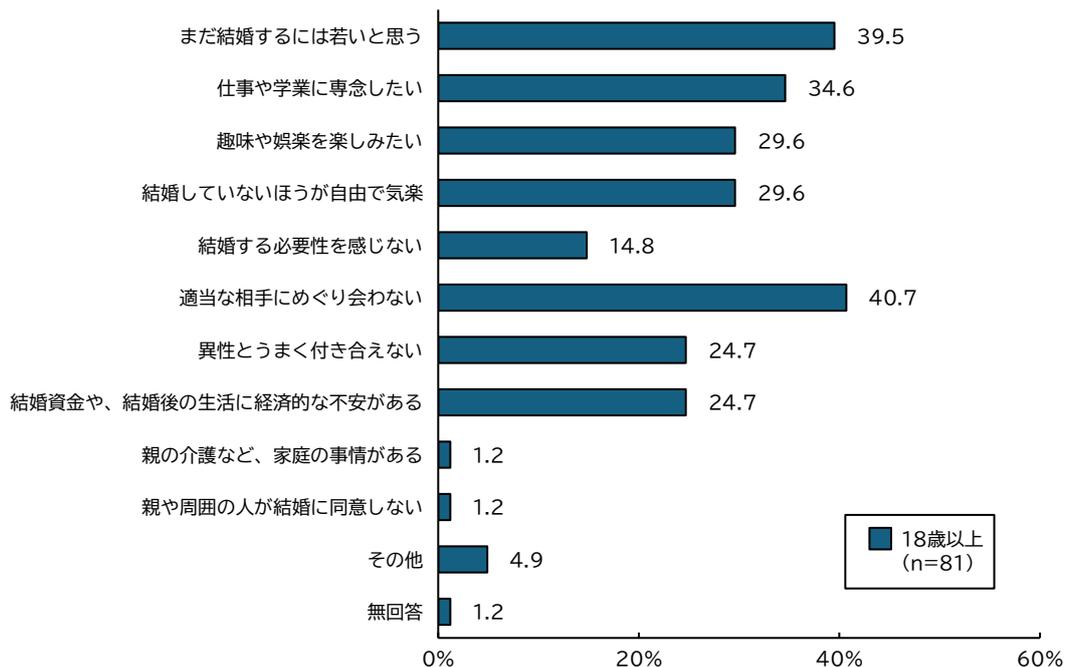
18歳以上の回答者についてみると、「結婚していない（結婚したことがない）」という人が78.0%と最も多く、次いで「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が13.0%となっています。【15～29歳/問22】

図表 現在、結婚しているか（15～29歳の若者）【単数回答】



未婚または独身でいる理由についてみると、「適当な相手にめぐり会わない」が40.7%と最も多く、次いで「まだ結婚するには若いと思う」が39.5%、「仕事や学業に専念したい」が34.6%となっています。【15～29歳/問25】

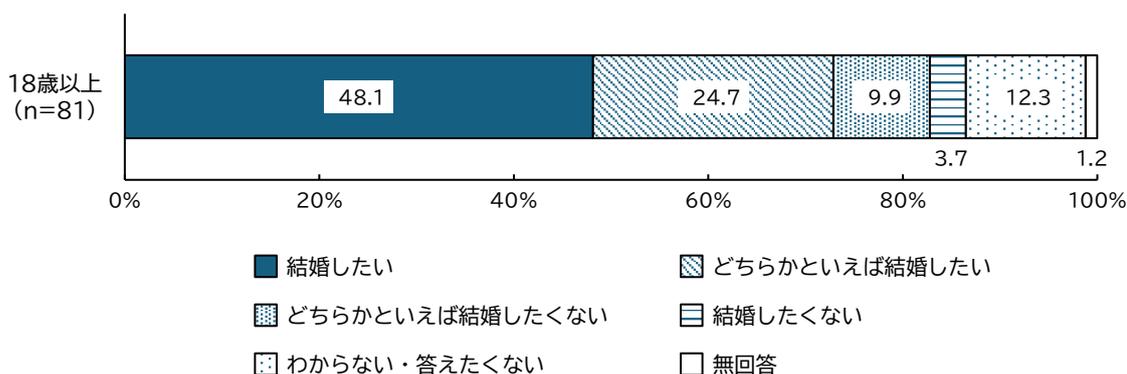
図表 未婚または独身でいる理由（15～29歳の若者）【複数回答】



今後結婚したいかについては、「結婚したい」と「どちらかといえば結婚したい」を合わせた割合が72.8%、「どちらかといえば結婚したくない」と「結婚したくない」を合わせた割合が13.6%、「わからない・答えたくない」が12.3%となっています。

【15～29歳/問26】

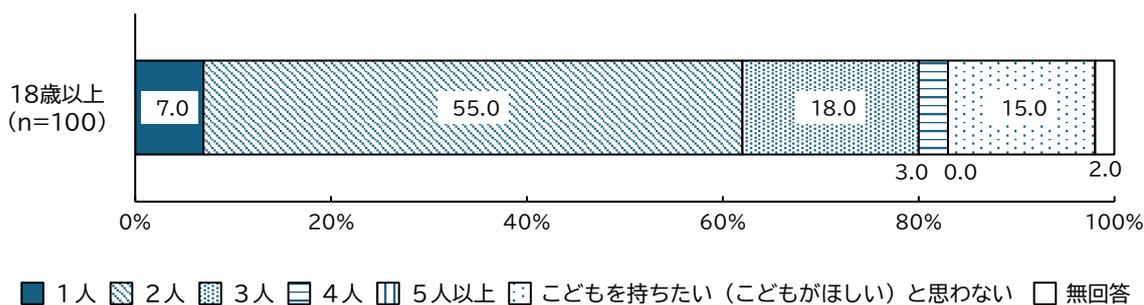
図表 結婚の希望（15～29歳の若者）【単数回答】



⑫理想とするこどもの数（18歳以上の回答者）

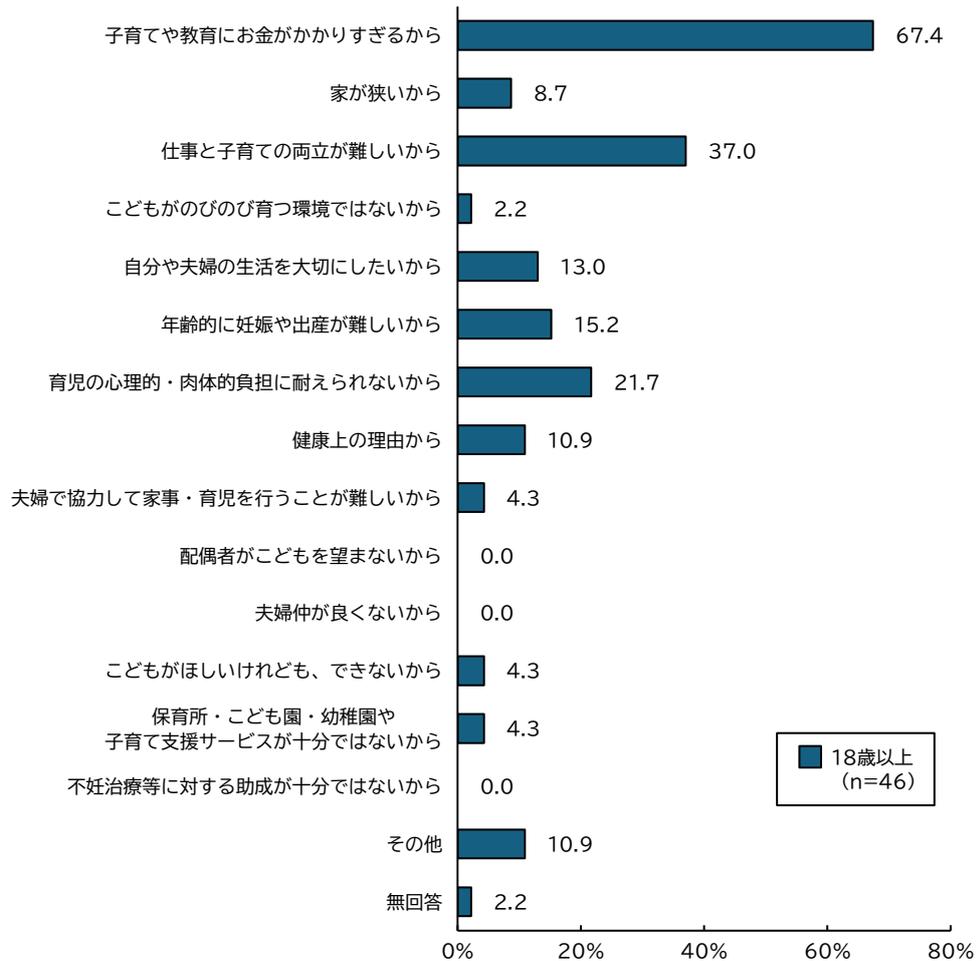
理想とする（可能なら持ちたいと思う）こどもの数についてみると、「2人」が55.0%と最も多く、次いで「3人」が18.0%、「こどもを持ちたい（こどもがほしい）と思わない」が15.0%となっています。 【15～29歳/問30】

図表 理想とするこどもの数（15～29歳の若者）【単数回答】



理想とする数のこどもを持ってそうにない、こどもを持つつもりはないと思う理由についてみると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が67.4%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が37.0%、「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」が21.7%となっています。【15～29歳/問32】

図表 理想とする数のこどもを持ってないまたは持つつもりはないと思う理由
(15～29歳の若者)【複数回答】



(ウ) 子どもの生活実態調査（小中学生・高校生）

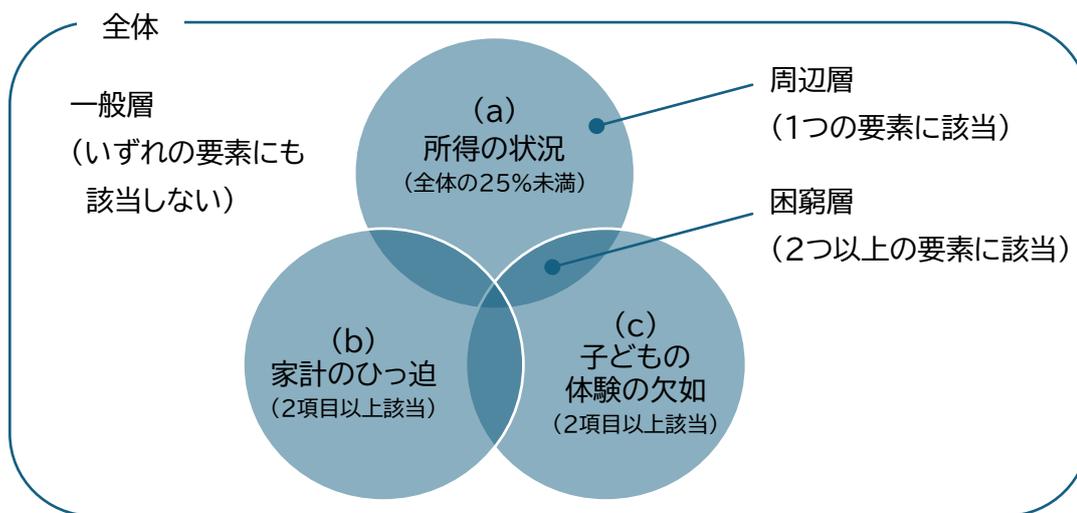
①こどもの生活困難度

こどもの生活実態調査（小中学生の保護者）における、所得の状況、家計のひっ迫、こどもの体験の欠如の3要素から、生活困難度を分類しました。

なお、回答があったこども分 465 票、保護者分 344 票のうち、こどもと保護者がマッチングできたのは 195 票でした。本調査結果の概要においては、こども票のみからの項目の集計の際には、こども票の全サンプル、保護者票の項目とのクロス集計の場合はマッチングができた票のみを集計の対象とします。

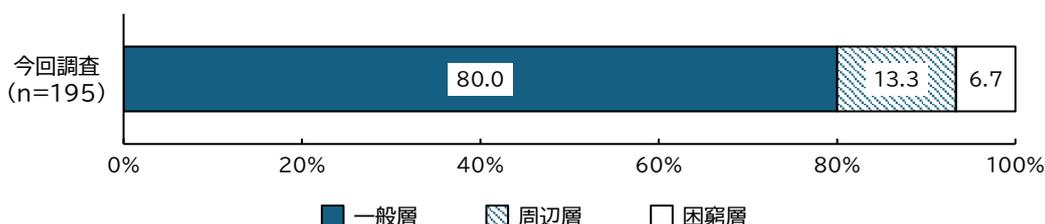
- (a) 所得の状況：世帯収入が全体の 25%未満であるか
- (b) 家計のひっ迫：小中学生の保護者/問 32 において、2 項目以上の回答があるか
- (c) こどもの体験の欠如：小中学生の保護者/問 33 において、2 項目以上の回答があるか

一般層	(a)(b)(c)いずれの要素にも該当しない
周辺層	(a)(b)(c)のいずれか1つの要素に該当
困窮層	(a)(b)(c)のうち2つ以上の要素に該当



こどもの生活困難度についてみると、一般層は 156 件 (80.0%)、周辺層は 26 件 (13.3%)、困窮層は 13 件(6.7%)となっています。

図表 こどもの生活困難度
(小・義務教育学校 5 年生、中学 2 年生、義務教育学校 8 年生)



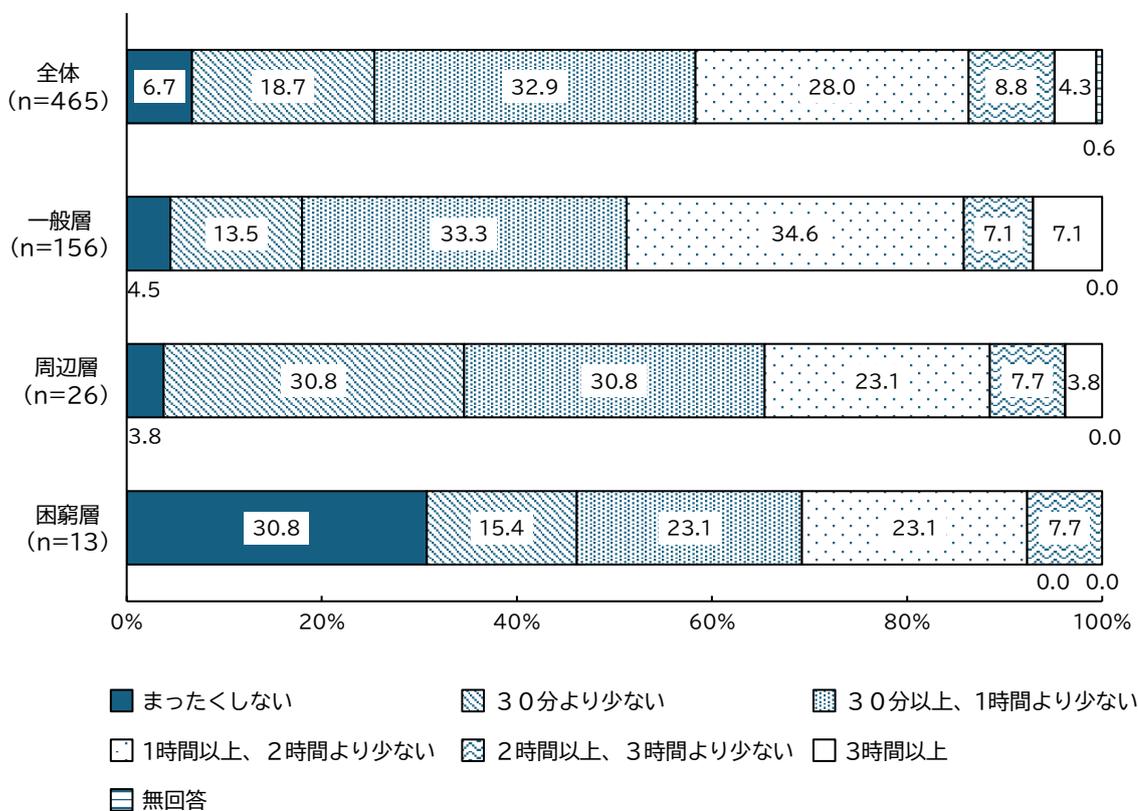
②勉強時間

【小中学生】

平日の学校の授業以外の勉強時間について、生活困難度別にみると、「一般層」の世帯では「1時間以上、2時間より少ない」が最も多く、「周辺層」の世帯では「30分より少ない」「30分以上、1時間より少ない」が最も多くなっています。また、「困窮層」の世帯では、他の所得水準よりも勉強時間が少ない傾向がみられます。【小中学生/問5(1)】

図表 平日の学校の授業以外の勉強時間

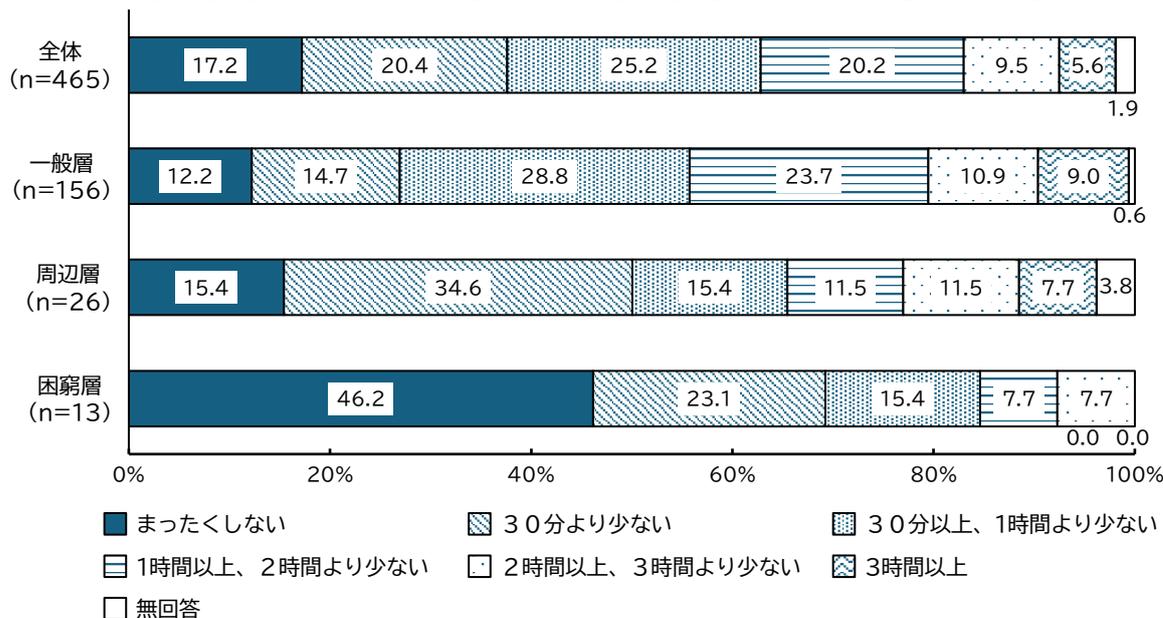
(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生【単数回答】)



学校がない日（土・日・祝日）の勉強時間について、生活困難度別にみると、「一般層」の世帯では「30分以上、1時間より少ない」の回答が最も多く、「周辺層」の世帯では、「30分より少ない」が最も多くなっています。また、「困窮層」の世帯では、平日の勉強時間と同様に他の所得水準よりも勉強時間が短い傾向がみられます。【小中学生/問5(2)】

図表 学校がない日の勉強時間

(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生)【単数回答】

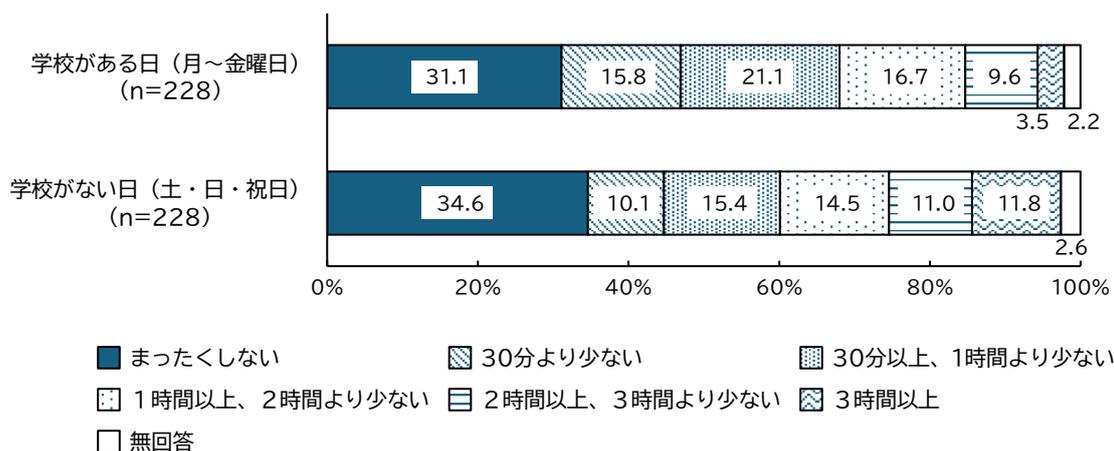


【高校生】

学校がある日（月～金曜日）と学校がない日（土・日・祝日）の勉強時間は、いずれも「まったくしない」が最も多く、次いで「30分以上、1時間より少ない」となっています。

【高校生/問9】

図表 勉強時間（高校2年生相当年齢の児童）【単数回答】

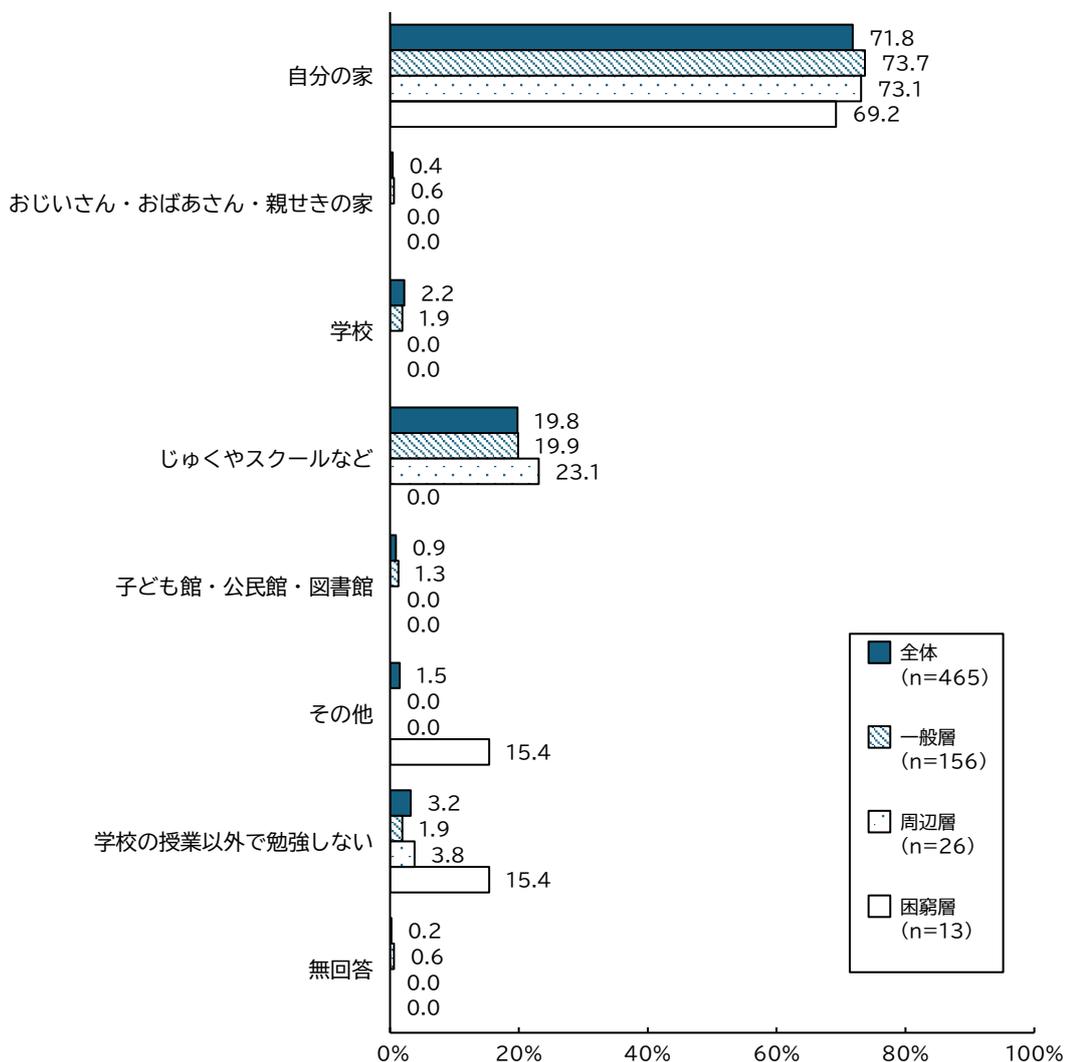


③学校以外に勉強する場所

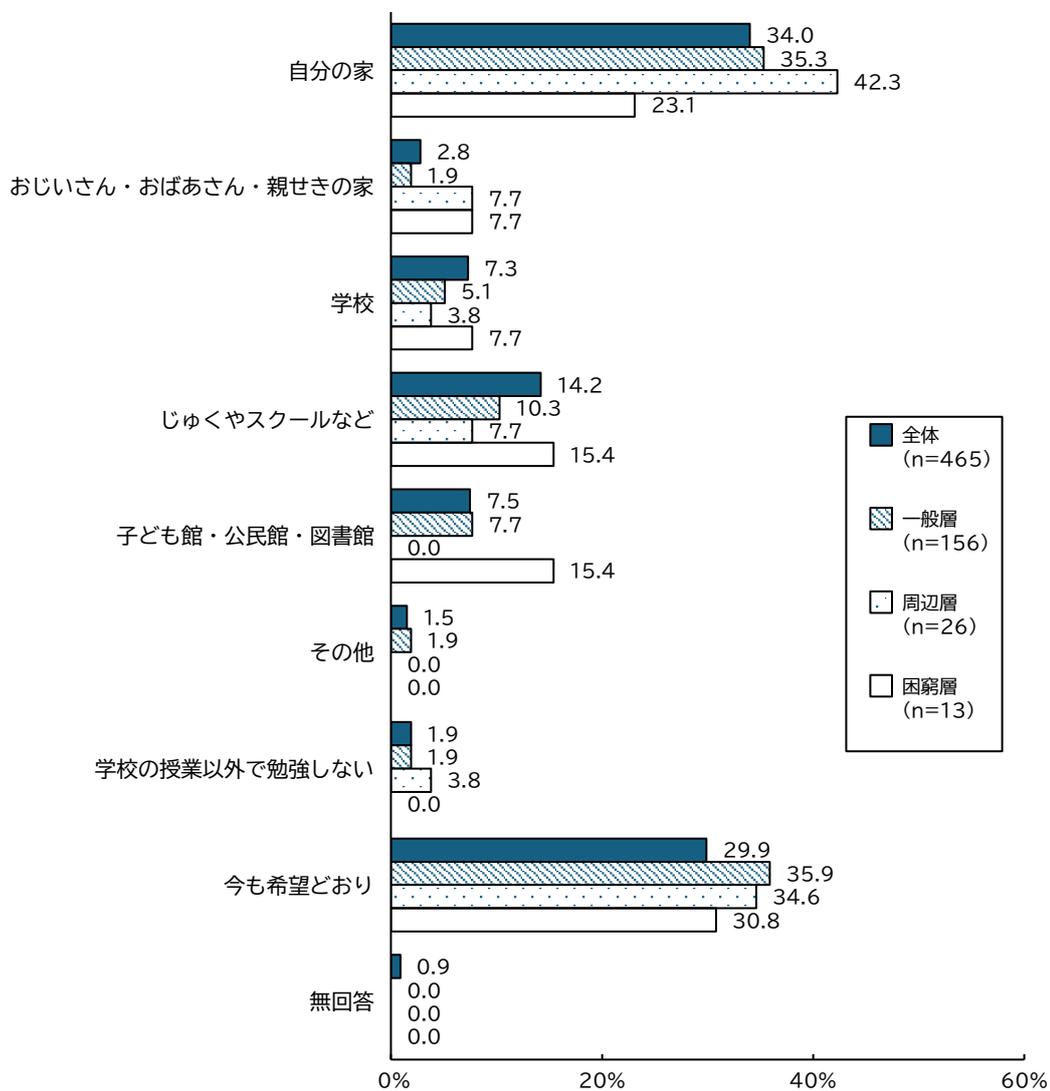
学校以外に勉強する場所についてみると、全体では、「自分の家」が71.8%と最も多く、次いで「じゅくやスクールなど」が19.8%となっています。なお、生活困難度別にみると、「困窮層」の世帯では「じゅくやスクールなど」の回答がありませんでしたが、「本当はどこで勉強したいか」の問いに対し、「じゅくやスクールなど」と回答した割合は、「困窮層」の世帯の回答割合が他と比較して高い状況となっています。【小中学生/問4】

図表 学校以外に勉強する場所

(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生)【複数回答】



図表 学校以外に勉強したい場所
 (小・義務教育学校 5 年生、中学 2 年生、義務教育学校 8 年生)【複数回答】



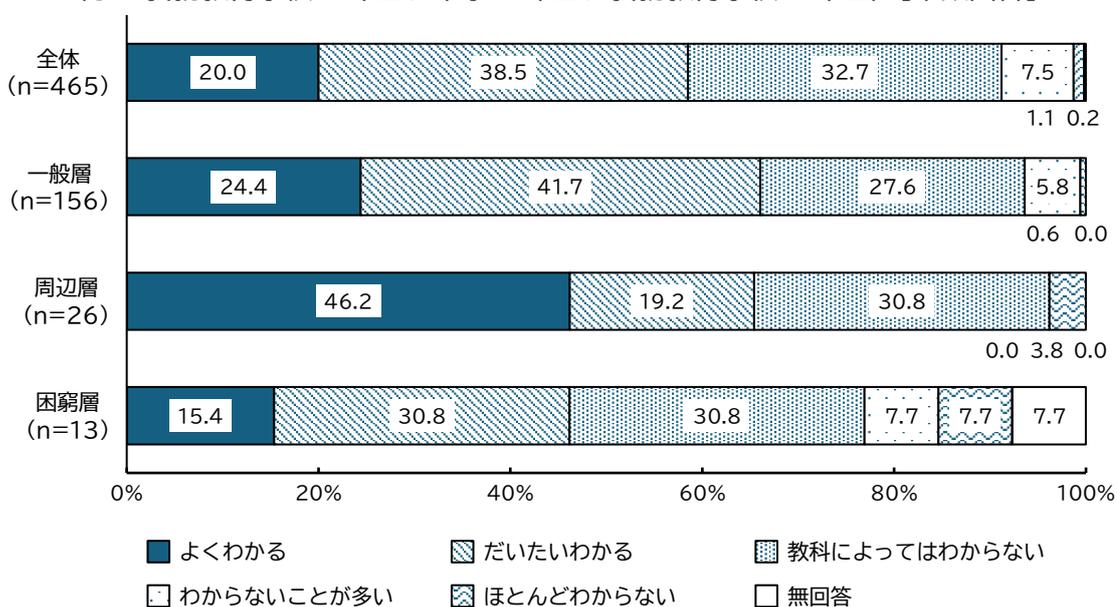
④学校の勉強の理解度

【小中学生】

小中学生の学校の勉強の理解度についてみると、「教科によってはわからないことがある」、「わからないことが多い」及び「ほとんどわからない」を合わせた割合が、全体では、41.3%となっています。なお、生活困難度別でみると、「一般層」の世帯では34.0%、「周辺層」の世帯では34.6%、「困窮層」の世帯では46.2%と、収入等の水準が低い層ほど回答率が高くなっています。【小中学生/問6】

図表 学校の勉強の理解度

(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生)【単数回答】

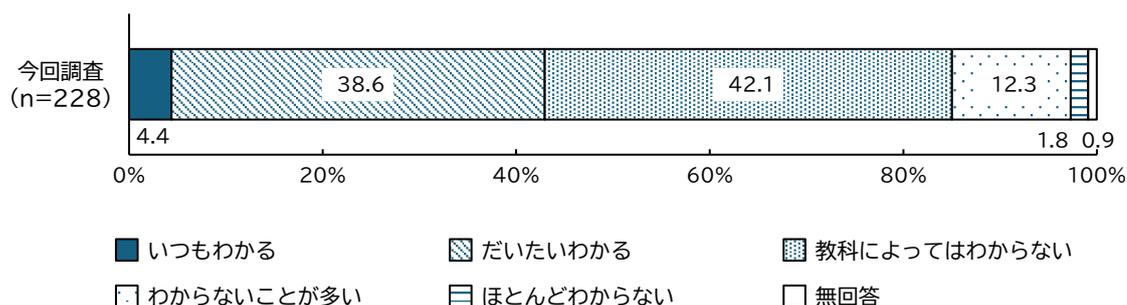


【高校生】

高校生の学校の勉強の理解度についてみると、「教科によってはわからない」、「わからないことが多い」及び「ほとんどわからない」を合わせた割合が56.2%となっています。

【高校生/問6】

図表 学校の勉強の理解度 (高校2年生相当年齢の児童)【単数回答】



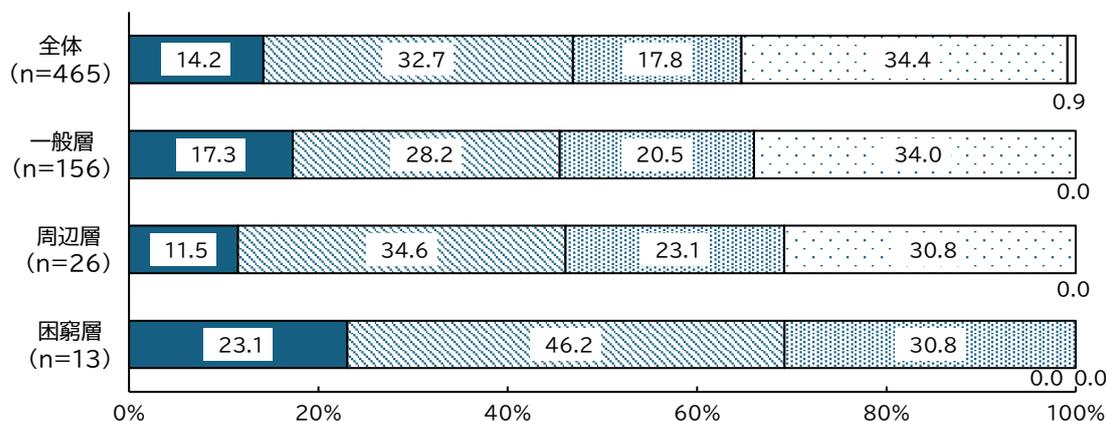
⑤こどもの居場所の利用希望

【小中学生】

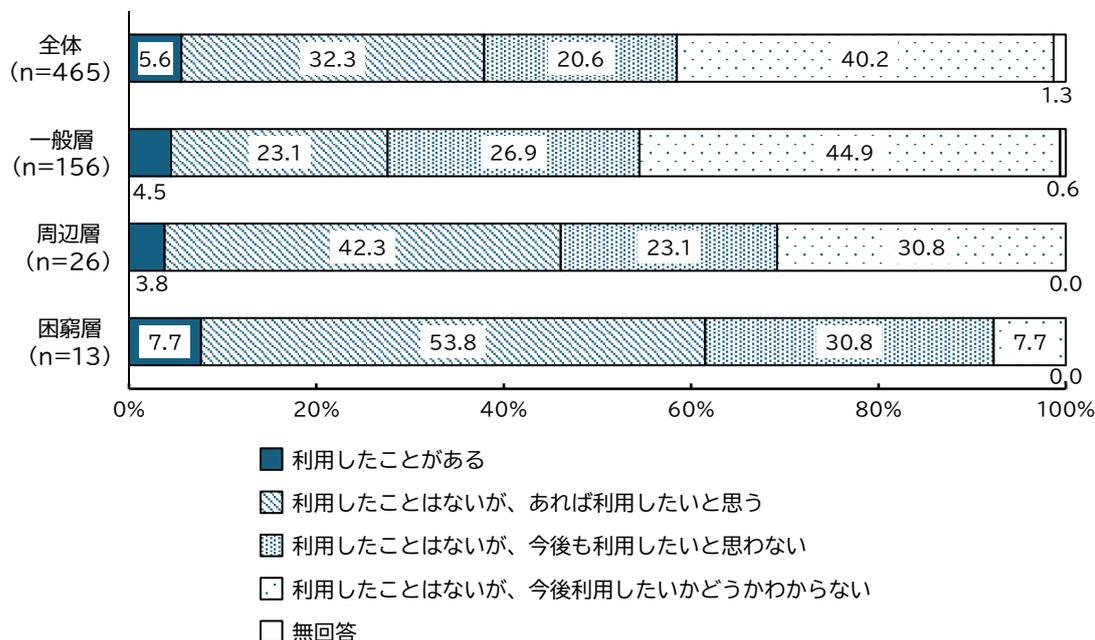
こどもの居場所の利用の有無と希望についてみると、「こども食堂など」についてみると、「利用したことがある」が14.2%、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」が32.7%となっています。また、「勉強を無料でみてくれる場所」については「利用したことがある」が5.6%、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」が32.3%となっています。なお、これらの居場所は、所得等の水準別において、「一般層」よりも「周辺層」及び「困窮層」の方が利用希望が高い傾向がみられます。

【小中学生/問 40(2)(3)】

図表 ご飯を無料または安く食べることができる場所（こども食堂など）
（小・義務教育学校 5 年生、中学 2 年生、義務教育学校 8 年生）【単数回答】



図表 勉強を無料でみてくれる場所
（小・義務教育学校 5 年生、中学 2 年生、義務教育学校 8 年生）【単数回答】



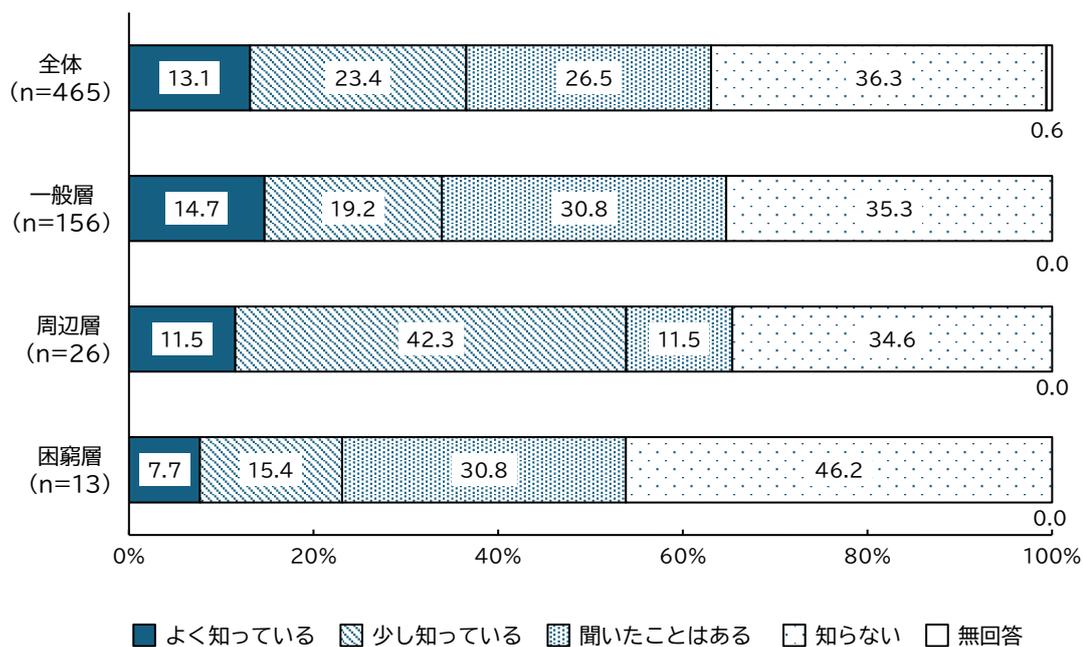
⑥こどもの権利の認知度について

【小中学生】

小中学生のこどもの権利の認知度についてみると、全体では、「よく知っている」が13.1%、「少し知っている」が23.4%、「聞いたことはある」が26.5%、「知らない」が36.3%となっています。【小中学生/問42】

図表 こどもの権利の認知度

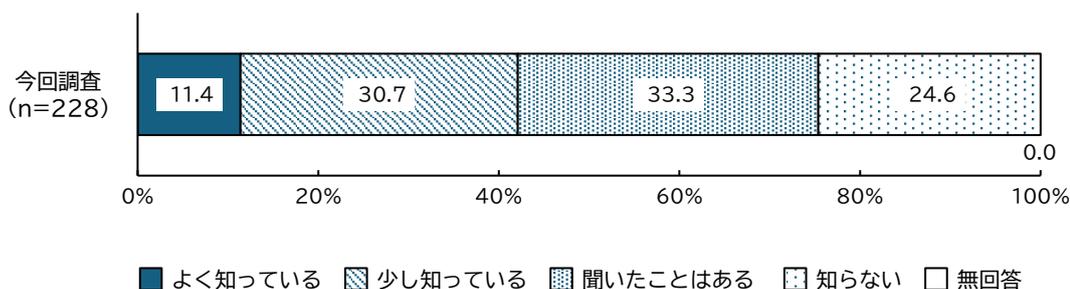
(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生)【単数回答】



【高校生】

高校生のこどもの権利の認知度についてみると、「よく知っている」が11.4%、「少し知っている」が30.7%、「聞いたことはある」が33.3%、「知らない」が24.6%となります。【高校生/問47】

図表 こどもの権利の認知度 (高校2年生相当年齢の児童)【単数回答】



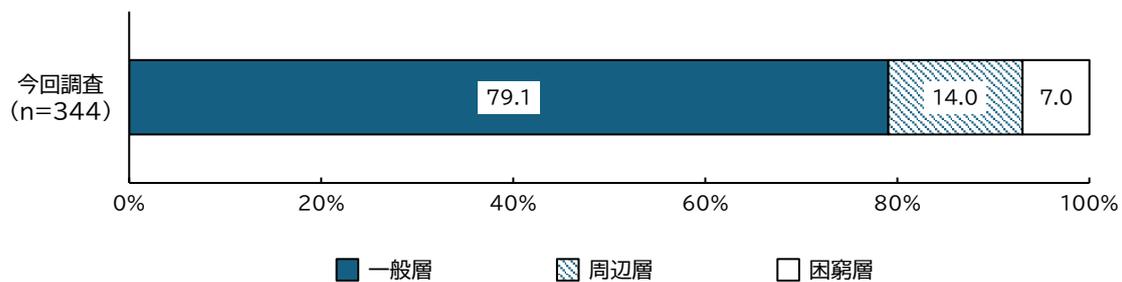
(工) 子どもの生活実態調査 (小中学生の保護者)

①保護者の生活困難度

一般層は272件(79.1%)、周辺層は48件(14.0%)、困窮層は24件(7.0%)となっています。

図表 保護者の生活困難度

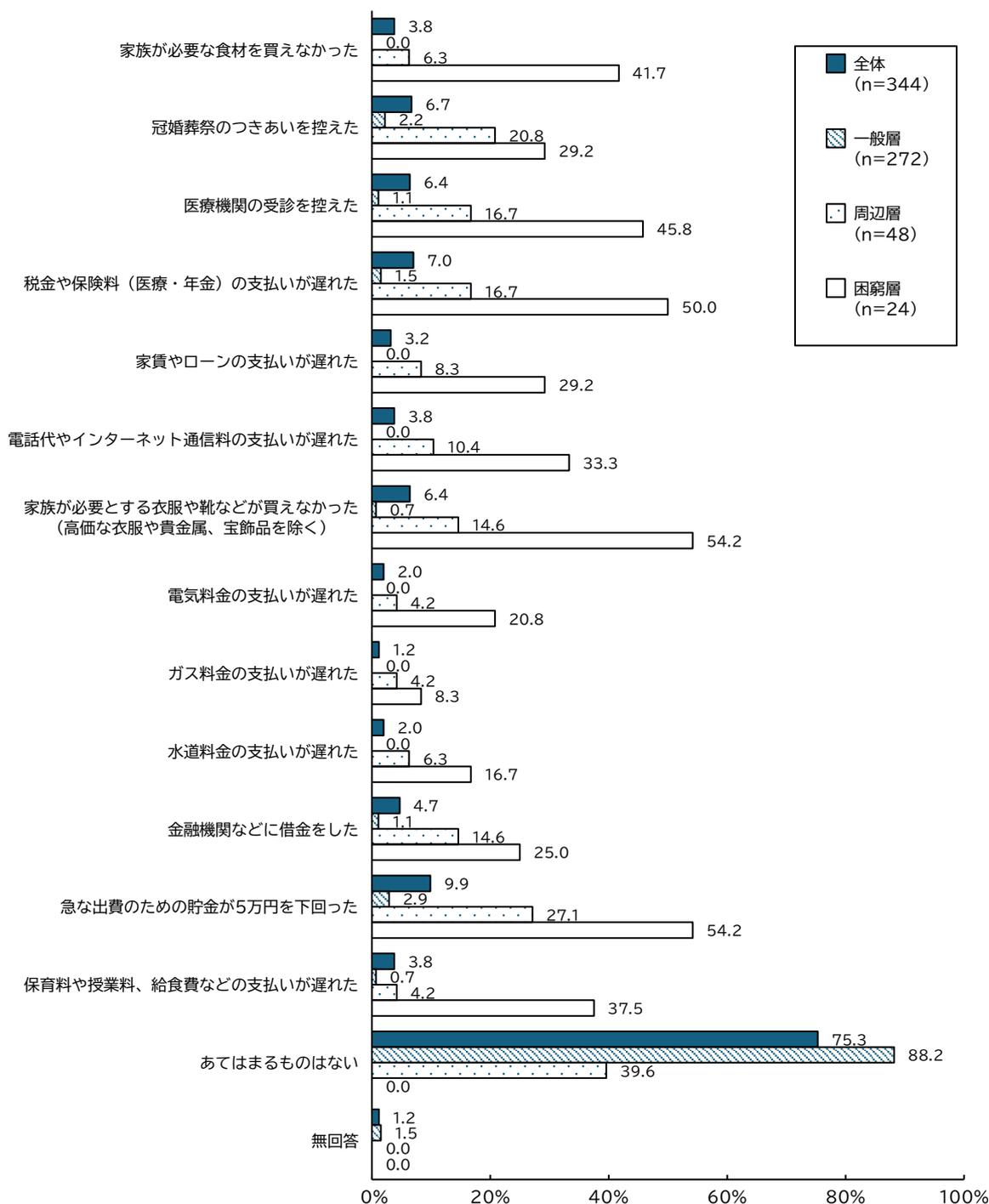
(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生の保護者)



②経済的な理由で経験したこと

経済的な理由で経験したことについてみると、全体では「あてはまるものはない」が最も多く75.3%であった一方、「急な出費のため貯金が5万円を下回った」が9.9%、「税金や保険料（医療・年金）の支払いが遅れた」が7.0%となっています。また、生活困難度別にみると、できなかったものへの回答率は、「周辺層」及び「困窮層」の世帯が高い傾向がみられます。【小中学生の保護者/問32】

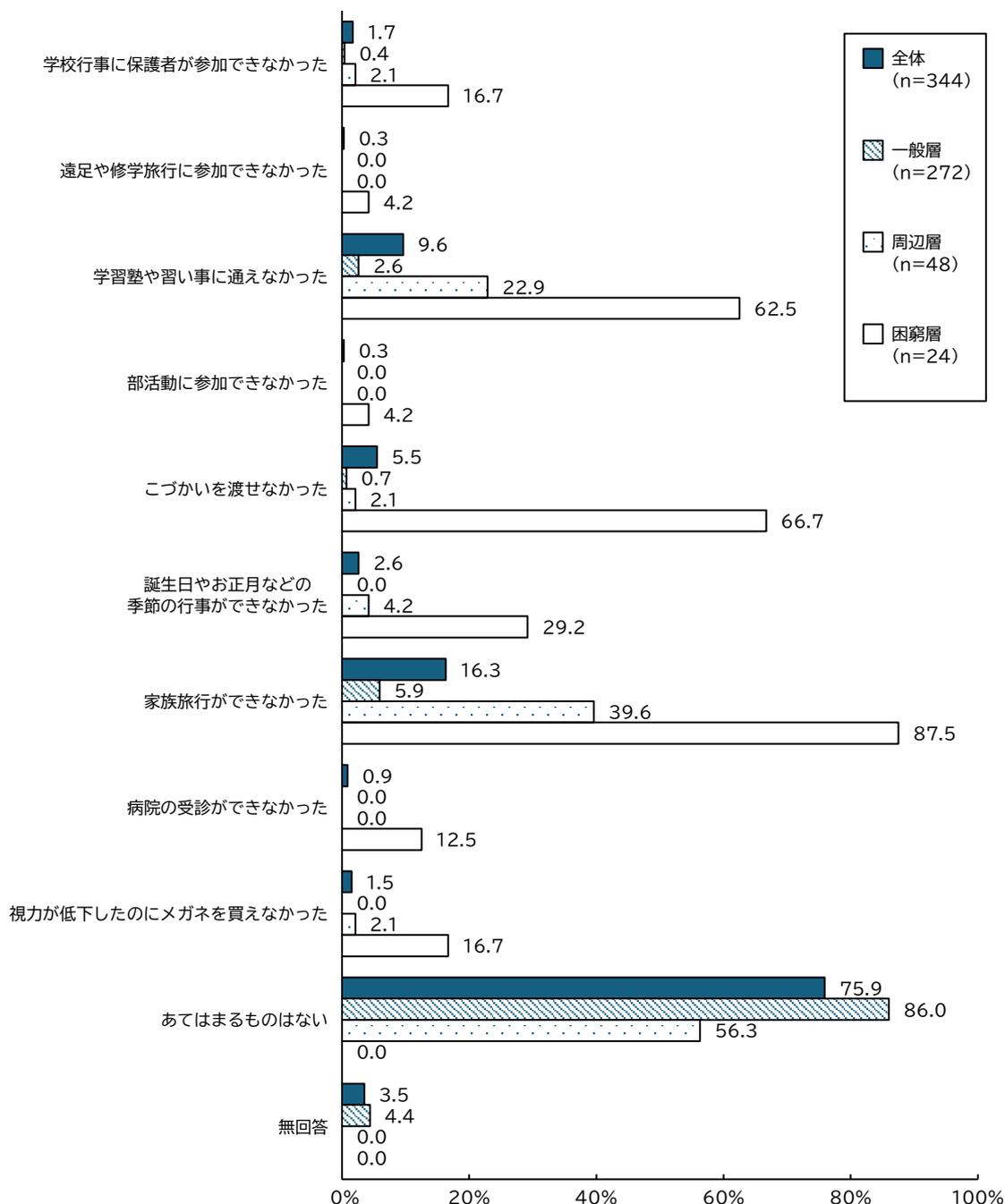
図表 経済的な理由でこどもが希望することでできなかったこと
 (小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生の保護者)【複数回答】



③こどもが希望することで経済的な理由によりできなかったこと

こどもが希望することで経済的な理由によりできなかったことについてみると、全体では「あてはまるものはない」が最も多く 75.9%であった一方、「家族旅行ができなかった」が 16.3%、「学習塾や習い事に通えなかった」が 9.6%となっています。また、生活困難度別にみると、できなかったものへの回答率は、「周辺層」及び「困窮層」の世帯が高い傾向がみられます。【小中学生の保護者/問 33】

図表 こどもが希望することで経済的な理由によりできなかったこと
(小・義務教育学校 5 年生、中学 2 年生、義務教育学校 8 年生の保護者)【複数回答】

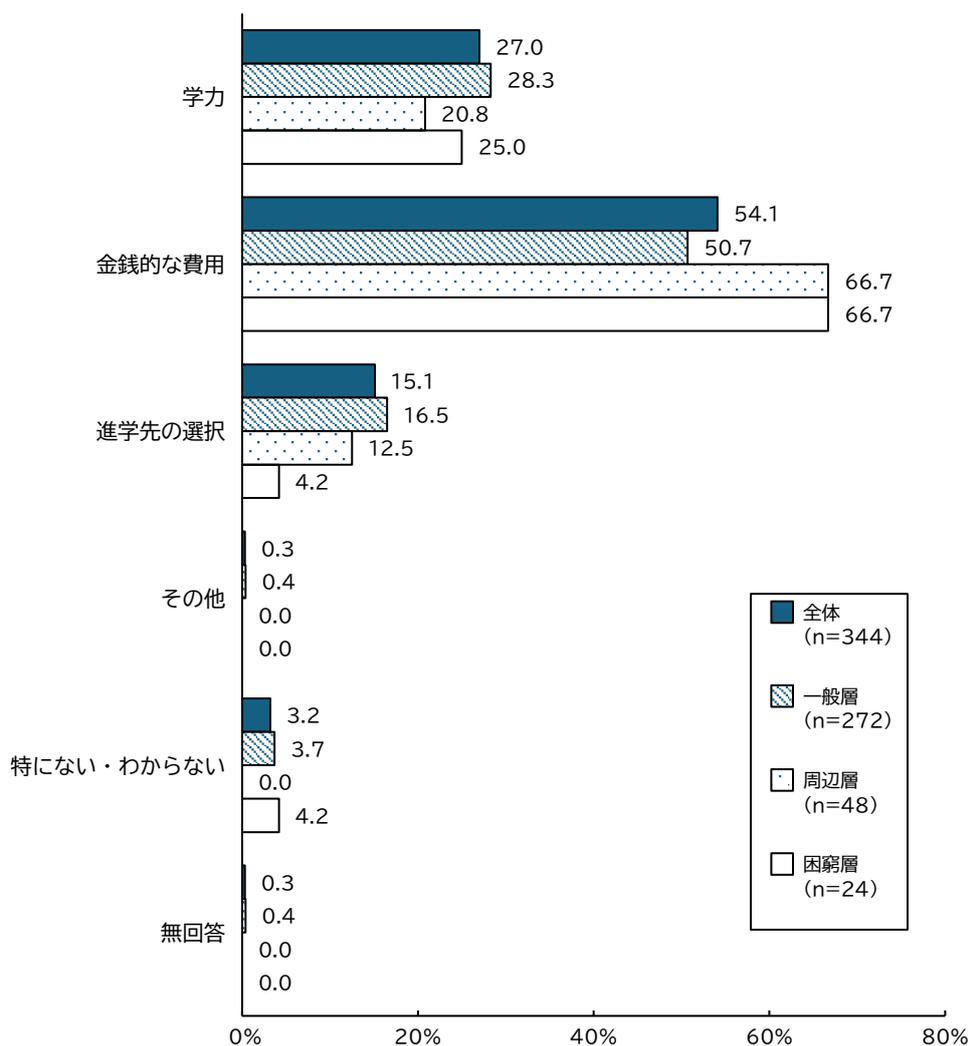


④こどもの進学にあたり心配なこと

こどもを進学させるにあたり最も心配なことについてみると、いずれの生活困難度でも「金銭的な費用」が最も多く、次いで「学力」、「進学先の選択」となっています。また、生活困難度別にみると、「周辺層」及び「困窮層」の世帯では、「一般層」の世帯と比較して、「金銭的な費用」の回答割合が高くなっています。【小中学生の保護者/問 20】

図表 こどもを進学させるにあたり最も心配なこと

(小・義務教育学校 5 年生、中学 2 年生、義務教育学校 8 年生の保護者)【単数回答】

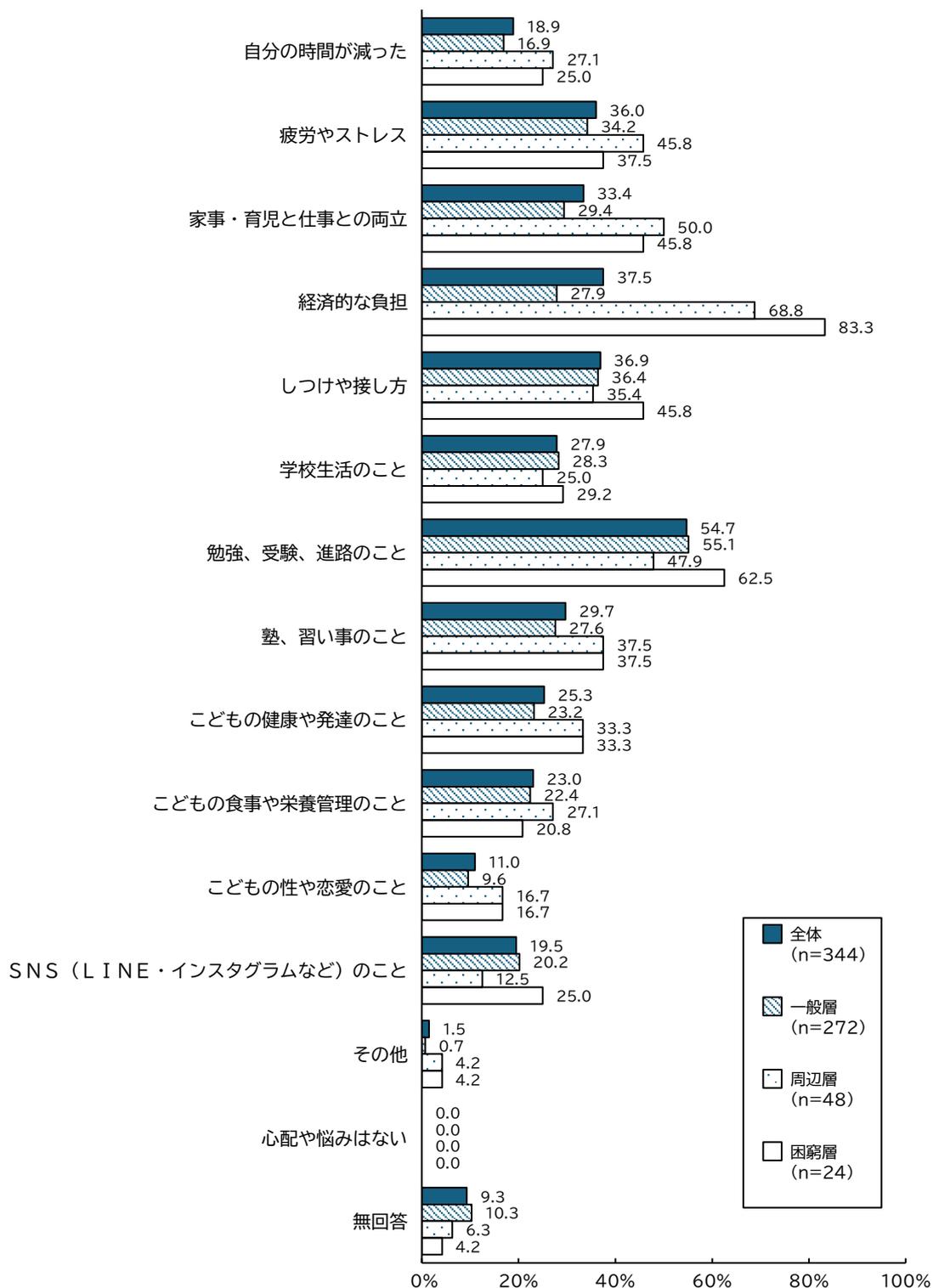


⑤子育てに関する心配や悩み

子育てに関する心配や悩みについてみると、全体では「勉強、受験、進路のこと」が54.7%と最も多く、次いで「経済的な負担」が37.5%、「しつけや接し方」が36.9%、「疲労やストレス」が36.0%となっています。【小中学生の保護者/問41】

図表 子育てに関する心配や悩み

(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生の保護者)【複数回答】



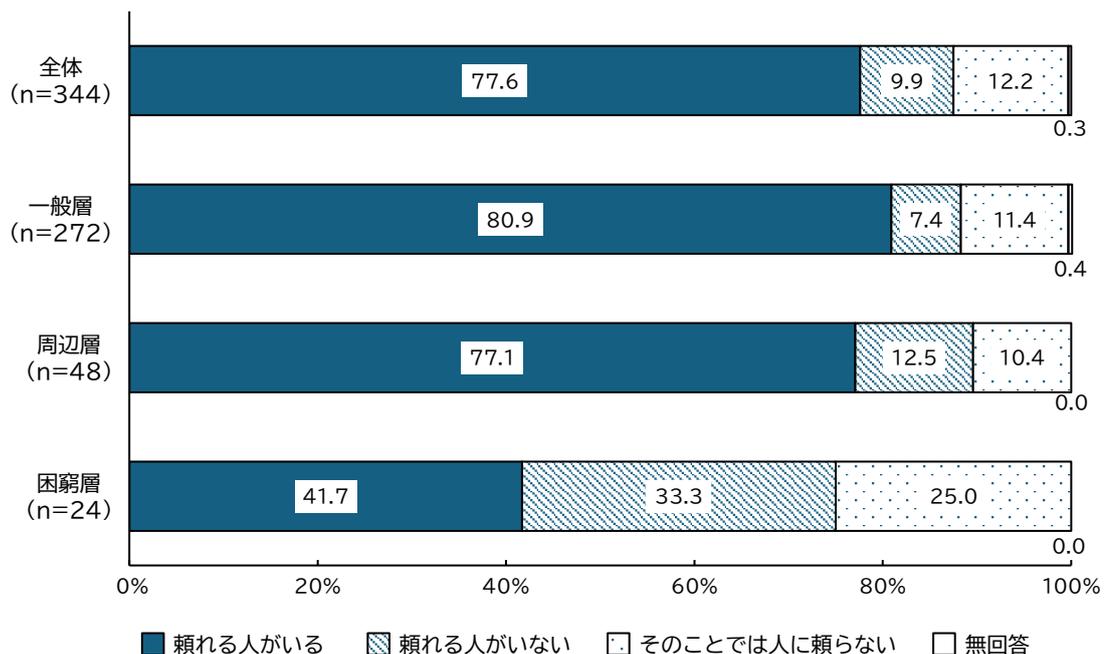
⑥子育てに関する相談相手の有無

子育てに関する相談相手の有無についてみると、「頼れる人がいる」が77.6%、「そのことでは人に頼らない」が12.2%、「頼れる人がいない」が9.9%となっています。

【小中学生の保護者/問42(1)】

図表 子育てに関する相談相手の有無

(小・義務教育学校5年生、中学2年生、義務教育学校8年生の保護者)【単数回答】



(6) 意見聴取結果の概要

意見聴取の主な結果については次のとおりです。なお、各意見聴取の結果については、市ホームページに掲載しています。



(URL : https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0166_00011.html)

(ア) こどもワークショップ (中高生・小学生)

こどもを対象にワークショップを開催しました。

開催日	対象	参加者数
令和6年6月2日(日)	中学生・高校生	26名
令和6年6月23日(日)	小学生	19名

①中学生・高校生

こどもや若者が、住みたくなる・過ごしたくなる成田になるための提案

- ・ 駅ビルに若者・子育て世帯向けの施設を
- ・ 成田の豊富な土地を活用して、外国とつながる施設を充実させ、グローバルな都市をめざす
- ・ 商業施設に自習室(インターネットが使える)や遊び場をつくること
- ・ 小さい子とサッカーなどの遊具を分けてほしい
- ・ バス停がないところにバス停をつくってほしい

②小学生

なりたしに どんなばしょがあったら たのしいとおもう？

- ・ 小学生、中学生、高校生、みんなで遊べる場所
- ・ 学校の後、パパッと食べられるお菓子屋さん(飴、洋風なお菓子)
- ・ 相談できる場所(公共施設)
- ・ 雨の日でもできる楽しいイベント
- ・ 年齢制限のない安全なプール
- ・ 外国の人と遊べる、ゆったりとした施設
- ・ 小学生だけで気軽に行けるカフェ
- ・ こどもだけでゆっくりできる場所
- ・ 動物園、水族館、テーマパーク(ゾンビやサバイバル)
- ・ 水中アスレチック、空中アスレチック
- ・ みんなで勉強できる場所
- ・ 公園に遊具を増やしてほしい
- ・ もっとプールを大きくしてほしい
- ・ 無料のお店

(イ) 大学生からの意見聴取

国際医療福祉大学において、大学生を対象にアンケート調査を実施しました。

実施日	回答数
令和6年7月12日(金)	150人

① あなたにとっての「居場所（ここにいたいと感じる場所）」（複数回答可）

- ・自分の部屋（自分の家） (85.3%)
- ・家族と一緒にくつろぐ部屋（自分の家） (66.7%)
- ・大学・学校 (28.0%)

② 過ごしたい・過ごしやすいと思う場所（複数回答可）

- ・いつでも行きたいときに行けて、好きなだけいられる場所 (74.7%)
- ・一人で過ごせたり、落ち着いてくつろげたりする場所 (71.3%)
- ・好きなものがあったり、好きなことをして自由に過ごせる場所 (56.7%)

③ 結婚しやすい環境づくりに効果的な支援（複数回答可）

- ・結婚した方向けの税制や社会保障 (42.7%)
- ・男女の出会いの場の提供 (42.0%)
- ・安定した住居・住宅の提供 (40.7%)

④ 若者やこども、子育て世帯が住みやすい成田になるための提案（自由記述）

- ・商業施設の拡大と遊び場の充実
- ・公共交通機関の利便性の向上
- ・職域保健との連携

(ウ) その他の意見聴取

子育て当事者や子育て支援関係団体からの意見聴取については、「成田市こども計画策定に係る意見聴取等結果報告書」に掲載しています。

5 「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育

「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 教育・保育の数値目標と実施状況

		単位	第2期計画 目標	実績 (令和5年度)	
1号認定：満3歳以上で教育を希望（認定こども園・幼稚園）		人	2,614	1,054	
2号認定：満3歳以上で教育・保育を希望（認定こども園・保育園）		人	1,994	1,635	
3号認定：満3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育園・地域型保育事業*）	0歳	認定こども園・認可保育園	人	293	116
		地域型保育事業	人	51	18
	1・2歳	認定こども園・認可保育園	人	951	795
		地域型保育事業	人	220	138

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の数値

		単位	第2期計画 目標	実績 (令和5年度)
延長保育事業		人	1,126	975
放課後児童健全育成事業	低学年	人	1,314	1,280
	高学年	人	413	264
子育て短期支援事業（ショートステイ等）		人日/年	12	0
病児保育事業		人日/年	3,600	594
利用者支援事業		か所	2	2
地域子育て支援拠点事業		人日/年	79,400	58,415
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		人日/週	18	5
一時預かり事業（幼稚園・保育園ほか）	幼稚園	人日/年	40,673	42,639
	保育園ほか	人日/年	16,798	6,083
妊婦健診事業		人	1,185	816
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		人	1,066	764
養育支援訪問事業		人	116	223
実費徴収に係る補足給付を行う事業		人	666	446
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		人	—	1

6 成田市のこども・子育て支援の課題とその解決に向けた方向性

(1) こどもや子育て世帯の意見反映の推進

児童の権利に関する条約では、基本的な考え方の一つとして、こどもが自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができることを掲げています。また、こども基本法においても、基本理念として、こどもの意見表明権と意見の尊重を掲げ、こどもに関する施策を策定、実施、評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映していくこととされており。

こうした中、「子ども・若者意識調査」における、こどもの権利を知っているかとの問いに対しては、「よく知っている」が14.2%、「少し知っている」が28.4%、「聞いたことはある」が28.5%、「知らない」が28.0%という結果でした。こうした状況を踏まえ、こどもの権利について、広く周知・啓発に努める必要があることに加え、こどもが大切にされ、信頼されていると感じられることで、自分に自信を持ち、自分を好きだと思えるよう、こどもの意見が反映される取組を進めていく必要があります。

(2) こどもの居場所の充実

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、孤独や孤立、いじめ、虐待など、こどもを取り巻く課題が複雑かつ複合化するなか、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所の必要性が増しています。

「子ども・若者意識調査」では、安心できる場所として「自分の家」や「自分の部屋」があがっており、家庭はこどもにとって最も身近で大切な居場所であることから、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことが重要です。

また、当該調査では「家族や親族に何でも悩みを相談できるか」、「学校が楽しいと思うか」といった問いに対し、「あてはまる」と回答した人の方が、自身の自己肯定感が高い傾向が示されました。さらに、こどもにとって「安心できる居場所」が多いほど、こどもの自己肯定感が高まる傾向も示されたところです。

こうしたことから、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な体験活動を通じて自己肯定感や自己有用感を高められるよう、地域社会全体でこどもの学び、心と体の成長を支えていく取組が求められます。

(3) 社会的な支援を必要とするこどもやその家庭への支援

「子育て支援ニーズ調査」では、子育てに関する悩み・気になることとして、教育資金や育児に関することのほか、こどもとの接し方や育児に自信が持てないことや、保護者がこどもに手を上げたり、叱り過ぎたり、世話をしなかつたりしてしまうことなどがあげられています。さらに、子育てに関して、不安や負担を感じている保護者も前回調査から増加しており、このような不安や負担が、虐待につながる危険性もあります。

本市では、児童虐待防止のため、関係機関との連携を図り、誰もが相談できる環境づくりに努めるとともに、ひとり親家庭や障がいのあるこどものいる家庭などといった社会的に困難な立場に置かれた家庭に対する支援を行ってきました。今後も、こども家庭センター*を中心に、すべてのこどもや子育て家庭が安心して過ごせるよう、各家庭の状況に応じた支援を行っていく必要があります。

また、貧困家庭に生まれたこどもは生活面や学習面などで不利な状況に置かれ、将来的に貧困から抜け出せない貧困の連鎖が社会問題となっており、本市が実施した「子どもの生活実態調査」においても、困窮世帯に属するこどもは、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない傾向が見受けられました。このほか、「子育て支援ニーズ調査」では、「子育てにかかる経済的な負担の援助」を市に期待する声が多く寄せられたところです。

こうしたことから、国や市の独自支援策などの経済的支援を着実に実施するとともに、学習支援など、こどもの貧困対策を進めることで、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備することが重要です。

(4) こどもやその家庭への切れ目のない支援

「子ども・若者意識調査」では、悩みごとや困りごとを相談できる人が「いる」と回答した小中学生の割合は84.5%である一方、相談できる人が「いない」と回答した人の割合は13.1%でありました。こうした「相談できる人がいないこども」などを、必要な支援に確実につなげられるよう、相談支援体制をさらに充実していく必要があります。

また、子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育て、こどもまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

さらに、子育て家庭・こどもの状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談支援、教育・保育や母子保健、小児医療の充実など、こどもとその家庭に対する一体的・総合的な支援を通じて、安心してこどもを産み育てられ、こどもが健やかに成長できる環境づくりが重要です。

(5) 多様なニーズに対応した教育・保育環境の整備・充実

「子育て支援ニーズ調査」では、こどもの数が減少する中、母親の就労率の増加により、定期的な教育・保育サービスの利用率が前回調査から増加しました。また、フルタイムで勤務する家庭の増加により、長時間こどもを預けるための需要も高まっています。このほか、地域の子育て支援事業についても、引き続き高い利用意向率が示されています。

本市では、これまでも、教育・保育環境の整備を計画的に進めてきたところですが、就業率の上昇が今後も見込まれる中、社会情勢や家族構成などの変化及び保護者の望む保育環境の多様化に伴う教育・保育のニーズの変化を的確に把握するとともに、保育士配置基準の見直しや乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）などの新たな保育需要等も把握し、これらに適切に対応できるよう、本市の特性に応じた環境の整備と充実に努めていくことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、『成田市総合計画「NARITAみらいプラン」』において、「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」を将来都市像に掲げ、「若者や子育て世代に魅力のあるまちづくり」を基本姿勢の一つとしています。この方向性に沿って、次代の担い手である若者や子育て世代にとって魅力的なまちづくりを進め、安心して子育てができる環境づくりを推進してきました。

また、「第2期成田市子ども・子育て支援事業計画」では、子育てを地域全体で見守り、支え合うまちの実現を目指して、基本理念を「みんなで創る 笑顔あふれる 子育て応援のまち」としています。

このような中、こども基本法においては、「健やかな成長・発達・自立が図られること」や「こどもの意見が尊重され、最善の利益が確保されること」、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに喜びを実感できること」などが基本理念として掲げられ、「こどもの社会参画と意見反映」を車の両輪として進めていくことが求められています。

また、「こども大綱」では、すべてのこどもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

こうしたこども基本法やこども大綱の考え方を踏まえ、これまでの「大人目線」に立った取組から「こども目線」「こどもまんなか」に立った取組を行うこととし、こども主体の視点のもと、本計画における基本理念を次のように定めます。

夢と希望を持ち 未来を切りひらく こどもが育つまち

第2期成田市子ども・子育て支援事業計画の基本理念も踏まえ、こどもが自分の良さや可能性を発揮し、様々な体験を積み重ねることで自己肯定感を高めつつ、自らの力で豊かで幸せな将来を切りひらく力をはぐくめる社会を目指します。

これらを実現するため、こどもの権利を尊重するとともに、すべてのこどもの最善の利益*を第一に考え、こどもを地域全体で見守り、支えていくことができる環境づくりを推進します。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向けて、次の視点に基づき計画を推進し、こどもの利益を最大限尊重するとともに、社会全体でこどもや子育て当事者を支援します。

基本的な視点①

こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えます

こども施策の実施に当たり、こどもの意見を聴き、対話しながらともに施策を進めていくことで、こどもの権利を保障し、健やかな成長を支援します。また、ライフステージや一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行い、すべてのこどもが個性豊かに生きる力を伸ばせる環境づくりを推進します。

基本的な視点②

すべてのこどもが自分らしく活躍できるよう、社会全体でこどもの育ちを支えます

すべてのこどもが、様々な場面で自分らしく生き生きと活躍できる社会を目指すため、子育て家庭だけではなく、地域、事業者などがこどもの育ちや子育てに関心を持つとともに、それぞれの立場で役割を担い、社会全体が連携して、こどもの育ちを支える環境づくりを推進します。

3 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、以下の基本目標に基づき、基本施策における各事業に取り組みます。

基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

こどもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、人権が尊重されなければなりません。また、こどもが健やかに成長するためには、虐待やいじめなどから守られ、安心して、自分らしく育つこと、さらに、自分の思いや意見を表明でき、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることが大切です。

小中学生や15歳から29歳までを対象に行ったアンケート調査においては、家族や友人に愛されていると感じることや安心できる居場所があることが自己肯定感につながる結果となっています。

本市においては、すべてのこどもが心身の状況や置かれている環境にかかわらず、将来にわたって自分らしく幸せに成長していけるよう、こどもの思いや意見を尊重し、成長に応じた支援を実施するとともに、社会的援助が必要なこどもに対し、関係機関が連携し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

また、すべてのこどもが、様々な体験活動を通じて多くの人と関わりながら、創造力や好奇心、思いやりなど、人間関係を築く力を育み、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、一人ひとりの状況に応じた居場所の充実を図ります。

基本目標2 こどもが安心して育つための家庭への支援

少子高齢化の進行、情報通信技術の発展、共働き世帯の増加や核家族化など、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。本市において保護者に行ったアンケート調査においても、5割以上が子育てに不安や負担を抱えており、様々な子育て支援の充実が求められています。

また、本市における児童扶養手当の受給者数は減少傾向にあるものの、アンケート調査において医療費や教育にかかる費用など経済的な支援を必要とする声も聴かれており、物価高騰などの社会・経済状況の変化の影響を受けて、生活に困難を抱える家庭やひとり親家庭にとって、今後も厳しい状況が続く可能性があると考えられます。

本市においては、令和6年4月に、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、切れ目のない支援体制の充実を図っているところですが、子育てや生活に困難を抱える世帯へのさらなる支援が求められている現状を踏まえ、今後、効果的でよりきめ細かな支援を提供するとともに、生まれ育った環境によって左右されることなく、すべてのこどもが夢や希望を持って成長できる環境を整えます。

基本目標3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり

核家族化の進展、共働き世帯の増加などにより、地域との関わりが薄れ、不安や悩みを誰にも相談できずに孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。こどもの健やかな成長のためには、保護者の子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることで、保護者がこどもと向き合える環境を整え、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

本市においては、こども家庭センターにおいて、支援が必要なこどもの早期発見・早期対応のために、小中学校等を訪問しているほか、各地区の民生委員*・児童委員*や社会福祉協議会などの関係機関とも連携を図りながら対応しているところです。

また、地域と学校が連携して学校の運営について協議するとともに、地域のボランティアが学校の活動に参加できるしくみを整えるなど、地域でこどもを見守り育てる体制づくりを推進しています。

今後も、共働き世帯が増加していくと考えられることから、より一層地域のつながりを深めることで、地域全体でこどもの育ちを見守る環境を整え、こどもや子育て世帯が安心して住み続けることができる環境づくりを推進します。

また、働きながら子育てしやすい環境を整備するため、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に向け、働き方の見直しや事業所における子育て支援など、仕事と家庭の両立の支援を推進します。

4 施策体系

基本理念

夢と希望を持ち 未来を切りひらく こどもが育つまち

基本的な視点

- ・ こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考えます
- ・ すべてのこどもが自分らしく活躍できるよう、社会全体でこどもの育ちを支えます

基本目標

基本施策

1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

- ① こどもの意見表明・社会参画の推進
- ② こどもの権利の保障
- ③ 幼児教育・保育、学校教育の充実
- ④ こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実
- ⑤ 障がい児・医療的ケア児等への支援
- ⑥ 困難に直面するこどもへの支援

2 こどもが安心して育つための家庭への支援

- ① 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援
- ② 子育て支援サービスの充実
- ③ 子育て世帯への経済的支援
- ④ 生活に困難等を抱える子育て家庭への支援

3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり

- ① 地域における子育て支援活動の推進
- ② こどもや子育て世帯が安心して過ごせる環境の整備

5 進捗を計る指標

(1) 成果指標と目標値

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本目標の達成度を評価するため、令和5年度に実施した市民アンケート調査の結果を踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値を設定します。

基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

成果指標	現状 (令和5年度)		目標 (令和10年度)
今の自分が好きだと思える割合	小中学生	68.6%	増加
	15～29歳	66.6%	
自分の友人や親から愛されていると思える割合	小中学生	83.2%	増加
	15～29歳	87.2%	
自分は周りの人の役に立っていると思える割合	小中学生	67.7%	増加
	15～29歳	54.6%	
将来について明るい希望を持っている割合	小中学生	85.6%	増加
	15～29歳	80.1%	

基本目標2 こどもが安心して育つための家庭への支援

成果指標	現状 (令和5年度)		目標 (令和10年度)
子育てに不安感や負担感を感じている割合	未就学児童の保護者	54.5%	減少
	就学児童の保護者	54.7%	
保護者の生活困難度における困窮層・周辺層の割合	小学5年生・中学2年生の保護者	21.0%	減少
子育て環境や支援体制への満足度6以上の割合	未就学児童の保護者	55.0%	増加
	就学児童の保護者	53.8%	

基本目標3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり

成果指標	現状 (令和5年度)		目標 (令和10年度)
地域の人に何でも相談できると回答したこどもの割合	小中学生	44.3%	増加
	15～29歳	15.6%	
男性の育児休業取得率	未就学児童の保護者	21.1%	増加

【参考指標】

本市におけるこどもや子育て世帯等の現状を把握するため、参考指標を設定し本計画の進捗状況を確認します。

(1) こどもや子育て支援に関する指標

No.	参考指標	直近の状況
1	出生数	786人（令和5年度）
2	合計特殊出生率	1.06（令和4年）
3	婚姻数	554件（令和4年） 600件（令和5年度 市内届出数）
4	家庭児童相談のうち児童虐待に関する新規相談対応件数	386件（令和5年度）
5	ひとり親家庭自立支援相談件数	162件（令和5年度）
6	生活困窮世帯への学習支援事業の利用者数※	—
7	「こどもの居場所づくり推進事業」における補助件数及び委託件数※	—

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する指標

（各指標の確保方策等は128～140ページに記載）

No.	参考指標	直近の状況
1	保育所・認定こども園・地域型保育事業の待機児童数	17人（令和6年4月1日時点）
2	延長保育事業 利用者数（46施設）	975人（令和5年度）
3	放課後児童健全育成事業（児童ホーム）の利用者数（36施設）	低学年 1,295人 高学年 264人 （令和6年5月1日時点）
4	児童ホームの待機児童数	69人（令和6年5月1日時点）
5	ショートステイ利用者数（子育て短期支援事業）	0人日/年（令和5年度）
6	病児・病後児保育事業利用者数（2施設）	延利用者数 594人日/年 （令和5年度）

No.	参考指標	直近の状況
7	利用者支援事業 設置数	基本型・特定型 1か所 こども家庭センター型 1か所
8	地域子育て支援拠点事業 利用者数（8施設）	58,415 人日/年（令和 5 年度）
9	子育て援助活動支援事業 利用者数 （ファミリー・サポート・センター事業）	5 人日/週（令和 5 年度）
10	一時預かり事業 利用者数（31 施設）	・幼稚園・認定こども園 （幼稚園型・幼保連携型） 42,639 人日/年 ・保育園・認定こども園 （保育所型）6,083 人日/年 （令和 5 年度）
11	母子健康手帳交付者数（妊婦健診事業）	816 人（令和 5 年度）
12	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん 事業）訪問人数	764 人（令和 5 年度）
13	養育支援訪問事業 訪問人数	223 人（令和 5 年度）
14	子育て世帯訪問支援事業 延べ利用者数	86 人日/年（令和 5 年度）
15	児童育成支援拠点事業 利用者数※	—
16	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 利用者数※	—
17	産後ケア事業 延べ利用回数・日数	居宅訪問型 176 回 短期入所型 175 日（令和 5 年度）
18	妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数816人 面談実施合計回数 2,147 回 （令和 5 年度）

※令和 7 年度以降の新規事業については過去の実績がないため、直近の状況は「—」と表記しています。

第4章 施策の展開

第3章で示した施策の体系に基づく各基本施策の取組事項等は次のとおりです。

なお、基本施策における「主な取組事項」の具体的な内容は、本計画の別冊「施策の体系に基づく具体的な取組」に掲載しています。

基本目標1 こどもが健やかに成長できる環境づくり

基本施策① こどもの意見表明・社会参画の推進



【現状と課題】

こどもが意見を表明する権利と意見の尊重は、こども基本法の基本理念とされており、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが必要です。こどもの意見を聴くことは、こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえ、施策がより実効性のあるものになるとともに、こどもにとって、意見が受けとめられ社会に反映される経験は、自己肯定感や自己有用感、主体性を高めることにつながります。

こうした中で、こどもを対象としたアンケート調査では、市に対して意見を伝えたいとの回答が小中学生では約3割、15歳から29歳では約4割であった一方で、「意見を伝えたくない」との回答が小中学生では約4割、15歳から29歳では約3割であり、その理由として、「市に対して意見を伝えても反映されないと思う」「意見の伝え方がわからない」といった回答も寄せられています。

こうしたことから、こどもが市に対して自分の意見や思いを伝える機会を確保し、市の施策に反映させる取組を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

こどもが意見表明できる機会を充実させることで、こどもの意見を市の施策に反映し、こども視点でのまちづくりを進めるとともに、こどもの自己肯定感や自己有用感、主体性を育みます。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	【新規】 こどもの意見表明・社会参画の推進	こどもの意見を市の施策に反映する場として、高校生や大学生等が委員となり、市の施策について事業提案を行うことで、こどもの意見を聴く取組を推進するとともに、自己肯定感や社会の一員としての主体性を育みます。
2	小中学生の社会参画の推進	小学生を対象として学校生活や成田市への思い、将来の夢などについて、市長と直接対話をするこども茶論を実施します。また、市議会に準じた形で開催し、中学生の視点からの意見を聴く機会として、中学生議会を実施します。
3	【新規】 こどもの意見聴取・反映への取組の充実	市のこども施策の実施に当たり、多くのこどもの意見を聴き、反映させるため、ヒアリングやワークショップなど、意見聴取の機会を確保します。

基本施策② こどもの権利の保障



【現状と課題】

こどもは、一人ひとりが独立した人格を持ち、その多様な人格・個性が尊重されるとともに、権利が保障されるべき存在であり、こども基本法においても、こども施策の実施に当たり、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。本市においても、こどもが、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができるよう、こどもの最善の利益を図ることが必要です。

就学児童の保護者を対象としたアンケート調査では、こどもの権利について「よく考えることがある」「たまに考えることがある」と回答した保護者は合わせて4割程度となっています。

こうしたことから、こどもを含めた市民一人ひとりが、こどもの人権の尊重やその必要性について理解を深めるよう、周知・啓発に努めることが必要です。

また、すべてのこどもが、安心して健やかに成長するためには、こどもの権利侵害の防止やこどもと保護者が安心して相談・救済を求めることができる体制づくりが不可欠です。

【今後の方向性】

家庭や学校、地域などのあらゆる場面において、こどもの権利が保障されるよう、こどもや周りの大人に対する周知・啓発や学習機会の充実に取り組みます。また、こどもの最善の利益を第一に考え、虐待防止の強化やいじめ・不登校対策の充実を図るとともに、こどもが困難に直面した場合に、相談できる体制の充実を図ります。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	【新規】 こどもの権利の普及・啓発	こどもの権利に関する理解と関心を深めるためのイベントや啓発事業、人権教室などを実施します。また、こどもの権利ノートなどを用いて、こどもの権利の普及・啓発に努めます。
2	児童虐待防止に関する啓発・相談員の質の向上	こども家庭センターを中心に、医療機関、児童相談所*などと連携し、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関の職員を対象とした講演会を実施するなど、児童虐待防止についての意識の啓発や相談員の相談・支援技法の向上を図ります。また、児童虐待防止月間に合わせた虐待防止の啓発、相談や通報が行えるこども110番や、児童相談所全国共通ダイヤル189の周知に努めます。
3	教育相談の充実	教育支援センター「ふれあいるーむ21」において、不登校のこどもの支援を行うほか、いじめや不登校等の予防、早期発見・早期対応のため、小学校に教育相談員を配置し、児童・保護者・教員への相談活動を実施します。
4	こころのケアに関する相談・支援	市民を対象としたこころの悩みについて専門医師・カウンセラーによる個別相談を行い、問題解決に向け助言を行います。
5	こどもの自殺対策の推進	こどもの悩みやつらさなどの強い心理的負担に対してSOSを出せる状況を作るため、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげることができる相談体制の充実を図ります。
6	性の多様性への理解の増進	性の多様性への正しい理解と啓発を図るため、男女共同参画情報誌「さざなみ」などにより情報提供を行います。

基本施策③ 幼児教育・保育、学校教育の充実



【現状と課題】

共働き世帯やフルタイムで勤務する家庭の増加により、未就学児童の定期的な教育・保育サービスの利用率や長時間子どもを預けるための需要が高まっています。また、幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を培う重要なものであることから、こどもが健やかに成長できるよう、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上の両面からの支援が必要とされています。

また、学童期は、心身ともに成長する時期であり、他者との関わりや学習などの様々な体験を通して自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。学童期のこどもが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、支援することが必要です。

本市においては、これまでも、施設の整備や保育士の確保など幼児教育・保育環境の整備を計画的に進めるとともに、学校においては、個性を生かす教育の推進や小規模学校支援教員*を配置しきめ細かな学習などを推進してきました。

こどもの健全な成長と学びの機会を確保するため、今後も引き続き、本市の特性に応じた保育環境・学習環境の整備と充実に努めていくことが必要です。

【今後の方向性】

幼児期の教育や保育のニーズに対応できるよう、施設整備の計画的な実施や保育士の確保による待機児童の解消を図るとともに、利用者がきめ細かなサービスを自由に選択できる供給体制を確保します。

また、学校教育においては、児童生徒の個性や才能を伸ばすとともに、一人ひとりに合わせたきめ細かな学習支援を行います。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	幼児教育・保育の無償化の実施	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までこどもの利用料と、住民税非課税世帯で保育を必要とする0歳から2歳までのこどもの保育園等の利用料の無償化を実施し、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図ります。
2	公立幼稚園の管理運営の充実	幼児教育のニーズを踏まえ、幼稚園教諭の配置など公立幼稚園の管理運営の充実を図るとともに、施設・設備の改修を行います。
3	公立保育園等の管理運営の充実	市民の利用ニーズを十分に踏まえながら、園児の計画的な受入れ、保育士などの配置、施設整備など公立保育園等の管理運営の充実を図るとともに、老朽化している保育園の整備に併せて、適切な定員の設定、職員の確保を行います。
4	認定こども園の促進	就学前のこどもの教育と保育を一体的に行う認定こども園の整備を、幼児教育・保育ニーズに応じて進めます。
5	私立幼稚園への支援	私立幼稚園の運営を支援し、幼稚園教育の環境整備及びその振興に寄与するため、私立幼稚園への補助を行います。
6	私立保育園等への支援	私立保育園等の運営を支援し、児童の健全な発育及び福祉の増進を図るため、児童の処遇向上や保育士の処遇改善に要する経費、施設整備等に係る経費への補助を行います。
7	保育の質の向上	保育に関わる職員一人ひとりが、保育サービスの向上に向けて知識や技術の習得ができるよう、各種研修へ積極的に参加させるとともに公開保育や園内研修を行い、保育の質の向上に努めます。
8	保育を担う人材の確保	潜在保育士*の保育現場への就業を支援するとともに、保育従事者などを育成するため、子育て支援員研修を実施し、保育を担う人材の確保を図ります。また、保育士の給与に上乘せ補助として市内の保育園等に勤務する保育士に「なりた手当」を支給します。
9	苦情解決体制の充実	幼児教育・保育に伴う利用者からの苦情の解決のため、保育園などにおける苦情解決体制の充実と苦情窓口の周知を図ります。

No.	取組名	内容
10	小学校就学前のこどもに係る多様な集団活動等への支援	幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の就学前のこどもで、本市の定める基準に適合した多様な集団活動事業を利用することの利用率の一部を保護者に対して給付し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
11	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携	幼児教育・保育から小学校教育への円滑な移行のため、幼稚園や保育園、認定こども園と小学校の連携・交流の機会を充実させるとともに医療的ケアが必要な児童の受け入れが円滑に進むよう、情報提供などを行います。
12	【新規】 保育園におけるデジタル化の推進	児童の出欠連絡や保護者向けの各種連絡等についてシステムを活用するとともに、午睡チェックシステムなどを導入するなど、デジタル化を推進します。
13	学校におけるきめ細かな学習支援	各学校において、こどもや地域の状況に応じた学校運営を行うとともに、こどもの個性を伸ばすために、一人ひとりに合わせたきめ細かな指導を行います。
14	外国にルーツがあるこどもへの教育・保育の支援	外国にルーツがあるこども*が、保育園等において安全・安心に過ごせるよう、保育の質の維持・向上を図ります。また、小中義務教育学校に日本語教育補助員*を配置し、外国人児童生徒の日本語習得及び学校生活の適応を支援します。
15	学校と地域の連携の推進	地域と学校が連携し、こどもの育ちを支援するため、学校や保護者、地域が学校の運営について協議するとともに、学校の求めに応じ、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加できるしくみを整えるなど、地域でこどもを見守り育てる体制づくりを推進します。

基本施策④ こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験機会の充実



【現状と課題】

こどもの健やかな成長には、地域の大人や友だちと関わり合いながら、様々な体験活動などを通して、生活習慣や学習習慣を身につけるとともに、コミュニケーション能力や好奇心を育みながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことが重要です。

本市では、子ども館など、安全で安心して過ごし、活動や交流ができる居場所を提供するとともに、就学後の児童が放課後や夏休みなどの学校休業日に過ごす居場所として、市内のすべての小学校に児童ホームを開設しています。また、各種教室やイベントを実施し、自然体験や文化体験など様々な活動の機会を提供しているところです。

小中学生を対象としたアンケート調査においては、「ほっとできる場所」が多いほど、「自分が好き」との回答をしており、こどもにとって、「安心できる場所」が多いほど、こどもの自己肯定感が高まる傾向が示されました。また、多くのこどもが「ほっとできる場所がある」と回答している一方で、「ほっとでき、安心していられる場所はない」と回答しているこどももいることから、今後、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ち、様々な体験活動を通じて、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、地域社会全体でこどもの学び、心と体の成長を支えていく取組が求められます。

【今後の方向性】

こどもが様々な体験活動などを通して、自己肯定感や自己有用感を高められるよう、家庭や学校以外の場として、地域で安全・安心に過ごせる場所や機会を提供するとともに、多くのこどもの居場所となっているこども食堂やプレーパーク*、学習支援の場など地域にある多様な居場所の拡充を図ります。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	こどもの居場所・体験活動の充実	子ども館1階の「ふれあいひろば」において小学生から高校生までの居場所を提供するとともに、小学生を対象とした様々なイベント等を実施します。また、小学生を対象とした「成田わくわくひろば」を開催し、様々な体験活動や遊び、学習活動を通して、交流やこどもの居場所となる場を提供します。
2	【新規】 こどもの居場所づくりの推進	地域で多くのこどもの居場所となっているこども食堂やプレーパーク、学習支援の場などを実施する団体等に運営費等を助成し、こどもの居場所の拡充を図ります。
3	【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	保護者の就労要件等を問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6か月以上満3歳未満のこどもであれば、誰でも気軽に保育園等を利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。
4	【新規】 図書館を活用したこどもの居場所の提供・読書活動の推進	青少年向けの資料を揃えた「青春HIROBA（アオハルひろば）」において、図書を活用した学習などができる居場所を提供します。また、おはなし会の開催、ブックスタート*、各種講座の実施など、こどもが安心して過ごすことができる居場所の提供と読書活動の推進を図ります。
5	不登校のこどもの居場所づくりの推進	不登校のこどもの学校以外の居場所として、教育支援センター「ふれあいるーむ21」において支援を行うとともに、フリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備します。
6	児童ホームの整備・運営	児童ホームの計画的な増設などにより、児童が安心して過ごせる生活の場を確保します。また、児童ホーム支援員の情報交換会や研修の実施、特別な支援を要する児童の対応などの指導を行う巡回指導員を配置し、児童ホーム支援員及び補助員の養成や質の向上を図ります。
7	学校体育施設の一般開放	市民の身近なスポーツ活動の場として、市内の公立小中義務教育学校の体育館、校庭をスポーツ団体に開放します。また、市営プールから遠い地区のこどもに水に親しむ機会を提供するため、夏休み期間中の1週間程度、一部の学校プールを開放します。

No.	取組名	内容
8	【新規】 学習・生活支援、学習機会の充実	生活に困窮する世帯の子どもを対象に、将来の自立を促進するための学習・生活支援を行うとともに、学習機会の充実を図るため、学習支援の場を運営している団体等を支援します。
9	ふれあい・交流を通じた若い世代の意識づくり	乳幼児とのふれあいや未就学児童から高校生までの子どもの交流の機会を確保し、小中学生、高校生等が乳幼児とふれあう機会や異年齢の子ども同士の交流の充実を図ります。
10	こどもの体験活動・交流事業の充実	公民館や「放課後子ども教室*」などにおいて、各種教室やイベントを実施し、自然体験や文化芸術体験など様々な活動の機会の充実に努めるとともに、様々な年代との交流を促進します。
11	青少年健全育成・体験学習環境の充実	こどもの情操教育の一環として、良質な文化芸術鑑賞の機会を設けるほか、青少年育成団体の活動に助成・支援を行い、地域における青少年活動を活発化し、様々な人々との交流、体験学習活動の環境整備を進めます。
12	スポーツを通じた体験活動の充実	誰もが気軽に参加できるスポーツイベント等を開催するとともに、スポーツの観戦機会の充実を図るなど、スポーツに触れる機会を提供します。また、スポーツ少年団などの活動を支援し、スポーツ活動の推進を図ります。
13	文化芸術活動やスポーツ活動への支援	児童生徒のコンクール・大会出場経費を補助し、健やかな心身の発達を援助するとともに保護者の負担軽減を図ります。また、本市の競技力向上を目的に、激励費を支給します。
14	【新規】 部活動の地域移行の推進	生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、土日・祝日の学校部活動について、地域のクラブ活動への移行を推進します。

基本施策⑤ 障がい児・医療的ケア児等への支援



【現状と課題】

日本が平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることの促進を目指して、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会の実現を目指しており、行政機関や事業者に対して、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障がいのある人からの対応を求められたときに、可能な範囲で合理的配慮をするものとしています。

本市では、障がいの有無にかかわらず地域で共に育っていけるよう、社会生活に参加する上で生活の支障となる4つの障壁（物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁）を取り除くため、保育園や幼稚園のバリアフリー*化の推進や職員の適切な配置を行っているほか、学校においてもバリアフリー化の推進や教育相談、専門的な知識・経験を有する支援員等を学校へ配置することにより、支援体制の充実を図っています。また、こども発達支援センター*において「居宅訪問型児童発達支援*」を実施し、通所に困難を抱える障がい児への支援を行っています。

今後についても、障がい児とその家族が安心して地域で暮らしていくため、そのこどもの障がい特性や、本人の個性、家庭環境等、様々な要因に応じて生活するために必要な障がい福祉サービス等を利用していくことが重要となります。

また、医療的ケア児*等については、学校や保育園等で受け入れる場合は、必要に応じて看護師や支援員を配置しておりますが、今後も必要な支援の多様化が見込まれることから、支援体制を整えていく必要があります。

【今後の方向性】

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性が尊重される中で、共に地域社会で生活していけるよう、引き続き理解の促進を図るとともに、関係機関などと連携しながら支援や取組を行います。また、障がい児等への施策と緊密に連携しながら、個々が必要とする支援の充実に努めます。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	早期療育体制の充実	各種乳幼児健康診査や相談などで発達の遅れや経過観察などが必要と認められた乳幼児に対して、療育*相談や指導など早期療育体制の充実に努めるとともに、日常生活を送るための療育支援の充実を図ります。また、保健師を地区分担制にして、継続的に必要な支援を行っていくとともに、関係機関と連携して支援を行います。
2	障がい児への保育の充実	障がいのあるこどもが、地域の保育園等において安全・安心に過ごせるよう、保育士の研修を行い、保育の質の維持・向上を図ります。また、公立保育園において、医療的ケア児の受け入れを行うほか、私立幼稚園等において医療的ケア児を安定的に受け入れできるよう、必要な支援を行います。
3	小中学校における障がい児等への支援	障がい児等が安心して学校生活を送れるよう、施設のバリアフリー化を図るとともに、障がいの種別と程度に応じた専門の指導員や補助員等を配置し、保護者の相談やこどもの個別指導等の学習サポートを行います。また医療的ケア児の受け入れ体制を整えます。
4	障がい児通所事業の充実	こども発達支援センターの療育内容の充実を図り、様々な利用者のニーズに合わせた支援を行います。
5	福祉サービスの充実	障がい児やその介護者の支援を図るため、相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービスや通所支援事業の促進を図ります。
6	ライフサポートファイルの利用促進	生涯を通じ、一人ひとりに適した一貫した支援を提供することができるよう、生活状況や支援内容を記録することができるライフサポートファイル*の利用促進を図ります。
7	経済的支援の実施	障がいの程度により福祉手当を支給するとともに、重度もしくは中度の障がいのある20歳未満のこどもを監護している父母または養育者に、特別児童扶養手当を支給します。（所得制限あり）
8	医療費等の助成	障がいの種類や程度により、医療機関等で障がいにかかる治療や診療を受けた際の費用の一部を助成します。
9	居宅訪問型児童発達支援の実施	児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な児童に対し、保育士等が居宅を訪問して療育を提供し、児童の心身の発達を支援します。

基本施策⑥ 困難に直面する子どもへの支援



【現状と課題】

近年、社会環境や家庭環境の変化などにより、子どもを取り巻く環境は複雑さを増し、「令和6年版子ども白書」（子ども家庭庁）においては、児童虐待の相談対応件数、不登校、いじめの重大事態の発生件数がいずれも過去最大となっています。さらに、「子どもの貧困率」（17歳以下）については低下しているものの、ひとり親世帯の貧困率は、4割以上となっています。

また、令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーについて、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援の実施に努めるべき対象として明記されました。

本市で実施した小中学生や15歳から29歳を対象としたアンケート調査では、悩みごとや困りごとを相談できる人が「いない」と回答した割合が約1割となっており、相談支援体制をさらに充実していく必要があります。また、一般層の家庭と比較して、困窮している家庭の子どもほど、塾等での学習を希望する回答が多くあったほか、子ども食堂の利用を希望する割合が多い傾向が見受けられています。

本市では、子ども家庭センターにおいて子育て家庭と子どもの包括的な相談支援や、学校における相談活動及び学校と連携した教育支援センターの支援の充実に努めるとともに、関係機関等と連携し、ヤングケアラーの把握と早期対応に努めているところですが、こうした状況を踏まえ、より一層、すべての子どもや子育て家庭が安心して過ごせるよう、状況に応じた適切な支援に取り組む必要があります。

また、グローバル化の進展に伴い、外国人にルーツがある方の人口についても、今後、増加が見込まれることから、言葉が通じず、地域で問題を抱えたまま孤立することがないように、さらなる支援の充実が必要です。

【今後の方向性】

子ども家庭センターを中心に、教育や福祉、保健をはじめとする関係機関がそれぞれの専門性を生かしながら連携を強化し、子どもやその家族の悩みや困難の状況、発達段階に応じた、切れ目のない継続的かつきめ細かな支援の充実を図るとともに、関係機関等と密接な連携を図り、ヤングケアラーの支援の充実を図ります。

また、すべての子どもが安心して生活を送ることができるよう、子ども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所の拡充を図ります。

さらに、外国人住民のための相談支援や多文化共生の推進、日本語学習の充実など、日常生活を送るうえで必要な行政・生活情報を得ることができるよう、さらなる支援の充実を図ります。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	【新規】 こども家庭センターによる 相談体制の充実	妊娠・出産・子育て、こどもや家庭に関することについて一体的な相談・支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努めます。また、育児相談や幼児健康診査などにおいて、支援が必要と判断された家庭などについて、関係機関で連携を図り、早期の対応を実施します。
2	子どもを守る地域 ネットワークの充実	児童虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、家庭児童相談員の活動と併せ、関係機関による要保護児童*対策地域協議会の連携を強化し、子どもを守る地域ネットワークのさらなる充実を図ります。
3	こどもとの関わり方について の相談・支援	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びこどもに対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等の支援を行います。また、子育てをしている保護者向けの講座を実施し、虐待の防止を図ります。
4	児童虐待防止に関する啓発・ 相談員の質の向上（再掲）	こども家庭センターを中心に、医療機関や児童相談所などと連携し、虐待の予防と早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関の職員を対象とした講演会を実施するなど、児童虐待防止についての意識の啓発や相談員の相談・支援技法の向上を図ります。また、児童虐待防止月間に合わせた児童虐待防止の啓発、相談や通報が行えるこども110番や、児童相談所全国共通ダイヤル189の周知に努めます。
5	DV相談の充実	DV*被害者について、女性のための相談窓口など各種相談窓口を設け、相談体制の充実を図るとともに、DV防止のための啓発などを行います。
6	こころのケアに関する相談・ 支援	市民を対象としたこころの悩みについて専門医師・カウンセラーによる個別相談を行い、問題解決に向け助言を行います。教育支援センター「ふれあいるーむ21」において、不登校のこどもの支援を行うほか、小学校に教育相談員を配置し、いじめ、不登校等の予防及び早期発見・早期対応を図ります。
7	【新規】 学習・生活支援、学習機会の 充実（再掲）	生活に困窮する世帯のこどもを対象に、将来の自立を促進するための学習・生活支援を行うとともに、学習機会の充実を図るため、学習支援の場を運営している団体等を支援します。

No.	取組名	内容
8	【新規】 こどもの居場所づくりの 推進（再掲）	地域で多くのこどもの居場所となっているこども食堂やプレーパーク、学習支援の場などを実施する団体等に運営費等を助成し、こどもの居場所の拡充を図ります。
9	不登校のこどもの居場所 づくり（再掲）	不登校のこどもの学校以外の居場所として、教育支援センター「ふれあいるーむ21」において支援を行うとともに、フリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備します。
10	【新規】 ヤングケアラーへの支援	家庭での養育状況等が気になるこどもとしてあげられたケースについて、家庭の状況把握に取り組み、家庭の状況に応じた適切なサービスの利用につなげます。さらに、ヤングケアラーの早期発見につなげるため、学校などを通じて積極的に周知を行うことにより、さらなる理解の促進を図ります。
11	進学・就職準備給付金の支給	生活保護世帯のこどもの自立を助長するため、大学等への進学や就職に当たり、新生活の立ち上げの費用として給付金を支給します。
12	外国にルーツがある こどもへの教育・保育の支援 （再掲）	外国にルーツがあるこどもが、保育園等において安全・安心に過ごせるよう、保育の質の維持・向上を図ります。また、小中義務教育学校に日本語教育補助員を配置し、外国人児童生徒の日本語習得及び学校生活の適応を支援します。
13	外国にルーツがある方の 生活への支援	外国人住民のための相談窓口の設置やタブレット端末等による通訳サービス等の活用促進、「やさしい日本語*」の普及、「暮らしの便利帳」電子版での外国語の対応を行うほか、「外国人のための日本語教室」を実施します。

基本目標2 こどもが安心して育つための家庭への支援

基本施策① 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援



【現状と課題】

こどもの健やかな成長のためには、妊婦やこどもの成長段階に応じた健康診査の充実、こどもの健全な発達についての支援を行うとともに、保護者が育児への不安感や孤立感を抱くことなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えるようにすることが必要です。

保護者を対象に行ったアンケート調査においては、子育てで困ったことや悩んでいることについて、未就学児童の保護者では、「病気や発育・発達に関すること」や「食事や栄養に関すること」など、こどもの健康や発達に関することが多くなっています。また、子育てに関する不安感や負担感がある方の割合は、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」との回答が未就学児童の保護者・就学児童の保護者ともに5割を超える結果となっており、いずれも前回調査から上昇しています。

本市では、子育てしやすい環境を整えるため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施してきたところですが、このような状況を踏まえ、子育て家庭やこどもの状況に応じた的確な情報提供やきめ細かな相談支援、教育・保育や母子保健のより一層の充実に取り組むことが必要です。

【今後の方向性】

こどもを産み育てることを希望する人が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、また、こどもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康診査や成長・発達の相談、育児相談の充実のほか、必要に応じた的確な情報提供など、妊娠前、妊娠期から子育て期にわたり、子育て家庭に寄り添いながら切れ目のない支援を行います。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	妊娠・出産・子育て、こどもや家庭への一体的な支援	こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育て、こどもや家庭に関することについて、母子保健部署との連携により、一体的な相談・支援を行います。また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援と、妊娠届け出時と乳児家庭全戸訪問時の面談後に給付金等を支給する経済的支援を一体的に行います。
2	妊婦健康診査の充実	妊婦の健康管理と異常の早期発見などにより、安心して健やかな妊娠や出産ができるよう14回分(多胎の場合19回分)の妊婦健康診査費用を助成するとともに、産後2週間と1か月の産婦健康診査の費用を助成します。また、低所得の妊婦に対し初回の受診費用の一部を助成します。
3	母子訪問指導事業の実施	出産に当たり、リスクのある妊婦や出産後の母子の健康保持を図り、育児不安や悩みに早期に対応するため、訪問が必要な家庭に対し、自宅などへ出向いて育児情報の提供や相談に対応します。訪問を希望されない家庭へは、他の場所での面談などの方法も取り入れて実施します。
4	妊娠・出産・子育てに関する講座の実施	主に初産婦とその家族を対象に、母親学級やパパママクラスなどを開催し、妊娠・分娩・育児・食育*について講習や体験を行います。また、仲間づくりを進め、孤立化を防ぐとともに、参加者同士の交流を促進します。
5	産後ケア事業の実施	出産後1年以内で、育児不安などがある産婦に対し、助産師が自宅を訪問して育児に関する指導やマッサージなどを行う居宅訪問型、産婦が施設に宿泊する短期入所型、産婦が施設に通う通所型の支援を行います。
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)の充実	育児不安の多い新生児期から4か月頃までの間に、助産師・保健師が医療機関などと連携をとりながら家庭訪問を行い、母子の健康状態を把握するとともに、育児情報の提供や相談に応じます。また、訪問後の結果について、医療、福祉などの関係機関との情報共有や支援会議を行うことで連携を図り、相談者の状況に合わせて、必要な支援を行います。

No.	取組名	内容
7	幼児健康診査の充実	各成長段階に合わせたこどもの発育・発達の確認、基本的な生活習慣の習得やむし歯の予防、栄養などに関する相談・助言を行うとともに、必要に応じて専門の医療機関に紹介し、早期治療につなげます。また、健診受診の促進のため、1か月児健康診査の費用を助成します。
8	むし歯予防、歯科健康教育の充実	集団指導、歯科医師による診察、個別相談を行うとともに、歯みがき指導や食育を含めた健康教育を実施し、保護者やこどもが歯と口腔の健康に関心を持てるよう継続した支援を行います。
9	乳幼児発達相談の実施	育児不安を持つ保護者や発達の遅れの心配があるこどもに対し、個別相談と支援を行います。また、精神運動発達についての診察・相談を行い、早期療育へつなげるため、小児神経科医、児童精神科医、小児科医による個別相談を実施します。
10	育児相談の充実	身体計測を実施し、発育・発達状態を確認することで、個別による育児・歯科・栄養などの相談がしやすい環境づくりを推進するとともに、保護者やこどもの交流の場を提供し、保護者の育児不安の軽減を図るなど育児相談の充実を図ります。
11	育児に関する継続支援の実施	幼児健康診査や育児相談後の継続支援として、ことばの相談や心理相談、「たんぽぽ教室」による事業を実施し、適切な助言・指導を行います。さらに、こども発達支援センターなどの関係機関と連携し、こどもの健康増進を図ります。
12	こども健全発達支援会議の開催と情報の共有化	こどもの健全育成及び障がい児療育対策の充実に向け、保健・福祉・教育の現場の職員による支援会議を定期的に開催するとともに、情報の共有を図ります。
13	食育の啓発	母親学級・乳幼児健診・健康教育などにおいて、妊娠期、乳幼児期に必要な栄養に関する知識と食育に関する情報提供や相談を行うとともに、生活リズムを整え、望ましい食習慣の啓発を図るため、健康教育や調理実習を行います。また、保育園、幼稚園、小中義務教育学校などにおいて、食育の啓発に努めます。
14	小児医療の周知	母子健康手帳交付時や乳児相談などの機会に、急病時の対応や急病診療所の利用に関して情報提供を行います。

No.	取組名	内容
15	予防接種の周知と促進	各種予防接種の周知に努めるとともに、定期予防接種の未接種者への勧奨を継続し、接種率の向上を図ります。また、妊娠を希望している夫婦や女性とそのパートナーに対して、風しんワクチンの接種費用の一部を助成します。
16	医療相談ほっとライン事業の実施	健康や医療、子育てなどの悩みを解消するため、24時間 365 日無料で医師や保健師などが保護者などの悩みについて、電話でアドバイスをを行います。
17	家庭教育に関する学習機会の充実	保護者が家庭における役割や責任を自覚し、必要な資質を身に付けられるよう、保育園、幼稚園、学校、PTAと連携して、家庭教育学級や子育て学習講座の充実を図るとともに、親同士の交流を支援します。また、小規模特認校*での子育て講座と他の講座の合同開催や交流開催の計画に対して、内容の充実が図られるよう、助言・支援を行います。
18	若年がん患者等への支援の充実	在宅の40歳未満のがん患者の在宅療養サービスの利用に要した費用の一部を助成します。また、小児がん等の治療により、免疫が低下・消失し、予防接種を受ける必要がある20歳未満の方に対して費用の一部を助成します。
19	不妊治療・不育治療への支援	不妊治療に係る経済的負担の軽減のため、特定不妊治療と併用して先進医療を受けた場合に、要した費用の一部を助成します。また、不育症*の治療のための費用の一部を助成します。
20	こどもとの関わり方についての相談・支援（再掲）	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びこどもに対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等の支援を行います。また、子育てをしている保護者向けの講座を実施し、虐待の防止を図ります。
21	子育て支援情報の発信	市の子育て関連情報を一元化して発信する「なりた子育て応援サイト」や、子育てに関する情報を分かりやすく集約した「なりた子育てガイドブック」の内容の充実を図ります。また、市の公式LINE等を活用し、プッシュ型の積極的な情報発信をします。
22	【新規】 健診や子育て支援に係るデジタル化の推進	市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、母子保健事業における乳幼児健診や母子健康手帳のデジタル化を推進します。

基本施策② 子育て支援サービスの充実



【現状と課題】

家族の在り方が多様化し、地域とのつながりが希薄化している中で、保護者が安心して子育てができる環境の整備と、様々な背景や困難を抱える家庭の受け皿となり得るきめ細かな支援が求められています。

本市では子ども館などの地域子育て支援センターや保育園での園開放などの様々な機会を活用し、親子の交流や学習、相談支援の場を提供しているほか、保護者の仕事やリフレッシュなどを理由とした一時的な保育需要に対応するための「一時預かり（一時保育）」や地域住民の子育て相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター」による支援など、一時的に支援が必要な場合のサービスも実施しています。

また、保護者を対象としたアンケート調査においては、充実してほしい子育て支援サービスとして、公共施設などの親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会といった、親子で過ごせる居場所や、誰でも気軽に利用できる保育サービスなどが求められています。さらに、子育てに関する悩みや不安の相談相手を問う設問に対して、「相談相手がいない」と回答した保護者が、一定数いる状況です。

こうした状況から、子育て世帯が必要とするサービスを利用することができるよう、子育てに関するサービスをより一層充実させるとともに情報を提供することが必要です。

【今後の方向性】

必要とするサービスを必要なときに利用することができるよう、こどもの預かりや乳幼児と保護者の居場所など、子育てに関するサービスを充実するとともに、その利用につながるよう、様々な媒体を活用した情報提供を行います。また、保護者が相談しやすい環境づくりと質の向上を図り、課題を抱える家庭について、必要な支援につなげるよう関係機関との連携強化をさらに進めます。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	就学前のこどもと保護者の居場所の充実・拡充	親子の交流や育児相談などができる場として、子ども館、三里塚コミュニティセンター、公津の杜コミュニティセンターの「なかよしひろば」を運営します。また、保育園・幼稚園・認定こども園においても事業を実施するとともに、実施施設の拡充を図ります。さらに、支援の充実を図るため、各施設の連絡会議を開催し、関係機関も含めた情報共有や連絡強化を図ります。
2	利用者支援事業の実施	子育て家庭や妊娠している方に教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、円滑に利用できるよう必要な支援を行います。
3	保育利用支援員の配置 (保育コンシェルジュ*)	保育課窓口には保育利用支援員を配置し、子育て家庭の個別ニーズを把握し、幼児教育・保育施設及び地域子育て支援事業の利用に当たっての情報集約や情報提供、相談などを行うことにより、利用者支援の充実を図ります。
4	一時預かりの充実	短時間の就労や臨時的な用務などの一時的な保育需要に対応するため、保育園における事業の充実を図ります。また、保護者の就労などに対応するため、幼稚園において、夏休みなどの長期休業日や保育終了後の預かりを実施し、子育て支援の充実を図ります。
5	【新規】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施 (再掲)	保護者の就労要件等を問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6か月以上満3歳未満のこどもであれば、誰でも気軽に保育園等を利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。
6	延長・休日保育の実施	就労状況の多様化などに対応するため、各地域の実情に合わせた保育時間の延長及び休日保育事業を実施します。
7	病児・病後児保育事業の実施	病児・病後児保育施設間の連携による利便性の向上に取り組みとともに、地域の保育園などに利用状況などの情報提供を行います。また、保育園などに入園した保護者に対して、事業の利用の周知を図ります。
8	ファミリー・サポート・センター事業の充実	相互援助活動事業であるファミリー・サポート・センター事業について、保育園などの利用者に対して周知を行い、会員数の拡大を図るとともに、利用ニーズと提供ニーズのコーディネート充実させ、利用拡大に努めます。

No.	取組名	内容
9	短期支援（ショートステイ）事業の実施	保護者の病気、出産などの理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う養育・保護を児童福祉施設への委託により実施します。
10	養育支援訪問事業の実施	育児不安の解消や養育技術の提供等のため、支援が必要な家庭を保健師や保育士が訪問し、育児や養育に関する相談・支援を行います。

基本施策③ 子育て世帯への経済的支援



【現状と課題】

子育て家庭に対する経済支援として、本市においては、児童手当、高校生相当年齢までのこどもの医療費助成などを行っているところですが、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン*」において、児童手当の拡充、出産等の経済的負担軽減などが盛り込まれ、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化が図られました。

本市において実施した子育て支援ニーズ調査の結果によると、子育てに関する悩み・気になることについて、未就学児童の保護者・就学児童の保護者ともに「こどもの教育資金に関すること」が5割を超えています。また、充実してほしい子育て支援についても、未就学児童の保護者では「保育所や幼稚園にかかる費用などの負担の軽減」を希望する声もあげられております。

このような状況を踏まえ、子育て世帯が安心して子育てができるよう、引き続き、経済的な支援を行います。

【今後の方向性】

経済的要因を理由に、子どもを生き育てることや結婚を希望する人が、諦めることがないよう、また、子どもが生まれ育つ環境によって左右されることなく安心して健やかに成長できるよう、基礎的な経済支援である児童手当の支給のほか、結婚・教育・保育や医療などの場面における経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	子ども医療費の助成	子育て世帯の医療費に係る経済的負担軽減のため、高校生相当年齢までの子どもの入院・通院にかかる医療費の助成を行います。
2	未熟児養育医療費の助成	養育のため指定養育医療機関に入院する未熟児の医療の全部又は一部を助成します。
3	【新規】 産婦健康診査費・ 1か月児健康診査費の助成	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、必要な支援につなげるため、産後2週間と1か月の「産婦健康診査」と「1か月児健康診査」に対して助成します。
4	妊娠・出産にかかる伴走型 支援と経済的支援の実施	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じる伴走型相談支援と、妊娠届け出時と乳児家庭全戸訪問時の面談後に給付金等を支給する経済的支援を一体的に行います。
5	児童手当の支給	児童手当を支給し、家庭生活の安定とこどもの健全な育成を図るとともに、今後も制度の周知に努めます。
6	出産にかかる経済的支援の 実施	国民健康保険に加入する世帯で、妊娠12週（85日）以上で出産をしたとき、被保険者の属する世帯の世帯主へ50万円支給します。また、産前産後の期間の国民健康保険税の軽減や国民年金保険料を免除します。
7	未就学児童に係る国民健康 保険税の軽減	国民健康保険に加入している世帯で、未就学児童がいる場合に、国民健康保険税を軽減します。
8	認可外保育施設利用者の 利用料の助成	認可外保育施設を利用している小学校就学前児童（0～2歳児クラスのみ）の保護者に、認可外保育施設の利用料と市内公立保育所に入所した場合に負担する保育料との差額について、その一部を補助します。
9	学校給食費にかかる支援の 実施	保護者の経済的負担の軽減のため、すべての児童生徒の給食費の無料化について検討するとともに、食物アレルギー等により毎日弁当を持参している児童生徒の保護者を対象に、給食費相当額を助成します。
10	学校生活等にかかる支援の 実施	遠距離通学児童生徒の通学費や修学旅行経費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
11	結婚新生活の支援	新婚世帯の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進と若者の定住促進につなげるため、結婚に伴う新居の家賃や住宅の取得費用、リフォーム費用、引越費用の一部を補助します。

No.	取組名	内容
12	教育資金の利子補給の実施	高校・大学等に入学または在学することとその扶養義務者等が、国の教育ローンを利用した場合、在学期間の利子の一部を補給します。

基本施策④ 生活に困難等を抱える子育て家庭への支援



【現状と課題】

貧困と格差は、こどもが生活面や学習面などで不利な状況に置かれ、人生における選択可能性が制約されることにより、将来的に貧困から抜け出せない貧困の連鎖につながる恐れがあります。

小中学生の保護者に行ったアンケート調査においても、経済的に困窮している世帯ほど、「生活に必要な日用品が買えなかった」「医療機関の受診を控えた」など日常生活に影響を与えているとともに、「旅行に行けなかった」「塾に通えなかった」など、こどもの体験や学習の機会の確保も難しくなっている傾向がみられています。

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、すべてのこども施策の基盤となるものです。

本市においては、生活に困窮している家庭などに対して、経済的な支援や就労支援を実施してきたところですが、今後も引き続き経済的な支援を実施していくとともに、学習や体験の機会の確保など、貧困による格差をなくし、すべてのこどもが健やかに成長できる環境を整備することが必要です。

【今後の方向性】

生活に困窮している家庭やひとり親家庭などに対して、個々の家庭が抱える課題に寄り添いながら、各種相談、生活・就労支援、経済的支援などを総合的かつ継続的に実施するとともに、こどもの学習支援の実施、こども食堂や居場所の充実を図ります。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	生活困窮者の自立支援	生活に困窮している方の自立を支援するため、包括的な相談支援を行う窓口として「暮らしサポート成田」を設置し、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。
2	【新規】 産科初回受診費用の助成	低所得の妊婦に対し、初回の受診費用の一部を助成するとともに、支援が必要な場合に、関係機関との連携を図ります。
3	児童生徒の就学援助の実施	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助を行います。
4	一時預かり事業の補助	保育所等における一時預かり事業を利用する児童の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、保育園や幼稚園に在籍していない生活保護世帯・市民税非課税世帯等の世帯に一時預かり事業の利用料の一部を補助します。
5	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する世帯に、幼児教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用、子ども・子育て支援新制度*に移行していない幼稚園の副食材料費用の一部を補助します。
6	養育支援訪問事業の実施（再掲）	育児不安の解消や養育技術の提供等のため、支援が必要な家庭を保健師や保育士が訪問し、育児や養育に関する相談・支援を行います。
7	【新規】 子育て世帯訪問支援事業	家事や育児に対して、不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる特に支援が必要な家庭を、支援員が訪問し、相談・支援を行います。
8	ひとり親家庭等の相談体制の充実	民生委員・児童委員、主任児童委員*、母子・父子自立支援員などによる生活相談や就労相談など、関係機関との連携により相談体制を充実させ、ひとり親家庭の自立の促進に努めます。
9	ひとり親家庭等の生活支援の充実	一時的に子育てが困難となったひとり親家庭や、こどもを家庭で養育できない場合などに対応するため、母子生活支援施設などの情報提供を行い、自立に向けた生活支援を行います。
10	ひとり親家庭等の就労支援の充実	県や関係機関などと連携して、職業訓練や技能習得の支援を行う就労相談や情報提供を行います。また、就職に向けて役立つ技能を身に付けるために、ひとり親が一定期間以上就学する場合や、教育訓練講座を受講した場合などに、給付金を支給します。

No.	取組名	内容
11	ひとり親家庭等の 経済的支援の充実	児童扶養手当の支給、母子・父子家庭等医療費の助成、遺児等手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を活用し、ひとり親家庭の安定と自立に向けて経済的支援を図ります。
12	ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格 支援給付金の支給	ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験*に合格するための講座を受講する場合に、受講開始時及び受講修了時に給付金を支給し、2年以内に全科目合格した場合には、さらに給付金を追加支給します。
13	交通遺児、母子家庭等 就学資金の貸付け	交通遺児、母子・父子家庭などで養育する児童が高等学校に進学する場合、養育者に修学資金及び入学一時金の貸付けを行います。

基本目標3 地域全体でこどもの成長を支えるための環境づくり

基本施策① 地域における子育て支援活動の推進



【現状と課題】

核家族化の進展、共働き世帯の増加などにより、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。自分の生まれ育った地域以外で生活をしている家庭も多く、不安や悩みを誰にも相談できずに孤立して子育てをしている保護者も少なくありません。また、こどもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら様々な体験をすることで、心豊かに成長することができます。

本市においては、こども家庭センターにおいて、支援が必要な家庭やこどもの早期発見・早期対応のために、学校等への訪問や各地区の主任児童委員や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係機関と連携しているほか、地域のボランティアが学校の活動に参加できるしくみを整えるなど、地域でこどもを見守り育てる体制づくりを推進してきました。

今後も引き続き、地域の関係機関との連携を深めるとともに、こどもの育ちや子育て家庭を地域全体で見守り、支える環境を整えることが重要です。

【今後の方向性】

こども家庭センターにおいて、支援が必要な家庭やこどもの早期発見・早期対応のために、学校や主任児童委員、社会福祉協議会などの地域の関係機関と連携を強化するとともに、地域のボランティアが学校の活動に参加するなど、地域でこどもを見守り育てる体制づくりを推進します。

また、子育て関係団体等への支援の充実を図るとともに、団体同士のネットワークの構築を支援することにより、地域の子育て支援活動の活性化を図ります。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	【新規】 こどもの居場所づくりの 推進（再掲）	地域で多くのこどもの居場所となっているこども食堂やプレーパーク、学習支援の場などを実施する団体等に運営費等を助成し、こどもの居場所の拡充を図ります。
2	【新規】 子育て支援団体等の連携の 支援	市内において子育て支援を実施している団体との連絡・調整等を行い、相互の情報共有に努めます。また、団体同士の連携や情報共有が図られるよう支援します。
3	【新規】 こども家庭センターによる 相談体制の充実	妊娠・出産・子育て、こどもや家庭に関することについて一体的な相談・支援を行うとともに、学校や医療機関、児童相談所などの関係機関と連携して、支援を必要とするこどもや家庭の早期発見・早期対応に努めます。
4	子どもを守る地域 ネットワークの充実（再掲）	児童虐待の予防、早期発見・早期対応を図るため、家庭児童相談員の活動と併せ、関係機関による要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、子どもを守る地域ネットワークのさらなる充実を図ります。
5	ファミリー・サポート・ センター事業の充実 （再掲）	相互援助活動事業であるファミリー・サポート・センター事業について、保育園などの利用者に対して周知を行い、会員数の拡大を図るとともに、利用ニーズと提供ニーズのコーディネート充実させ、利用拡大に努めます。
6	青少年健全育成団体、 スポーツ少年団等の活動 への支援	青少年育成団体の活動に助成・支援を行い、地域における青少年活動を活発化し、様々な人々との交流、体験学習活動の環境整備を進めます。また、スポーツ少年団などの活動を支援するため、運営費を補助します。
7	学校と地域の連携の推進 （再掲）	地域と学校が連携し、こどもの育ちを支援するため、学校や保護者、地域が学校の運営について協議するとともに、学校の求めに応じ、地域のボランティアが学校を支援する活動に参加できるしくみを整えるなど、地域でこどもを見守り育てる体制づくりを推進します。

基本施策② こどもや子育て世帯が安心して過ごせる環境の整備



【現状と課題】

近年、ワーク・ライフ・バランスを意識した多様で柔軟な働き方が浸透しつつあります。

未就学児童の保護者と就学児童の保護者へのアンケート調査においても、共働き世帯の割合は7割を超えているほか、母親がフルタイムで就労している割合が5割弱となっており、前回の調査より1割程度増加しています。女性の就労率の増加に伴い、今後も増加することが見込まれることから、共働き世帯が子育てしやすい環境の整備が必要です。

また、主に子育てを行っている人については、5年前の調査より「父母ともに」と回答した割合は増加しているものの、「主に母親」が行っている割合も多く、家事や育児などについて、家庭において協力し合って行うことが求められます。

また、こどもの防犯対策や通学路の交通安全についての意見もあり、こどもを有害な環境から守るために、事故や犯罪を防止するための取組を進め、子育て家庭が安心してこどもを育てられる環境の整備が求められています。

【今後の方向性】

子育てと就労の両立に向け、ワーク・ライフ・バランスや女性の就労を支えるための取組を実施するとともに、保護者が協力して子育てをする環境づくりを推進します。

また、地域における見守り活動を充実するとともに、犯罪や事故に関する普及啓発を行い、こどもが事故や犯罪に巻き込まれることなく、健やかに成長できる環境を整備します。

【主な取組事項】

No.	取組名	内容
1	地域におけるこどもの安全・安心のための取組	青色灯防犯パトロールカーの運行や防犯メールの配信を行います。また、こどもの帰宅を促すための夕方の音楽放送、新入学児童に対する防犯ブザー等の配付や小学校低学年を対象とした交通安全教室を実施します。
2	DV相談の充実（再掲）	DV被害者について、女性のための相談窓口など各種相談窓口を設け、相談体制の充実を図るとともに、DV防止のための啓発などを行います。
3	消費者教育の推進	若者に発生しやすいトラブルを防止するため、成人式および市内大学・専門学校で若者向けの消費啓発物資を配布し、啓発を図ります。また、消費者教育として「親子向けの消費者講座」を開催します。
4	薬物乱用防止の普及・啓発	薬物に関する正しい知識の普及のため、薬物乱用防止に関する啓発などを行います。
5	子育て講座の実施	育児についての学習や体験の機会を増やすため、パパママクラスや健診などへ男性の参加を促進するとともに、積極的な情報提供を行います。
6	事業所内保育施設の設置促進	商工業団体などの関係機関との連携のもと、子育てと仕事の両立を図るため、事業所内保育施設*の設置についての啓発及び情報提供を行います。
7	子育てしやすい職場環境づくりの促進	保護者が共に協力して子育てをする環境づくりを進めるとともに、男性も女性も育児休業などが取得しやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発を行います。
8	育児休業制度などの普及啓発と利用促進	育児休業制度の定着やフレックスタイム制、育児中における勤務時間短縮の導入など、子育てしやすい職場環境に向け、商工団体や経営者に対して理解と協力を求めるとともに、制度の趣旨や内容についての情報提供、普及啓発活動に努めます。また、事業者による一般事業主行動計画*の策定と計画の推進を支援します。
9	就労支援の充実	若年者就業支援施設「ジョブカフェちば」と共催し、就職を希望している15歳から概ね30歳代への就職活動相談会を開催します。また、国や県、関係団体と連携して、子ども連れでも利用しやすい環境で、就職に関するセミナーや就職情報を提供するなど、子育て中の方の再就職を支援します。
10	男女共同参画の推進	講座やセミナーの開催等により、市民の男女共同参画意識を高めます。また、男性の家事や育児へ関わる意識向上のための取組を行い、家庭における男女共同参画意識を高めます。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本計画では、令和6年1月に実施したアンケート調査の結果をもとに、保護者の就労状況や子ども・子育て支援に係る各事業の利用状況、潜在的な利用希望を把握するとともに、これまでの利用実績を踏まえ、5年の計画期間（令和7年度から令和11年度）における、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと具体的な教育・保育の提供方針としての確保方策を定めます。

1 提供区域の設定

提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件などを総合的に勘案した結果、地区の状況を踏まえた整備などを行うよう十分に配慮するものの、利用者のサービス利用の際の選択肢の拡大、居住エリア以外の施設・サービスの利用を希望する際のニーズの吸収、また、第1期・第2期においても利用者が区域にこだわらず施設を利用できている状況を踏まえ、本計画においても、「成田市全域を1つの区域」として設定します。

なお、市域全域をひとつの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化などを見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。

2 教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容

すべての子どもに良質な保育環境を保障するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、ニーズを的確に捉えながら、量的・質的充実を図るとともに、地域に根ざした多様な子育て支援事業を提供することにより、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、子どもが大切にされ健やかに成長できるよう支援します。

また、子どもの連続した育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育施設と地域型保育事業の連携を支援します。さらに、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行のため、保育園や幼稚園、認定子ども園と小学校等との連携・交流の機会の充実を図ります。

認定子ども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず、乳幼児期の保育や教育を一体的に行う施設であることから、利用者のニーズ、施設・設備などの状況、設置者の意向を踏まえて、普及・促進を図ります。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴って、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行うとともに、必要に応じて、給付方法や事務手続の見直しを行います。

また、給付の対象施設である特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、市町村は都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請できることから、千葉県との連携や情報共有を図りながら、適正に取り組みます。

4 教育・保育

(1) 1号認定：3歳以上で教育を希望（認定こども園及び幼稚園）

単位：人

1号認定	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,054	991	923	884	859	869
② 確保方策	2,044	2,044	1,999	1,999	1,999	1,999
②-①	990	1,053	1,076	1,115	1,140	1,130
確保方策の内容	・ 引き続き、受け入れ態勢を維持します。					

(2) 2号認定：3歳以上で保育を希望（認定こども園及び保育園）

単位：人

2号認定	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,635	1,591	1,522	1,498	1,494	1,554
② 確保方策	認定こども園 認可保育園	1,933	1,933	1,941	1,941	1,941
	地域型保育事業	3	3	3	3	3
	企業主導型保育 施設*（地域枠）	—	14	14	14	14
②-①	301	359	436	460	464	404
確保方策の内容	・ 認定こども園等の利用定員の増加を図ります。					

(3) 3号認定：満3歳未満で保育を希望（認定こども園・保育園・地域型保育事業）

単位：人

0歳		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		321	304	317	329	340	350
② 確保 方策	認定こども園 認可保育園	290	290	290	290	290	290
	地域型保育事業	52	55	55	55	55	55
	企業主導型保育 施設（地域枠）	—	5	5	5	5	5
②-①		21	46	33	21	10	0
1歳		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		505	492	520	537	551	564
② 確保 方策	認定こども園 認可保育園	421	421	427	427	427	427
	地域型保育事業	87	91	91	91	91	91
	企業主導型保育 施設（地域枠）	—	5	5	5	5	5
②-①		3	25	3	▲14	▲28	▲41
2歳		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み		537	488	499	529	550	570
② 確保 方策	認定こども園 認可保育園	514	514	520	520	520	520
	地域型保育事業	94	99	99	99	99	99
	企業主導型保育 施設（地域枠）	—	5	5	5	5	5
②-①		71	130	125	95	74	54
確保方策の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～2歳までの保育需要に対して、令和7年度に小規模保育事業所1園を開設し、定員の増加を図ります。 ・ 認定こども園等の利用定員の増加を図ります。 ・ 1歳児については、小規模保育事業所における2歳児との合同保育などにより、量の見込みに対する供給量の確保を図ります。 ・ 保育士確保に向けた取組による利用定員の見直しや幼稚園等の認定こども園への移行の推奨等による定員の増加を図ります。 					

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

保育園等において保育認定時間を超えて保育を行う事業です。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	975	947	945	960	977	1,013
② 確保方策	975	947	945	960	977	1,013
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 延長保育利用希望者に対しては、柔軟な受け入れ態勢が整っており、必要性に応じ利用可能となっております。 					

(2) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭などの児童に対して、児童ホームにおいて放課後の遊びや生活の場を提供し健全育成を図るとともに、すべての児童の多様な体験活動の機会の確保のため、放課後子ども教室との校内交流型の推進を図ります。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,544	1,613	1,619	1,623	1,627	1,629
1年生	463	504	503	502	501	499
2年生	465	428	428	428	428	427
3年生	352	362	362	362	361	361
4年生	172	231	233	234	235	235
5年生	68	60	64	66	70	73
6年生	24	28	29	31	32	34
② 確保方策	1,475	1,595	1,595	1,595	1,635	1,635
低学年	1,280	1,294	1,293	1,292	1,298	1,293
高学年	195	301	302	303	337	342
②-①	▲69	▲18	▲24	▲28	8	6
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に成田児童ホーム及び本城児童ホームを拡大し、定員の増加を図ります。 需要が多く待機児童が発生している地区について、順次解消を図るため、施設を増設するなど、児童が安心して過ごせる生活の場の確保に向けた整備を推進します。 					

単位：か所

放課後子ども教室との校内交流型の推進	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	8	8	9	9	10	10

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

保護者が、疾病などにより、児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が委託した児童養護施設*などにおいて、原則7日以内として養育・保護を行う事業です。

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	0	16	20	20	24	24
② 確保方策	12	16	20	20	24	24
②-①	12	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ先の拡充を図り、支援を必要とする子育て家庭の受け入れ態勢を整えます。 					

(4) 病児保育事業

こどもが病気または病気の回復期に、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に病院・保育所等において、一時的に保育を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	594	594	591	598	606	626
② 確保方策	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②-①	1,806	1,806	1,809	1,802	1,794	1,774
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 成田ナーシング保育室、めだか病児保育室の2施設、各定員6名で実施します。 					

(5) 利用者支援事業

子ども及び保護者、または妊娠している方に教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用について相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業です。

単位：か所

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	2	2	5	5	5	5
基本型	0	0	3	3	3	3
地域子育て相談機関	0	0	3	3	3	3
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
② 確保方策	2	2	5	5	5	5
基本型	0	0	3	3	3	3
地域子育て相談機関	0	0	3	3	3	3
特定型	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育課内に利用希望者への情報や施設利用状況を案内するスタッフを配置し、サービスの向上を図っています。 ・ 子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、母子健康手帳の交付の際にすべての妊婦に対し、保健師などによる面談を行い、個々に合った支援プランを作成することによって、妊娠期から就学前まで、切れ目ない支援を実施しています。 ・ 令和8年度から、子ども館・三里塚コミュニティセンター・公津の杜コミュニティセンター内にある「なかよしひろば」において、基本型を実施し、併せて、こどもや子育て世帯に身近な相談場所として「地域子育て相談機関」を設置します。 					

(6) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等において、子育ての相談や情報提供を実施するとともに、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	58,415	61,226	63,500	65,566	67,524	68,809
② 確保方策	58,415	61,226	63,500	65,566	67,524	68,809
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の8施設（公共施設3カ所、公立保育園2カ所、私立保育園2カ所、私立認定こども園1カ所）において、それぞれの特色を生かし、利用者の確保に努めます。 ・ 実施施設について、令和8年度に1施設、令和10年度に1施設を増設します。 					

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児童の預かりや送迎等、放課後児童健全育成事業等の支援を希望する者（利用会員）と、支援を行うことを希望する者（協力会員）及びどちらも希望する者（両方会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

単位：人日/週

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5	18	18	18	18	18
② 確保方策	5	18	18	18	18	18
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用会員数並びに協力会員数の増加に努め、組織規模を拡大し、支援内容の周知を図り利用しやすい提供体制を整えます。 					

(8) 一時預かり事業（幼稚園・保育園ほか）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった児童を、主として昼間において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	42,639	38,794	36,200	34,745	33,806	34,283
② 確保方策	42,639	38,794	36,200	34,745	33,806	34,283
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労等に対応した平日の教育時間終了後及び長期休業期間における預かり保育の充実を図ります。 ・ 一時預かり利用希望者に対しては、柔軟な受け入れ態勢が整っており、必要性に応じ利用可能となっております。 					

その他（保育園等）

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	6,083	5,692	5,598	5,602	5,618	5,739
② 確保方策	21,527	21,527	21,527	21,527	21,527	21,527
②-①	15,444	15,835	15,929	15,925	15,909	15,788
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の20施設により、引き続き受け入れ態勢を維持します。 					

(9) 妊婦健診事業

妊娠中の健康管理の向上と経済的な負担の軽減を図るため、母子健康手帳交付時に、妊婦健診 14 回分の助成券を発行しています。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	816	820	844	863	879	896
② 確保方策	816	820	844	863	879	896
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 契約医療機関において、妊婦健診を実施します。					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師、助産師が訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげ、乳児を育てている家庭の孤立化を防ぎ、適切な養育環境の確保を図ります。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	764	804	827	846	862	878
② 確保方策	764	804	827	846	862	878
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 保健師または助産師を派遣し、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。					

(11) 養育支援訪問事業

育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に保健師や保育士等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行い、養育環境を整えます。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	223	230	230	230	230	230
② 確保方策	223	230	230	230	230	230
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、保育士等が支援を必要とする家庭を訪問することにより、養育支援を行います。 					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の副食材料費用に対し、助成を行います。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	446	747	737	740	744	762
② 確保方策	446	747	737	740	744	762
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設*などを通して、対象者に補足給付事業の周知を図ります。 					

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究を行うとともに、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置・運営を促進するための事業を必要に応じて実施するほか、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用することの保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える、特に支援が必要な子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援し、養育環境を整える事業です。

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	86	150	170	170	200	200
② 確保方策	86	150	170	170	200	200
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ先の拡充を図り、支援を必要とする子育て世帯への支援態勢を整えます。 					

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談・支援等を行う事業について、実施を検討します。

単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	—	20	20	20	20
② 確保方策	—	—	20	20	20	20
②-①	—	—	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度から、1施設において、児童育成支援拠点事業の実施を検討します。 					

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等の支援を行う事業について、必要に応じて実施します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後6ヶ月以上満3歳未満の児童を保育所などの施設に通わせることができる制度です。

単位：人/日

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	—	16	16	16	16	16
0歳	—	4	4	4	4	4
1歳	—	6	6	6	6	6
2歳	—	6	6	6	6	6
② 確保方策	—	16	16	16	16	16
0歳	—	4	4	4	4	4
1歳	—	6	6	6	6	6
2歳	—	6	6	6	6	6
②-①	—	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園、認定こども園、地域型保育事業等において、柔軟な受け入れ態勢を整えます。 					

(18) 産後ケア事業

産後に家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある産婦などに対して、助産師等の専門職がサポートをする事業です。

単位：人日/年

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	351	514	641	768	877	957
② 確保方策	351	514	641	768	877	957
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 受け入れ先の拡充を図り、支援を必要とする産婦及び乳児への支援態勢を整えます。					

(19) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦への相談支援を行う妊婦等包括相談支援事業を実施します。

単位：回

※妊娠届出数の単位：人

	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 妊娠届出数 面談実施合計回数 ※令和7年度以降、面談回数3回/1組	816 2,147	820 2,460	844 2,532	863 2,589	879 2,637	896 2,688
② 確保方策	2,147	2,460	2,532	2,589	2,637	2,688
こども家庭センター	1,358	1,640	1,688	1,726	1,758	1,792
上記以外	789	820	844	863	879	896
②-①	0	0	0	0	0	0
確保方策の内容	・ 保健師または助産師が、妊産婦の面談を行います。					

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の周知

本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくために、子どもや家庭、地域、企業などが、本市の子ども・子育て支援施策に関心を持つことが必要です。本市では、子どもまんなか社会の実現のため、子どもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体で子どもを見守り、子どもを大切にするための気運の醸成に向け、本計画に関する周知を進めます。

2 推進体制の整備

(1) 本市の推進体制の整備

本計画に基づき適切に事業を実施するため、子どもや子育て当事者のニーズを把握するとともに、関係機関及び各担当課との連携をより一層深め、地域の実情に応じて効果的な施策を推進します。

(2) こどもの意見の尊重・社会参画の推進

子ども施策の決定や実施に当たり、子どもから幅広く意見を聴くとともに、子どもが参画する機会を確保し、その意見が施策に反映されるよう努めます。

(3) 地域や関係団体等との連携・協働

こどもの権利を保障し、こどもの育ちを地域全体で支えていくため、地域の子育て支援団体、NPO法人、企業などの活動を支援するとともに、連携を図り協力しながら計画を推進します。

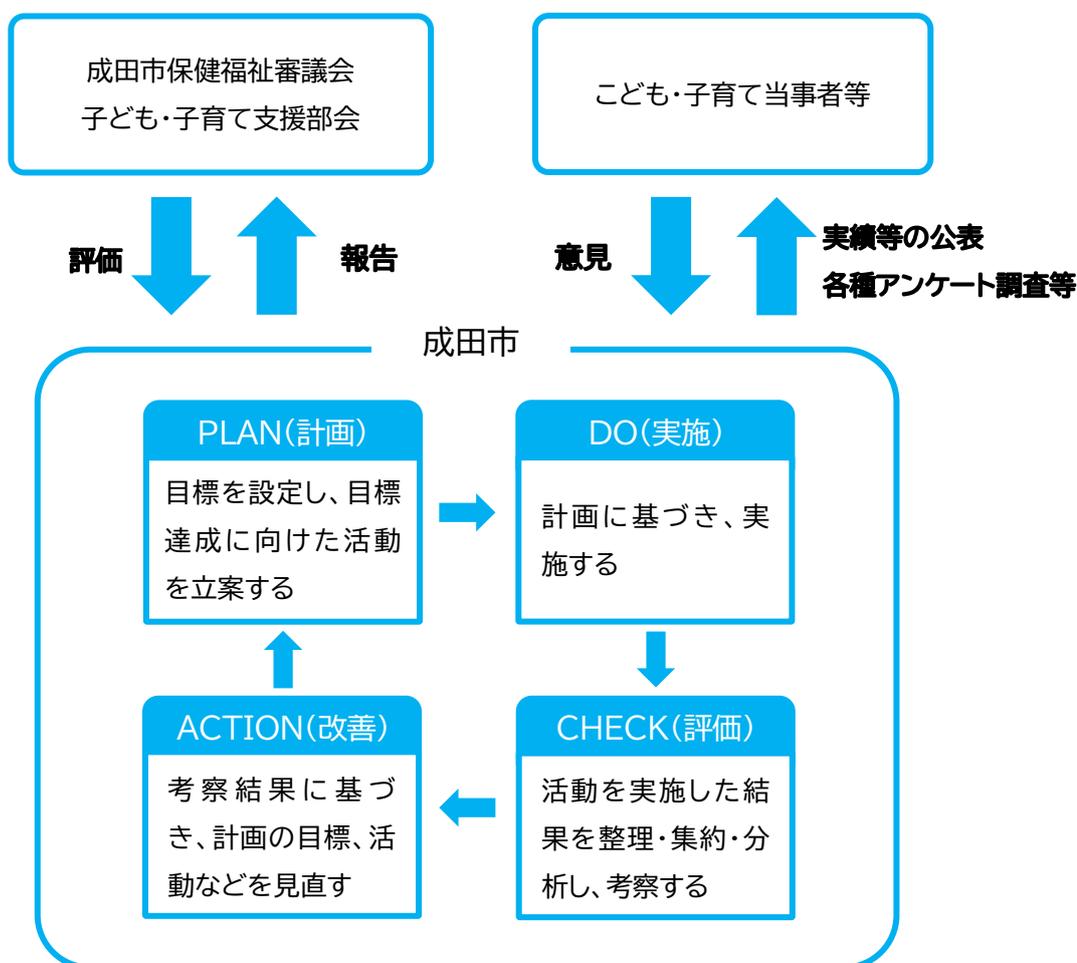
3 計画の点検・評価の実施

本計画に基づく施策を推進するために、PDCA サイクルに基づき、毎年度、「進捗を計る指標」で定める「参考指標」の推移を確認することにより、進捗状況の評価を行います。

評価に当たっては、附属機関である「成田市保健福祉審議会」及びその部会である「成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会」に報告を行い、意見を求め、その結果を市ホームページで公開し、こどもや子育て当事者への情報提供を行います。さらに、こどもや子育て当事者にアンケート調査等を実施し、意見を聴取することで、施策への反映に努めます。

本計画の別冊「施策の体系に基づく具体的な取組」については、毎年度、事業の実施状況に応じて更新します。

さらに、本計画の最終年度には、「進捗を計る指標」で定める「成果指標」に基づき、計画の達成度を評価します。



資料編

1 策定経過

年月		項目	内容
令和6年	1~7月	計画策定に係るアンケート調査及び意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ニーズ調査 ・子ども・若者意識調査 ・子どもの生活実態調査 ・意見聴取の実施
	7月	第1回成田市子ども計画策定委員会・検討部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案及び基本理念等について ・各種アンケート調査等の結果について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策等について
		第1回保健福祉審議会 子ども・子育て支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・骨子案及び基本理念等について ・各種アンケート調査等の結果について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策等について
	8月	第1回成田市保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画の策定について
	10月	第2回成田市子ども計画策定委員会・検討部会合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画（素案）について
		第3回成田市子ども計画策定委員会・検討部会合同会議（書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画（素案）について
		第2回保健福祉審議会 子ども・子育て支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画（素案）について
	11月	第2回成田市保健福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画（素案）について
	12月	パブリックコメントの実施（12月15日~1月15日）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画（素案）に対するパブリックコメント
	令和7年	2月	第3回保健福祉審議会 子ども・子育て支援部会
第3回成田市保健福祉審議会			<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画（案）の諮問
第4回成田市保健福祉審議会			<ul style="list-style-type: none"> ・第1期成田市子ども計画（案）の答申

2 用語解説

◆英字

用語	解説
DV	ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことです。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがあります。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されます。

◆あ行

用語	解説
育児休業	こどもが1歳（保育園に入所できないなど、一定の場合は2歳）に達するまでの育児休業の権利を保障する制度です。父母ともに育児休業を取得する場合は、こどもが1歳2か月に達するまでの1年間、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度の育児休業の取得が可能となっています。
一般事業主行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間、②目標、③目標を達成するための対策の内容と実施時期を具体的に盛り込み策定するものです。従業員101人以上の企業に、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。
医療的ケア児	たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこどものことです。
エンゼルプラン	平成6年に文部・厚生・労働・建設(すべて旧省庁名)の4大臣合意によって策定された10カ年計画です。日本で初めての総合的な少子化対策・子育て支援として、仕事と子育ての両立の支援など、こどもを産み育てやすい環境づくりの推進を図るための施策が盛り込まれました。

◆か行

用語	解説
外国にルーツがある こども	国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国出身者であるこどもや、海外生まれ・海外育ちなどで日本語が第一言語ではないこどものことです。
加速化プラン	こども未来戦略の中で、集中的に取り組む施策を掲げたものです。子育てに係る経済的支援の強化やすべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充などを主な施策としています。
企業主導型保育施設	平成 28 年 4 月 1 日に内閣府が開始した企業向けの助成制度である企業主導型保育事業を活用して設置した保育施設です。企業が、自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供することができます。
居宅訪問型児童発達 支援	重度の障がい、通所型のサービスが受けられないこどもの自宅に訪問し、療育活動を通して心身の成長を促し、発達を支援するサービスのことです。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が平均して一生の間に産むこどもの数に相当するものです。
高等学校卒業程度認 定試験	高等学校を卒業していない者の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同程度の学力があることを認定するための試験です。合格者には大学・短大・専門学校の受験資格が与えられます。また、就職、資格試験等に活用することができます。
子ども・子育て支援新 制度	平成 27 年 4 月 1 日から開始した新制度です。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。
子ども・子育て支援法	幼稚園・保育所などの利用料負担や養育支援などを、共通の財政支援により行う仕組みを構築し、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目的とした法律です。
子ども・若者育成支援 推進法	平成 22 年 4 月 1 日に施行された法律です。子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため支援やその他の取組について、基本理念や施策の基本となる事項などを定め、施策を推進することを目的としています。
こども家庭センター	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを統合した、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもの一体的相談機関のことです。
こども食堂	地域の団体や企業などが運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂です。

用語	解説
こどもの最善の利益	児童の権利に関する条約で定められている原則の1つです。こどもに関することを行うときは、そのこどもにとっても最も良いことが第一に考慮されるべきである、という考え方のことです。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	平成 26 年 1 月 17 日に施行された法律です。貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、基本理念や基本となる事項を定め、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としています。
こども発達支援センター	小学校就学前の障がいや、心身の発達に遅れのあるこどもが、親子で通園し発達支援を受けるための施設です。障がいや発達に関する相談に応じ、日常生活の自立支援や機能訓練を行い、遊びや学びの場を提供します。
こども未来戦略	全てのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を通して、切れ目ない子育て支援の充実を図り、こども政策を総合的に推進するため、基本的な方針等を定めたものです。

◆さ行

用語	解説
事業所内保育施設	会社の事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育する施設です。
次世代育成支援対策推進法	平成 17 年 4 月 1 日に施行された法律です。当初は平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法でしたが、法改正により法律の有効期限が令和 17 年 3 月 31 日まで延長されています。わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、時代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。
児童委員	地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

用語	解説
児童虐待	保護者などがこどもの身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないことをいいます。なぐる・けるなど暴力を加える身体的虐待、言葉による脅かし・面前でのDVなどの心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄・怠慢）などがあります。
児童相談所	18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について、子どもや保護者などからの相談に応じ、子どもの最善の利益を図るために共に考え、それぞれの子どもや保護者に最も適した援助や指導を行う機関です。
児童の権利に関する条約	1989年11月20日に国連総会において採択された、こどもの基本的人権を保障するために定められた条約です。現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締結している世界的な条約です。 こどもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じように、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長過程において必要となる保護や配慮について定めています。
児童ホーム	保護者が就労等により昼間いない家庭の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする施設です。
児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設です。
出生率	人口1,000人当たりの1年間の出生数の割合です。
主任児童委員	一部の児童委員が自動に関する専門的に担当する主任児童委員の指名を受け、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。
準要保護児童生徒	一定の要件（世帯の総所得が生活保護基準の1.3倍に学校給食費の実費相当額を合算した金額を下回る場合）を満たし、準要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒です。
小規模学校支援教員	小規模学校において、2つの学年を1つの学級にした「複式学級」を支援し、各学年に応じた学習指導などを行う教員のことです。
小規模特認校	少人数ならではのきめ細かな指導や地域の特性を生かした活動など、特色ある教育を行う学校です。一定の条件のもと市内全域から入学を認めています。
小規模保育事業所	主に0～2歳児までのこどもを対象とした、定員6人以上19人以下の少人数できめ細かな保育を行う事業所のことです。

用語	解説
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。
潜在保育士	現在は離職している保育士資格取得者のことです。

◆た行

用語	解説
待機児童	<p>保育所等への入所に係る待機児童については、保育所等への入所申込を行っているが、入所待ちになっている「入所待ち児童数」のうち国が定める待機児童に該当する児童をいいます。</p> <p>児童ホームへの入所に係る待機児童については、児童ホームへの入所申込を行っているものの、児童ホームの定員の超過により利用できていない児童をいいます。</p>
地域型保育事業	認可保育園（原則定員 20 名以上）より少人数の単位で、主に 0～2 歳児までのこどもを保育する事業のことです。市町村の認可事業であり、①小規模保育（利用定員 6 人以上 19 人以下）、②家庭的保育（利用定員 5 人以下）、③居宅訪問型保育、④事業所内保育の 4 つのタイプがあります。
地域子育て支援センター	子育て親子の交流の場の提供や交流の促進を行うとともに、子育て等に関する相談・援助や地域の子育て関連情報の提供などを実施します。
特定教育・保育施設	市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認可保育園、認定こども園及び幼稚園）のことです。

◆な行

用語	解説
日本語教育補助員	教員とともに外国にルーツがある児童生徒の日本語指導や学習支援を行うほか、保護者と学校の連絡調整のため、保護者面談等の通訳、配布文書の翻訳など行います。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設のことです。

◆は行

用語	解説
バリアフリー	子育て家庭、障がい者、高齢者などが社会生活を営む上で生活の支障となる物理的な障害や精神的障壁を取り除くための取組です。
不育症	妊娠はするものの、流産、死産や新生児死亡（生後 1 週間以内の死亡）などを繰り返し、結果的にこどもを持つことができない場合のことをいいます。
ブックスタート	絵本の読み聞かせ体験と同時に絵本を配布し、赤ちゃんとその保護者が絵本を介して心触れ合うひとときをもつきっかけをつくる事業です。
プレーパーク	市内の公園などを利用し、こどもが自主的に工夫をして遊びを作り出すことができる遊び場を提供する取組のことで。
保育コンシェルジュ	こどもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報集約と提供を行うとともに、利用に当たっての相談に応じ、必要な助言・関係機関との連絡調整を行います。
放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の参画を得て、外遊びや自主学习、スポーツ、ものづくり等の体験活動の機会を提供します。地域の方々との交流活動等を通して、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
保留児童	保育所等への入所申込をしているものの、保育所等の定員の超過により利用できていない児童をいいます。

◆ま行

用語	解説
民生委員	厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職地方公務員で、児童委員を兼ねています。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めています。

◆や行

用語	解説
やさしい日本語	難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。

用語	解説
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことです。
要保護児童生徒	生活保護法における保護を受けており、要保護児童生徒に係る認定を受けている児童生徒です。

◆ら行

用語	解説
ライフサポートファイル	こどもの日々の成長や生活の状況、支援内容などを保存・記録することができるファイルのことです。
療育	心身に障がいや発達の違い、またはその可能性のあるこどもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、日常生活や集団生活での自立支援や機能訓練を行い、基礎的な生活能力の向上を図ることを目的としています。

3 成田市保健福祉審議会設置条例

平成10年9月29日
条例第25号

(設置)

第1条 本市の保健福祉施策の総合的かつ計画的運営に関する事項を調査審議するため、成田市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 保健、医療及び福祉施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉施策の推進及び運営に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、保健、医療及び福祉施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特定事項を調査審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特定事項の調査審議期間とする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「地区計画建築審議会」の次に「保健福祉審議会」を加える。

附 則(平成21年3月25日条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

4 成田市保健福祉審議会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

No.	氏名	区分	備考
1	西田 裕介	識見を有する者	会長
2	山田 三雄	保健医療福祉関係者	副会長
3	杉原 文哉	公募による市民	
4	小川 正洋	公募による市民	
5	野内 一嘉	保健医療福祉関係者	
6	里見 久恵	保健医療福祉関係者	
7	秋葉 政宏	保健医療福祉関係者	
8	城 順子	保健医療福祉関係者	
9	小川 康子	保健医療福祉関係者	
10	但野 澄子	保健医療福祉関係者	
11	飯田 政則	保健医療福祉関係者	
12	仲野 明治	保健医療福祉関係者	
13	高橋 知子	保健医療福祉関係者	
14	高橋 雅美	保健医療福祉関係者	
15	木村 恵子	保健医療福祉関係者	

(順不同・敬称略)

5 成田市保健福祉審議会子ども・子育て支援部会委員名簿

任期：令和5年7月3日～令和7年3月31日

No.	氏名	区分	備考
1	山田 三雄	子ども・子育て支援に関し識見のあるもの	部会長
2	木村 恵子	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
3	高橋 雅美	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
4	高橋 知子	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
5	小川 康子	子ども・子育て支援に関し識見のあるもの	
6	小倉 裕子	保護者代表	
7	名雪 麻衣子	保護者代表	
8	高嶺 未樹子	保護者代表	
9	岸本 達也	子ども・子育て支援に関する事業に従事するもの	
10	古川 都美子	事業主を代表するもの	
11	塩島 智之	保護者代表	任期： R6.7.31～R7.3.31
12	里見 久恵	医療関係者	任期： R6.7.31～R7.3.31
13	城之内 利彦	青少年教育関係者	任期： R6.7.31～R7.3.31
14	宮田 幸世	人権に関する有識者	任期： R6.7.31～R7.3.31
15	廣田 一利	学校教育関係者	任期： R6.7.31～R7.3.31

(順不同・敬称略)

6 成田市子ども計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村子ども計画(以下「計画」という。)策定に関し必要な事項を検討するため、成田市子ども計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関する事項。
- (2) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副市長の職にある者をもって充てる。

(検討部会)

第4条 委員会に検討部会を置く。

2 検討部会は別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 検討部会に部会長を置き、こども未来部長の職にある者をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討部会に、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、こども政策課、子育て支援課、保育課及び健康増進課の室長及び係長をもって組織する。

3 ワーキンググループは、計画の策定上必要な資料の収集、検討、調査研究を行い検討部会に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

3 ワーキンググループは、こども政策課長が招集し、これを主宰する。

4 委員会及び検討部会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

第7条 委員会、検討部会、ワーキンググループの事務局は、こども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

副市長 企画政策部長 財政部長 福祉部長 こども未来部長 健康推進部長 都市部長 教育部長
--

備考

副市長は、こども未来部に関する事務を所掌する副市長の職にある者をもって充てる。

別表第2

こども未来部長 企画政策課長 財政課長 社会福祉課長 障がい者福祉課長 こども政策課長 子育て支援課長 保育課長 健康増進課長 都市計画課長 公園緑地課長 教育総務課長 学務課長 教育指導課長 生涯学習課長 公民館長 図書館長
--

第1期成田市こども計画

発行： 令和7年3月

企画・編集： 成田市こども未来部こども政策課
〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

電 話：0476-22-1270

ファクス：0476-24-1086

U R L： <http://www.city.narita.chiba.jp>

登録番号： 成こ政 24-●●●